

令和4年度

地方税に関する参考計数資料

令和4年2月

総務省自治税務局

地方税に関する参考計数資料

目 次

1	地方税及び地方譲与税収入見込額（令和4年度）	1
2	税制改正による増減収見込額（令和4年度）	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	38
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	40
13	市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和3年度）	42
14	超過課税の状況	46
15	法定外税の実施状況（令和3年度）	48
16	政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（令和2年度）	57
17	地方税の税率等の推移	58
18	都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（令和2年度）	170
19	道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（令和2年度）	172
20	道府県税収入等の都道府県別所在状況（令和2年度）	174
21	市町村税収入等の都道府県別所在状況（令和2年度）	182
	（参考）超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況（令和2年度）	192
22	県民経済計算	194
23	主要経済指標の推移	196

1 地方税及び地方譲与税収入見込額（令和4年度）

I 地方税

(1) 総括表

(単位：億円)

区分	令和3年度 当初見込額 (A)	令和4年度							(G)の 構成割合 (%)	
		令和3年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(Δ)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(Δ)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和3年度 当初見込額 に対する増 減(Δ)収額 (G)-(A)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道府県税	172,340	17,552	189,892				189,892	17,552	110.2	46.0
2. 市町村税	211,108	12,544	223,652	△ 471		△ 471	223,181	12,073	105.7	54.0
3. 合計	383,448	30,096	413,544	△ 471		△ 471	413,073	29,625	107.7	100.0

(参考1) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区分	令和3年度 当初見込額 (A)	令和4年度							(G)の 構成割合 (%)	
		令和3年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(Δ)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(Δ)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和3年度 当初見込額 に対する増 減(Δ)収額 (G)-(A)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道府県税	137,140	15,162	152,302				152,302	15,162	111.1	36.9
2. 市町村税	246,308	14,934	261,242	△ 471		△ 471	260,771	14,463	105.9	63.1
3. 合計	383,448	30,096	413,544	△ 471		△ 471	413,073	29,625	107.7	100.0

(参考2) 特別法人事業譲与税を含めた場合の合計金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

特別法人事業譲与税	12,627	7,359	19,986				19,986	7,359	158.3
再計 (特別法人事業譲与税を含む)	396,075	37,455	433,530	△ 471		△ 471	433,059	36,984	109.3

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区分	令和4年度								
	令和3年度 当初見込額 (A)	令和3年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和3年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G) — ×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	49,595	3,119	52,714				52,714	3,119	106.3
<ul style="list-style-type: none"> 個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割 利子割 配当割 	949	16	965				965	16	101.7
	42,589	1,453	44,042				44,042	1,453	103.4
	1,439	24	1,463				1,463	24	101.7
	1,063	900	1,963				1,963	900	184.7
	316	△ 49	267				267	△ 49	84.5
	1,566	48	1,614				1,614	48	103.1
株式等譲渡所得割	1,673	727	2,400				2,400	727	143.5
2. 事業税	34,255	11,915	46,170				46,170	11,915	134.8
<ul style="list-style-type: none"> 個人 法人 	1,722	536	2,258				2,258	536	131.1
	32,533	11,379	43,912				43,912	11,379	135.0
3. 地方消費税	57,496	1,671	59,167				59,167	1,671	102.9
<ul style="list-style-type: none"> 譲渡割 貨物割 	44,323	△ 4,674	39,649				39,649	△ 4,674	89.5
	13,173	6,345	19,518				19,518	6,345	148.2
4. 不動産取得税	3,791	120	3,911				3,911	120	103.2
5. 道府県たばこ税	1,424	22	1,446				1,446	22	101.5
6. ゴルフ場利用税	404	3	407				407	3	100.7
7. 軽油引取税	9,300	7	9,307				9,307	7	100.1
8. 自動車税	16,066	699	16,765				16,765	699	104.4
<ul style="list-style-type: none"> 環境性能割 種別割 	932	550	1,482				1,482	550	159.0
	15,134	149	15,283				15,283	149	101.0
9. 鉱区税	3	0	3				3	0	100.0
10. 固定資産税(特例分等)	72	△ 21	51				51	△ 21	70.8
普通税計	172,406	17,535	189,941				189,941	17,535	110.2
(II) 目的税									
1. 狩猟税	7	0	7				7	0	100.0
目的税計	7	0	7				7	0	100.0
(III) 道府県税小計	172,413	17,535	189,948				189,948	17,535	110.2
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 73	17	△ 56				△ 56	—	—
(V) 道府県税計	172,340	17,552	189,892				189,892	17,552	110.2

(単位：億円)

区 分	令 和 4 年 度								
	令和3年度 当初見込額 (A)	令和3年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和3年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G) — ×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
B市町村税									
(I)普通税									
1.市町村民税	90,974	7,779	98,753				98,753	7,779	108.6
個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割	2,212	37	2,249				2,249	37	101.7
	78,013	2,628	80,641				80,641	2,628	103.4
	4,273	263	4,536				4,536	263	106.2
	6,476	4,851	11,327				11,327	4,851	174.9
2.固定資産税	91,506	3,980	95,486	△ 399		△ 399	95,087	3,581	103.9
土地 家屋 償却資産	34,852	1,071	35,923	△ 399		△ 399	35,524	672	101.9
	39,201	1,694	40,895				40,895	1,694	104.3
	16,575	1,204	17,779				17,779	1,204	107.3
純固定資産税小計	90,628	3,969	94,597	△ 399		△ 399	94,198	3,570	103.9
交付金	878	11	889				889	11	101.3
3.軽自動車税	2,891	227	3,118				3,118	227	107.9
環境性能割 種別割	93	82	175				175	82	188.2
	2,798	145	2,943				2,943	145	105.2
4.市町村たばこ税	8,721	98	8,819				8,819	98	101.1
5.鉱産税	17	1	18				18	1	105.9
6.特別土地保有税	1	0	1				1	0	100.0
普通税計	194,110	12,085	206,195	△ 399		△ 399	205,796	11,686	106.0
(II)目的税									
1.入湯税	139	19	158				158	19	113.7
2.事業所税	3,899	14	3,913				3,913	14	100.4
3.都市計画税	13,228	414	13,642	△ 72		△ 72	13,570	342	102.6
4.水利地益税等	0	0	0				0	0	0.0
目的税計	17,266	447	17,713	△ 72		△ 72	17,641	375	102.2
(III)市町村税小計	211,376	12,532	223,908	△ 471		△ 471	223,437	12,061	105.7
(IV)東日本大震災による減免等	△ 268	12	△ 256				△ 256	—	—
(V)市町村税計	211,108	12,544	223,652	△ 471		△ 471	223,181	12,073	105.7

(参考)

(単位：億円)

個人住民税	127,318	4,860	132,178				132,178	4,860	103.8
地方法人二税+ 特別法人事業譲与税	58,411	24,776	83,187				83,187	24,776	142.4
地方法人二税 特別法人事業譲与税	45,784	17,417	63,201				63,201	17,417	138.0
	12,627	7,359	19,986				19,986	7,359	158.3

※ 「個人住民税」は、個人道府県民税（均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割）と個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計額である。

※ 「地方法人二税」は、法人道府県民税（均等割及び法人税割）、法人市町村民税（均等割及び法人税割）及び法人事業税の合計額である。

II 地方譲与税

区 分	令和3年度 当初見込額 (A)	令 和 4 年 度					(E) — ×100 (A) (%)
		令和3年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	制度改正に よる増減 (△)収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C)+(D) (E)	令和3年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)-(A)	
1.地方揮発油譲与税	2,292	△ 1	2,291		2,291	△ 1	100.0
2.石油ガス譲与税	45		48		48	3	106.7
3.自動車重量譲与税	2,806		2,891		2,891	85	103.0
4.航空機燃料譲与税	178	△ 29	149		149	△ 29	83.7
5.特別とん譲与税	114	△ 1	113		113	△ 1	99.1
6.森林環境譲与税	400	100	500		500	100	125.0
7.特別法人事業譲与税	12,627	7,359	19,986		19,986	7,359	158.3
合 計	18,462	7,516	25,978		25,978	7,516	140.7

※ 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

2 税制改正による増減収見込額（令和4年度）

（単位：億円）

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税 住宅ローン控除限度額の見直し	7 7	13 13	21 21			
2 法人事業税 (1) 大法人に対する所得割の軽減税率の見直し (2) ガス供給業に係る収入金額課税の見直し	△ 78 3 △ 81		△ 78 3 81			
3 固定資産税 (1) 一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供する一定の償却資産に対する課税標準の特例措置の見直し (2) その他		50 41	50 41			
4 都市計画税 税負担軽減措置の見直し等		1 1	1 1			
合 計	△ 71	63	△ 7			
国税の税制改正に伴うもの 個人住民税 法人住民税 法人事業税	△ 19 35 △ 7 △ 46	19 62 △ 43	1 97 △ 50 △ 46			
再 計	△ 89	83	△ 7			

- (注1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入しているため、計とは一致しない場合がある。
(注2) 個人住民税の住宅ローン控除限度額の見直しによる平年度増収見込額は、令和4年から令和7年までの居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額（1年当たり）の平均額を計上している。
(注3) 固定資産税及び都市計画税に係る負担調整措置の令和4年度の特別な措置による同年度の減収額は、△471億円と見込まれる。
(注4) 上記の他、「大法人に対する所得割の軽減税率の見直し」に伴う特別法人事業譲与税の増収額は、平年度7億円と見込まれる。

3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

区分 年度	国内総生産（名目）		国民所得	
	実数	対前年度伸長率(%)	実数	対前年度伸長率(%)
昭和 27 年度	-	-	52,159	117.6
28	-	-	60,015	115.1
29	-	-	65,917	109.8
30	85,979	-	69,733	105.8
31	96,477	112.2	78,962	113.2
32	110,641	114.7	88,681	112.3
33	118,451	107.1	93,829	105.8
34	138,970	117.3	110,421	117.7
35	166,806	120.0	134,967	122.2
36	201,708	120.9	160,819	119.2
37	223,288	110.7	178,933	111.3
38	262,286	117.5	210,993	117.9
39	303,997	115.9	240,514	114.0
40	337,653	111.1	268,270	111.5
41	396,989	117.6	316,448	118.0
42	464,454	117.0	375,477	118.7
43	549,470	118.3	437,209	116.4
44	650,614	118.4	521,178	119.2
45	752,985	115.7	610,297	117.1
46	828,993	110.1	659,105	108.0
47	964,863	116.4	779,369	118.2
48	1,167,150	121.0	958,396	123.0
49	1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50	1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51	1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52	1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53	2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54	2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55	2,483,759	109.0	2,038,787	109.5
56	2,646,417	106.5	2,116,151	103.8
57	2,761,628	104.4	2,201,314	104.0
58	2,887,727	104.6	2,312,900	105.1
59	3,082,384	106.7	2,431,172	105.1
60	3,303,968	107.2	2,605,599	107.2
61	3,422,664	103.6	2,679,415	102.8
62	3,622,967	105.9	2,810,998	104.9
63	3,876,856	107.0	3,027,101	107.7
平成 元 年度	4,158,852	107.3	3,208,020	106.0
2	4,516,830	108.6	3,468,929	108.1
3	4,736,076	104.9	3,689,316	106.4
4	4,832,556	102.0	3,660,072	99.2
5	4,826,076	99.9	3,653,760	99.8
6	5,119,546	104.2	3,729,768	100.4
7	5,253,045	102.6	3,801,581	101.9
8	5,386,584	102.5	3,940,248	103.6
9	5,425,005	100.7	3,909,431	99.2
10	5,345,673	98.5	3,793,939	97.0
11	5,302,975	99.2	3,780,885	99.7
12	5,376,162	101.4	3,901,638	103.2
13	5,274,084	98.1	3,761,387	96.4
14	5,234,660	99.3	3,742,479	99.5
15	5,262,226	100.5	3,815,556	102.0
16	5,296,336	100.6	3,885,761	101.8
17	5,341,097	100.8	3,881,164	99.9
18	5,372,610	100.6	3,949,897	101.8
19	5,384,840	100.2	3,948,132	100.0
20	5,161,740	95.9	3,643,680	92.3
21	4,973,668	96.4	3,527,011	96.8
22	5,048,721	101.5	3,646,882	103.4
23	5,000,405	99.0	3,574,735	98.0
24	4,994,239	99.9	3,581,562	100.2
25	5,126,856	102.7	3,725,700	104.0
26	5,234,183	102.1	3,766,776	101.1
27	5,407,394	103.3	3,926,293	104.2
28	5,448,272	100.8	3,922,939	99.9
29	5,557,219	102.0	4,005,164	102.1
30	5,563,037	100.1	4,022,687	100.4
令和 元 年度	5,573,065	100.2	4,006,470	99.6
2	5,355,099	96.1	3,756,954	93.8
3 実績見込	5,449,000	101.7	3,835,000	102.1
4 見込	5,646,000	103.6	4,038,000	105.3

(注) 1 国内総生産（名目）は、令和2年度までは「国民経済計算」による実績、令和3年度実績見込及び令和4年度見込は「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和4年1月17日閣議決定）における額である。
2 国民所得は、令和2年度までは実績、令和3年度実績見込及び令和4年度見込は(注)1と同様の経済見通しにおける額である。
3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の平成27年=100を基準とした年度の指数（総合）である、なお、令和2年度までは実績、令和3年度実績見込及び令和4年度見込は(注)1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。

(単位 億円)

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区分 年度
指数27年=100	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	
-	-	8,289	126.4	3,078	113.0	昭和 27 年度
5.8	-	10,362	125.0	3,361	109.2	
6.0	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9	
6.8	111.7	11,369	100.7	3,815	104.3	
8.2	124.1	12,061	106.1	4,499	117.9	
9.4	112.5	13,425	111.3	5,272	117.2	
9.4	102.8	14,556	108.4	5,439	103.2	
11.7	125.2	16,239	111.6	6,109	112.3	
14.3	122.5	19,249	118.5	7,442	121.8	
17.0	118.5	23,911	124.2	9,065	121.8	
17.8	104.7	28,874	120.8	10,567	116.6	
20.7	115.3	33,088	114.6	12,129	114.8	
23.2	112.6	38,220	115.5	13,996	115.4	
24.0	103.2	43,651	114.2	15,494	110.7	
28.1	117.1	50,262	115.1	17,686	114.1	
33.3	118.6	57,255	113.9	21,495	121.5	
38.2	117.2	67,296	117.5	25,801	120.0	
44.6	116.7	80,339	119.4	30,902	119.8	
49.5	110.8	98,149	122.2	37,507	121.4	
50.4	102.0	119,095	121.3	42,358	112.9	
55.6	110.8	146,183	122.7	50,044	118.1	
62.5	114.8	174,739	119.5	64,913	129.7	
56.4	90.3	228,879	131.0	82,375	126.9	
53.9	95.6	256,545	112.1	81,548	99.0	
59.8	110.8	289,070	112.7	95,641	117.3	
61.7	103.2	333,621	115.4	110,052	115.1	
66.0	107.0	383,470	114.9	122,371	111.2	
71.3	108.0	420,779	109.7	140,315	114.7	
72.7	102.2	457,808	108.8	158,938	113.3	
74.2	102.0	491,653	107.4	173,255	109.0	
73.8	99.4	511,333	104.0	186,286	107.5	
78.0	106.4	523,069	102.3	198,413	106.5	
84.5	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3	
86.5	102.5	562,935	104.5	233,165	108.5	
86.4	99.8	587,171	104.3	246,282	105.6	
91.6	105.9	632,201	107.7	272,040	110.5	
99.6	108.9	664,016	105.0	301,169	110.7	
103.9	104.3	727,290	109.5	317,951	105.6	
109.0	105.0	784,732	107.9	334,504	105.2	
108.3	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8	
101.9	93.7	895,597	106.9	345,683	98.6	
98.1	96.0	930,764	103.9	335,913	97.2	
101.2	103.0	938,178	100.8	325,391	96.9	
103.3	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5	
106.8	103.4	990,261	100.1	350,937	104.2	
108.0	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0	
100.6	93.0	1,001,975	102.6	359,222	99.4	
103.3	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5	
107.7	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5	
97.8	90.9	974,317	99.8	355,488	100.0	
100.7	102.8	948,394	97.3	333,785	93.9	
103.6	103.5	925,818	97.6	326,657	97.9	
107.6	103.9	912,479	98.6	335,388	102.7	
109.3	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	
114.3	104.6	892,106	98.4	365,062	104.9	
117.5	102.7	891,476	99.9	402,668	110.3	
102.8	87.3	896,915	100.6	395,585	98.2	
93.0	90.5	961,064	107.2	351,830	88.9	
				(358,234)	(90.6)	
101.2	108.8	947,750	98.6	343,163	97.5	
				(357,323)	(99.7)	
100.5	99.3	970,026	102.4	341,714	99.6	
				(357,142)	(99.9)	
97.8	97.1	964,186	99.4	344,608	100.8	
				(361,317)	(101.2)	
101.1	103.4	974,120	101.0	353,743	102.7	
				(373,545)	(103.4)	
100.5	99.4	985,228	101.1	367,855	104.0	
				(391,733)	(104.9)	
99.8	99.3	984,052	99.9	390,986	106.3	
				(412,012)	(105.2)	
100.6	100.8	981,415	99.7	393,924	100.8	
				(411,700)	(99.9)	
103.5	102.9	979,984	99.9	399,044	101.3	
				(417,496)	(101.4)	
103.8	100.3	980,206	100.0	407,514	102.1	
				(428,379)	(102.6)	
99.9	96.2	997,022	101.7	412,115	101.1	
				(432,541)	(101.0)	
90.4	90.5	1,254,588	125.8	408,256	99.1	
				(424,862)	(98.2)	
-	105.7	902,478	71.9	413,903	101.4	
				(432,328)	(101.8)	
-	105.0	909,928	100.8	422,026	102.0	
				(442,012)	(102.2)	

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から令和2年度までは純計決算額（平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還補助金と相殺された償還金を除く。）、令和3年度実績見込及び令和4年度見込は地方財政計画額である。

5 地方税収入総額は、令和2年度までは決算額、令和3年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和4年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。また、（ ）内は、地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した計数である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税	
		税 額	A	租税総額に対する割合A/C(%)	
昭和5年度		1,103		64.7	
8		1,002		64.3	
10		1,202		65.5	
14		2,933		79.5	
16		4,931	(4,508)	84.9	(77.6)
20		11,541	(10,693)	92.1	(85.4)
25		5,702	(4,617)	75.2	(60.9)
30		9,363	(7,542)	71.1	(57.2)
31		10,862	(8,975)	70.7	(58.4)
32		12,015	(9,690)	69.5	(56.1)
33		11,904	(9,340)	68.6	(53.9)
34		13,714	(10,796)	69.2	(54.5)
35		18,010	(14,538)	70.8	(57.1)
36		22,269	(17,797)	71.1	(56.8)
37		23,897	(18,714)	69.3	(54.3)
38		27,306	(21,143)	69.2	(53.6)
39		31,592	(24,646)	69.3	(54.1)
40		32,785	(25,123)	67.9	(52.0)
41		36,630	(27,740)	67.4	(51.1)
42		43,946	(33,404)	67.2	(51.0)
43		53,220	(41,359)	67.3	(52.3)
44		64,532	(48,868)	67.6	(51.2)
45		77,732	(58,548)	67.5	(50.8)
46		84,426	(63,370)	66.6	(50.0)
47		103,977	(78,313)	67.5	(50.8)
48		140,473	(106,237)	68.4	(51.7)
49		157,544	(113,332)	65.7	(47.2)
50		145,043	(109,051)	64.0	(48.1)
51		168,020	(126,260)	63.7	(47.9)
52		184,341	(134,090)	62.6	(45.5)
53		232,239	(173,275)	65.5	(48.9)
54		249,566	(188,325)	64.0	(48.3)
55		283,688	(203,478)	64.1	(46.0)
56		304,551	(214,685)	63.7	(44.9)
57		320,031	(241,185)	63.2	(47.6)
58		341,621	(263,473)	63.3	(48.8)
59		367,748	(274,004)	63.1	(47.0)
60		391,502	(288,694)	62.7	(46.2)
61		428,510	(326,334)	63.5	(48.4)
62		478,068	(362,080)	63.7	(48.3)
63		521,938	(389,953)	63.4	(47.4)
平成元年度		571,361	(403,288)	64.2	(45.3)
2		627,798	(451,860)	65.2	(47.0)
3		632,110	(456,915)	64.3	(46.5)
4		573,964	(413,149)	62.4	(44.9)
5		571,142	(411,418)	63.0	(45.4)
6		540,007	(400,270)	62.4	(46.3)
7		549,630	(407,207)	62.0	(45.9)
8		552,261	(395,767)	61.1	(43.8)
9		556,007	(387,457)	60.6	(42.2)
10		511,977	(362,975)	58.8	(41.7)
11		492,139	<367,165>	58.4	<43.6>
12		527,209	<379,358>	59.7	<43.0>
13		499,684	<356,149>	58.4	<41.6>
14		458,442	<334,172>	57.9	<42.2>
15		453,694	<340,612>	58.1	<43.6>
16		481,029	<343,833>	58.9	<42.1>
17		522,905	<364,797>	60.0	<41.9>
18		541,169	<357,191>	59.7	<39.4>
19		526,558	<376,208>	56.7	<40.5>
20		458,309	<329,594>	53.7	<38.6>
21		402,433	<300,653>	53.4	<39.9>
		【 395,693 】		【 52.5 】	
22		437,074	<308,602>	56.0	<39.6>
		【 422,875 】		【 54.2 】	
23		451,754	<315,890>	56.9	<39.8>
		【 436,194 】		【 55.0 】	
24		470,492	<338,819>	57.7	<41.6>
		【 453,794 】		【 55.7 】	
25		512,274	<366,583>	59.2	<42.3>
		【 492,264 】		【 56.9 】	
26		578,492	<420,536>	61.1	<44.4>
		【 554,547 】		【 58.6 】	
27		599,694	<422,005>	60.5	<42.6>
		【 578,888 】		【 58.4 】	
28		589,563	<421,937>	59.9	<42.9>
		【 571,747 】		【 58.1 】	
29		623,803	<451,990>	61.0	<44.2>
		【 605,225 】		【 59.2 】	
30		642,241	<457,305>	61.2	<43.6>
		【 621,362 】		【 59.2 】	
令和元年度		621,751	<442,356>	60.1	<42.8>
		【 601,315 】		【 58.2 】	
2		649,330	<487,884>	61.4	<46.1>
		【 632,836 】		【 59.8 】	
3 実績見込		684,925	<474,246>	62.3	<43.2>
		【 666,585 】		【 60.7 】	
4 見 込		700,383	<500,874>	62.4	<44.6>
		【 680,339 】		【 60.6 】	

(注) 1 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含み、令和2年度までは決算額、令和3年度実績見込は補正後予算額、令和4年度見込は当初予算額である。
 2 地方税は、令和2年度までは決算額、令和3年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和4年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
 3 国税欄の < > 内は、国税から地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の < > 内は、地方税に地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。
 4 国税欄の()内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別

地 方 税				租 税 総 額		区分
税 額 B	租税総額に対する割合B/C(%)		税 額 C		年度	
601 百万円		35.3		1,704 百万円		昭 和 5 年 度
557		35.7		1,559		8
632		34.5		1,834		10
757		20.5		3,690		14
879	(1,302)	15.1	(22.4)	5,810		16
986	(1,834)	7.9	(14.6)	12,527		20
1,883 億円	(2,968)	24.8	(39.1)	7,585 億円		25
3,815	(5,636)	28.9	(42.8)	13,178		30
4,499	(6,386)	29.3	(41.6)	15,361		31
5,272	(7,597)	30.5	(43.9)	17,287		32
5,439	(8,003)	31.4	(46.1)	17,343		33
6,109	(9,027)	30.8	(45.5)	19,823		34
7,442	(10,914)	29.2	(42.9)	25,452		35
9,065	(13,537)	28.9	(43.2)	31,334		36
10,567	(15,750)	30.7	(45.7)	34,464		37
12,129	(18,292)	30.8	(46.4)	39,435		38
13,996	(20,942)	30.7	(45.9)	45,588		39
15,494	(23,156)	32.1	(48.0)	48,279		40
17,686	(26,576)	32.6	(48.9)	54,316		41
21,495	(32,037)	32.8	(49.0)	65,441		42
25,801	(37,662)	32.7	(47.7)	79,021		43
30,902	(46,566)	32.4	(48.8)	95,434		44
37,507	(56,691)	32.5	(49.2)	115,239		45
42,358	(63,414)	33.4	(50.0)	126,784		46
50,044	(75,708)	32.5	(49.2)	154,021		47
64,913	(99,149)	31.6	(48.3)	205,386		48
82,375	(126,587)	34.3	(52.8)	239,919		49
81,548	(117,540)	36.0	(51.9)	226,591		50
95,641	(137,401)	36.3	(52.1)	263,661		51
110,052	(160,303)	37.4	(54.5)	294,393		52
122,371	(181,335)	34.5	(51.1)	354,610		53
140,315	(201,556)	36.0	(51.7)	389,881		54
158,938	(239,148)	35.9	(54.0)	442,626		55
173,255	(263,121)	36.3	(55.1)	477,806		56
186,286	(265,132)	36.8	(52.4)	506,317		57
198,413	(276,561)	36.7	(51.2)	540,034		58
214,939	(308,683)	36.9	(53.0)	582,687		59
233,165	(335,973)	37.3	(53.8)	624,667		60
246,282	(348,458)	36.5	(51.6)	674,792		61
272,040	(388,028)	36.3	(51.7)	750,108		62
301,169	(433,154)	36.6	(52.6)	823,107		63
317,951	(486,024)	35.8	(54.7)	889,312		平成 元 年 度
334,504	(510,442)	34.8	(53.0)	962,302		2
350,727	(525,922)	35.7	(53.5)	982,837		3
345,683	(506,498)	37.6	(55.1)	919,647		4
335,913	(495,637)	37.0	(54.6)	907,055		5
325,391	(465,128)	37.6	(53.7)	865,398		6
336,750	(479,173)	38.0	(54.1)	886,380		7
350,937	(507,431)	38.9	(56.2)	903,198		8
361,555	(530,105)	39.4	(57.8)	917,562		9
359,222	(508,224)	41.2	(58.3)	871,199		10
350,261	<475,235>	41.6	<56.4>	842,400		11
355,464	<503,315>	40.3	<57.0>	882,673		12
355,488	<499,023>	41.6	<58.4>	855,172		13
333,785	<458,055>	42.1	<57.8>	792,227		14
326,657	<439,739>	41.9	<56.4>	780,351		15
335,388	<472,584>	41.1	<57.9>	816,417		16
348,044	<506,152>	40.0	<58.1>	870,949		17
365,062	<549,040>	40.3	<60.6>	906,231		18
402,668	<553,018>	43.3	<59.5>	929,226		19
395,585	<524,300>	46.3	<61.4>	853,894		20
351,830	<453,609>	46.6	<60.1>	754,262		21
【 358,234 】		【 47.5 】		【 753,928 】		
343,163	<471,635>	44.0	<60.4>	780,237		22
【 357,323 】		【 45.8 】		【 780,198 】		
341,714	<477,578>	43.1	<60.2>	793,468		23
【 357,142 】		【 45.0 】		【 793,336 】		
344,608	<476,281>	42.3	<58.4>	815,100		24
【 361,317 】		【 44.3 】		【 815,111 】		
353,743	<499,434>	40.8	<57.7>	866,017		25
【 373,545 】		【 43.1 】		【 865,809 】		
367,855	<525,810>	38.9	<55.6>	946,346		26
【 391,733 】		【 41.4 】		【 946,280 】		
390,986	<568,675>	39.5	<57.4>	990,679		27
【 412,012 】		【 41.6 】		【 990,900 】		
393,924	<561,549>	40.1	<57.1>	983,486		28
【 411,700 】		【 41.9 】		【 983,447 】		
399,044	<570,857>	39.0	<55.8>	1,022,847		29
【 417,496 】		【 40.8 】		【 1,022,721 】		
407,514	<592,451>	38.8	<56.4>	1,049,756		30
【 428,379 】		【 40.8 】		【 1,049,742 】		
412,115	<591,510>	39.9	<57.2>	1,033,866		令和 元 年 度
【 432,541 】		【 41.8 】		【 1,033,857 】		
408,256	<569,702>	38.6	<53.9>	1,057,586		2
【 424,862 】		【 40.2 】		【 1,057,698 】		
413,903	<624,582>	37.7	<56.8>	1,098,828		3 実績見込
【 432,328 】		【 39.3 】		【 1,098,913 】		
422,026	<621,535>	37.6	<55.4>	1,122,409		4 見 込
【 442,012 】		【 39.4 】		【 1,122,351 】		

事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金並びに令和3年度及び令和4年度における新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を含む。)を控除した場合の金額であり、地方税欄の()内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金並びに令和3年度及び令和4年度における新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を含む。)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国税欄の【 】内は、国税から地方法人特別税及び特別法人事業税を控除した場合の金額であり、地方税の【 】内は、地方税に地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62.3
30	224	91	40.6
31	220	99	45.0
32	254	116	45.7
33	293	136	46.4
34	267	149	55.8
35	289	160	55.4
36	250	166	66.4
37	277	134	48.4
38	421	137	32.5
39	464	175	37.7
40	602	209	34.7
41	636	238	37.4
42	553	272	49.2
43	569	288	50.6
44	585	397	67.9
大正元年度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
10	1,490	999	67.0
11	1,430	1,191	83.3
12	1,521	1,135	74.6
13	1,625	1,198	73.7
14	1,525	1,300	85.2
昭和元年度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
10	2,206	2,117	96.0
11	2,282	2,717	119.1
12	2,709	2,050	75.7
13	3,288	2,130	64.8
14	4,494	2,363	52.6
15	5,860	2,786	47.5
16	8,123	3,089	38.0
17	8,276	3,426	41.4
18	12,552	4,318	34.4
19	19,872	3,802	19.1
20	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
21	1,152	278	24.1
22	2,058	935	45.4
23	4,620	2,591	56.1
24	6,994	3,795	54.3
25	6,333	5,098	80.5
26	7,498	6,559	87.5
27	8,739	8,289	94.9
28	10,172	10,362	101.9
29	10,408	11,290	108.5
30	10,182	11,369	111.7
31	10,692	12,061	112.8
32	11,877	13,425	113.0
33	13,316	14,556	109.3
34	14,950	16,239	108.6
35	17,431	19,249	110.4
36	20,635	23,911	115.9

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	億円	億円	%
昭和37年度	25,566	28,874	112.9
38	30,443	33,088	108.7
39	33,110	38,220	115.4
40	37,230	43,651	117.2
41	44,592	50,262	112.7
42	51,130	57,255	112.0
43	59,371	67,296	113.3
44	69,178	80,339	116.1
45	81,877	98,149	119.9
46	95,611	119,095	124.6
47	119,322	146,183	122.5
48	147,783	174,739	118.2
49	190,998	228,879	119.8
50	208,609	256,545	123.0
51	244,676	289,070	118.1
52	290,598	333,621	114.8
53	340,960	383,470	112.5
54	387,898	420,779	108.5
55	434,050	457,808	105.5
56	469,212	491,653	104.8
57	472,451	511,333	108.2
58	506,353	523,069	103.3
59	514,806	538,700	104.6
60	530,045	562,935	106.2
61	536,404	587,171	109.5
62	577,311	632,201	109.5
63	614,711	664,016	108.0
平成元年度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19	818,426	891,476	108.9
20	846,974	896,915	105.9
21	1,009,734	961,064	95.2
22	953,123	947,750	99.4
23	1,007,154	970,026	96.3
24	970,872	964,186	99.3
25	1,001,889	974,120	97.2
26	988,135	985,228	99.7
27	982,303	984,052	100.2
28	975,418	981,415	100.6
29	981,156	979,984	99.9
30	989,747	980,206	99.0
令和元年度	1,013,665	997,022	98.4
2	1,475,974	1,254,588	85.0
3実績見込	1,425,992	902,478	63.3
4見込	1,075,964	909,928	84.6

- (注) 1 国の歳出は令和2年度までは決算額、令和3年度実績見込は補正後予算額、令和4年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。
- 2 地方の歳出は、令和2年度までは決算額（ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額）、令和3年度実績見込及び令和4年度見込は地方財政計画額であり、その会計区分は次のとおりである。
- 明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各合計
大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計
昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計
昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計 昭和28年度～令和2年度 普通会計の純計
- 3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)		(19.3)
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2,679,415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4	3,660,072	573,964	345,683	919,647	15.7	9.4	25.1
5	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,729,768	540,007	325,391	865,398	14.5	8.7	23.2
7	3,801,581	549,630	336,750	886,380	14.5	8.9	23.3
8	3,940,248	552,261	350,937	903,198	14.0	8.9	22.9
9	3,909,431	556,007	361,555	917,562	14.2	9.2	23.5
10	3,793,939	511,977	359,222	871,199	13.5	9.5	23.0
11	3,780,885	492,139	350,261	842,400	13.0	9.3	22.3
12	3,901,638	527,209	355,464	882,673	13.5	9.1	22.6
13	3,761,387	499,684	355,488	855,172	13.3	9.5	22.7
14	3,742,479	458,442	333,785	792,227	12.2	8.9	21.2
15	3,815,556	453,694	326,657	780,351	11.9	8.6	20.5
16	3,885,761	481,029	335,388	816,417	12.4	8.6	21.0
17	3,881,164	522,905	348,044	870,949	13.5	9.0	22.4
18	3,949,897	541,169	365,062	906,231	13.7	9.2	22.9
19	3,948,132	526,558	402,668	929,226	13.3	10.2	23.5
20	3,643,680	458,309	395,585	853,894	12.6	10.9	23.4
21	3,527,011	402,433	351,830	754,262	11.4	10.0	21.4
		(395,693)	(358,234)	(753,928)	(11.2)	(10.2)	(21.4)
22	3,646,882	437,074	343,163	780,237	12.0	9.4	21.4
		(422,875)	(357,323)	(780,198)	(11.6)	(9.8)	(21.4)
23	3,574,735	451,754	341,714	793,468	12.6	9.6	22.2
		(436,194)	(357,142)	(793,336)	(12.2)	(10.0)	(22.2)
24	3,581,562	470,492	344,608	815,100	13.1	9.6	22.8
		(453,794)	(361,317)	(815,111)	(12.7)	(10.1)	(22.8)
25	3,725,700	512,274	353,743	866,017	13.7	9.5	23.2
		(492,264)	(373,545)	(865,809)	(13.2)	(10.0)	(23.2)
26	3,766,776	578,492	367,855	946,346	15.4	9.8	25.1
		(554,547)	(391,733)	(946,280)	(14.7)	(10.4)	(25.1)
27	3,926,293	599,694	390,986	990,679	15.3	10.0	25.2
		(578,888)	(412,012)	(990,900)	(14.7)	(10.5)	(25.2)
28	3,922,939	589,563	393,924	983,486	15.0	10.0	25.1
		(571,747)	(411,700)	(983,447)	(14.6)	(10.5)	(25.1)
29	4,005,164	623,803	399,044	1,022,847	15.6	10.0	25.5
		(605,225)	(417,496)	(1,022,721)	(15.1)	(10.4)	(25.5)
30	4,022,687	642,241	407,514	1,049,756	16.0	10.1	26.1
		(621,362)	(428,379)	(1,049,742)	(15.4)	(10.6)	(26.1)
令和元年度	4,006,470	621,751	412,115	1,033,866	15.5	10.3	25.8
		(601,315)	(432,541)	(1,033,857)	(15.0)	(10.8)	(25.8)
2	3,756,954	649,330	408,256	1,057,586	17.3	10.9	28.2
		(632,836)	(424,862)	(1,057,698)	(16.8)	(11.3)	(28.2)
3実績見込	3,835,000	684,925	413,903	1,098,828	17.9	10.8	28.7
		(666,585)	(432,328)	(1,098,913)	(17.4)	(11.3)	(28.7)
4見込	4,038,000	700,383	422,026	1,122,409	17.3	10.5	27.8
		(680,339)	(442,012)	(1,122,351)	(16.8)	(10.9)	(27.8)

(注) 1 国民所得は、令和2年度までは実績、令和3年度実績見込額及び令和4年度見込は「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和4年1月17日閣議決定)における額である。
 2 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、令和2年度までは決算額、令和3年度は補正後予算額、令和4年度見込は当初予算額である。なお、昭和52年度の()内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。
 3 地方税は、令和2年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、令和3年度実績見込は最近における実績を加味して算出した額、令和4年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
 4 平成21年度以降の()内は、地方法人特別税及び特別法人事業税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した場合である。
 5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
25	6,854	2,263	9,117	11,396
30	10,311	4,201	14,512	18,140
35	18,772	7,757	26,529	33,161
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
50	129,334	72,717	202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21	316,732	276,905	593,637	742,046
	(311,427)	(281,946)	(593,374)	(741,718)
22	344,329	270,346	614,675	768,344
	(333,143)	(281,501)	(614,644)	(768,305)
23	356,668	269,789	626,457	783,071
	(344,383)	(281,970)	(626,352)	(782,940)
24	371,462	272,074	643,535	804,419
	(358,278)	(285,266)	(643,544)	(804,430)
25	398,848	275,419	674,267	842,834
	(383,269)	(290,836)	(674,105)	(842,631)
26	451,149	286,879	738,027	922,534
	(432,475)	(305,501)	(737,975)	(922,469)
27	468,269	305,300	773,568	966,960
	(452,022)	(321,718)	(773,740)	(967,175)
28	460,931	307,977	768,907	961,134
	(447,002)	(321,874)	(768,876)	(961,095)
29	488,463	312,468	800,931	1,001,164
	(473,916)	(326,916)	(800,832)	(1,001,040)
30	503,941	319,760	823,703	1,029,629
	(487,559)	(336,132)	(823,692)	(1,029,615)
令 和 元 年 度	489,036	324,148	813,184	1,016,480
	(472,962)	(340,214)	(813,177)	(1,016,471)
2	512,679	322,339	835,018	1,043,773
	(499,656)	(335,450)	(835,107)	(1,043,884)
3 実 績 見 込	540,783	326,798	867,581	1,084,476
	(526,303)	(341,345)	(867,648)	(1,084,560)
4 見 込	552,988	333,211	886,199	1,107,749
	(537,162)	(348,991)	(886,153)	(1,107,691)

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(ウ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(エ) 昭和42年度から平成24年度までは、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口

(オ) 平成25年度以降は、各年度の1月1日現在住民基本台帳人口。ただし、令和3年度及び令和4年度は、令和3年1月1日現在住民基本台帳人口

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区分 年度	租 税 総 額		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
	百 万 円	%	百 万 円	%	百 万 円	%
昭 和 10 年 度	1,834	100.0	1,008	55.0	826	45.0
15	5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7
25	7,585	100.0	4,737	62.5	2,848	37.5
30	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
35	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
40	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
45	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
50	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
55	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2
60	624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4
平 成 2 年 度	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5
18	906,231	100.0	640,998	70.7	265,233	29.3
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0
21	754,262	100.0	513,770	68.1	240,492	31.9
22	(753,928)	(100.0)	(513,435)	(68.1)	(240,492)	(31.9)
23	780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3
24	(780,198)	(100.0)	(536,321)	(68.7)	(243,875)	(31.3)
25	793,468	100.0	547,423	69.0	246,046	31.0
26	(793,336)	(100.0)	(547,288)	(69.0)	(246,046)	(31.0)
27	815,100	100.0	567,792	69.7	247,309	30.3
28	(815,111)	(100.0)	(567,802)	(69.7)	(247,307)	(30.3)
29	866,017	100.0	611,064	70.6	254,952	29.4
30	(865,809)	(100.0)	(610,857)	(70.6)	(254,952)	(29.4)
令 和 元 年 度	946,346	100.0	639,488	67.6	306,858	32.4
2	(946,280)	(100.0)	(639,422)	(67.6)	(306,858)	(32.4)
3	990,679	100.0	650,499	65.7	340,180	34.3
4	(990,900)	(100.0)	(650,720)	(65.7)	(340,180)	(34.3)
5	983,486	100.0	648,865	66.0	334,622	34.0
6	(983,447)	(100.0)	(648,825)	(66.0)	(334,622)	(34.0)
7	1,022,847	100.0	685,740	67.0	337,107	33.0
8	(1,022,721)	(100.0)	(685,614)	(67.0)	(337,107)	(33.0)
9	1,049,756	100.0	709,933	67.6	339,823	32.4
10	(1,049,742)	(100.0)	(709,919)	(67.6)	(339,823)	(32.4)
11	1,033,866	100.0	691,537	66.9	342,329	33.1
12	(1,033,857)	(100.0)	(691,528)	(66.9)	(342,329)	(33.1)
13	1,057,586	100.0	692,639	65.5	364,947	34.5
14	(1,057,698)	(100.0)	(692,751)	(65.5)	(364,947)	(34.5)
3 実績見込	1,098,828	100.0	724,116	65.9	374,712	34.1
4 見込	(1,098,913)	(100.0)	(724,201)	(65.9)	(374,712)	(34.1)
5	1,122,409	100.0	742,991	66.2	379,418	33.8
6	(1,122,351)	(100.0)	(742,933)	(66.2)	(379,418)	(33.8)

区分 年度	国 税 総 額		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
	百 万 円	%	百 万 円	%	百 万 円	%
昭 和 10 年 度	1,202	100.0	421	35.0	781	65.0
15	4,219	100.0	2,696	63.9	1,523	36.1
25	5,702	100.0	3,136	55.0	2,566	45.0
30	9,364	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,042	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2
平 成 2 年 度	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3
7	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9
12	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7
15	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9
16	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8
17	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7
18	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1
19	526,558	100.0	323,273	61.4	203,285	38.6
20	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3
21	402,433	100.0	212,941	52.9	189,492	47.1
22	(395,693)	(100.0)	(206,201)	(52.1)	(189,492)	(47.9)
23	437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7
24	(422,875)	(100.0)	(232,025)	(54.9)	(190,849)	(45.1)
25	451,754	100.0	258,581	57.2	193,173	42.8
26	(436,194)	(100.0)	(243,020)	(55.7)	(193,172)	(44.3)
27	470,492	100.0	276,251	58.7	194,241	41.3
28	(453,794)	(100.0)	(259,553)	(57.2)	(194,239)	(42.8)
29	512,274	100.0	311,381	60.8	200,893	39.2
30	(492,264)	(100.0)	(291,371)	(59.2)	(200,893)	(40.8)
31	578,492	100.0	328,821	56.8	249,670	43.2
32	(554,547)	(100.0)	(304,876)	(55.0)	(249,670)	(45.0)
33	599,694	100.0	335,753	56.0	263,941	44.0
34	(578,887)	(100.0)	(314,947)	(54.4)	(263,941)	(45.6)
35	589,563	100.0	328,527	55.7	261,035	44.3
36	(571,747)	(100.0)	(310,712)	(54.3)	(261,035)	(45.7)
37	623,803	100.0	360,767	57.8	263,036	42.2
38	(605,225)	(100.0)	(342,189)	(56.5)	(263,036)	(43.5)
39	642,241	100.0	377,375	58.8	264,866	41.2
40	(621,362)	(100.0)	(356,496)	(57.4)	(264,866)	(42.6)
41	621,751	100.0	353,168	56.8	268,584	43.2
42	(601,315)	(100.0)	(332,732)	(55.3)	(268,584)	(44.7)
43	649,330	100.0	362,085	55.8	287,245	44.2
44	(632,836)	(100.0)	(345,591)	(54.6)	(287,245)	(45.4)
45	684,925	100.0	394,273	57.6	290,652	42.4
46	(666,585)	(100.0)	(375,933)	(56.4)	(290,652)	(43.6)
47	700,383	100.0	404,821	57.8	295,562	42.2
48	(680,339)	(100.0)	(384,777)	(56.6)	(295,562)	(43.4)

地 方 税						区 分
総 額		直 接 税		間 接 税 等		
金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	
632 百万円	100.0 %	587 百万円	92.9 %	45 百万円	7.1 %	昭 和 10 年 度
784	100.0	721	92.0	63	8.0	
1,883 億円	100.0	1,601 億円	85.0	282 億円	15.0	25
3,815	100.0	3,061	80.2	754	19.8	30
7,442	100.0	5,778	77.6	1,664	22.4	35
15,494	100.0	12,013	77.5	3,481	22.5	40
37,507	100.0	29,362	78.3	8,145	21.7	45
81,548	100.0	67,375	82.6	14,173	17.4	50
158,938	100.0	133,763	84.2	25,175	15.8	55
233,165	100.0	199,520	85.6	33,645	14.4	60
334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1	平 成 2 年 度
336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0	
355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0	7
326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4	12
335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6	15
348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7	16
365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2	17
402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3	18
395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7	19
351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5	20
(358,234)	(100.0)	(307,234)	(85.8)	(51,000)	(14.2)	21
343,163	100.0	290,137	84.5	53,026	15.5	22
(357,323)	(100.0)	(304,296)	(85.2)	(53,026)	(14.8)	23
341,714	100.0	288,841	84.5	52,873	15.5	24
(357,142)	(100.0)	(304,268)	(85.2)	(52,873)	(14.8)	
344,608	100.0	291,540	84.6	53,068	15.4	25
(361,317)	(100.0)	(308,249)	(85.3)	(53,068)	(14.7)	
353,743	100.0	299,683	84.7	54,059	15.3	26
(373,545)	(100.0)	(319,486)	(85.5)	(54,059)	(14.5)	
367,855	100.0	310,667	84.5	57,188	15.5	27
(391,733)	(100.0)	(334,546)	(85.4)	(57,188)	(14.6)	
390,986	100.0	314,746	80.5	76,239	19.5	28
(412,012)	(100.0)	(335,773)	(81.5)	(76,239)	(18.5)	
393,924	100.0	320,337	81.3	73,587	18.7	29
(411,700)	(100.0)	(338,113)	(82.1)	(73,587)	(17.9)	
399,044	100.0	324,973	81.4	74,071	18.6	30
(417,496)	(100.0)	(343,425)	(82.3)	(74,071)	(17.7)	
407,514	100.0	332,558	81.6	74,956	18.4	令 和 元 年 度
(428,379)	(100.0)	(353,423)	(82.5)	(74,956)	(17.5)	
412,115	100.0	338,370	82.1	73,745	17.9	2
(432,541)	(100.0)	(358,796)	(83.0)	(73,745)	(17.0)	
408,256	100.0	330,554	81.0	77,702	19.0	3 実 績 見 込
(424,862)	(100.0)	(347,160)	(81.7)	(77,702)	(18.3)	
413,903	100.0	329,843	79.7	84,060	20.3	4 見 込
(432,328)	(100.0)	(348,268)	(80.6)	(84,060)	(19.4)	
422,026	100.0	338,170	80.1	83,856	19.9	
(442,012)	(100.0)	(358,156)	(81.0)	(83,856)	(19.0)	

- (注) 1 国税は、特別会計及び日本専売公社納付金を含み、令和2年度までは決算額、令和3年度は補正後予算額、令和4年度見込は当初予算額である。
- 2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。
直接税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、地方法人特別税、特別法人事業税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、釵区税、釵業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税
間接税等：直接税以外のもの
- 3 地方税は、地方分与税（配付税）、地方交付税（臨時地方特例交付金等を含む。）及び地方譲与税等（消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。）を含まず、令和2年度までは決算額、令和3年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和4年度見込は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。
- 4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。
直接税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、釵区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、釵産税、特別土地保有税、目的税（平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税
間接税等：直接税以外の諸税
- 5 平成21年度以降の()内は、国税の直接税から地方法人特別税及び特別法人事業税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した場合である。

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2年度			昭和5年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15.1	20.8
国 庫 支 出 金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ の 他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小 計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地 方 債	77	14.1	—	83	15.4	—	159	21.3	—	199	12.0	—
繰 越 金	73	13.4	—	55	10.2	—	102	13.7	—	252	15.2	—
都 道 府 県 計	546	100.0	—	540	100.0	—	747	100.0	—	1,659	100.0	—
市町村												
地 方 税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	6.0	8.3
国 県 支 出 金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ の 他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小 計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地 方 債	556	30.7	—	388	28.6	—	510	32.1	—	210	11.1	—
繰 越 金	243	13.4	—	178	13.1	—	195	12.3	—	418	22.0	—
市 町 村 計	1,813	100.0	—	1,355	100.0	—	1,591	100.0	—	1,900	100.0	—
合計												
地 方 税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	21.2	29.1
国 庫 支 出 金 等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ の 他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小 計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地 方 債	633	26.8	—	471	24.9	—	669	28.6	—	409	11.5	—
繰 越 金	316	13.4	—	233	12.3	—	297	12.7	—	670	18.8	—
合 計	2,359	100.0	—	1,895	100.0	—	2,338	100.0	—	3,559	100.0	—

(注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。
 2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還時補助金を含めていない。
 3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
 4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
78,158	26.3	29.6	133,359	34.2	38.6	151,340	24.7	28.3	167,456	25.0	27.9	都道府県
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3.4	3.8	地 方 税
71,162	24.0	27.0	81,069	20.8	23.5	84,130	13.7	15.7	86,234	12.9	14.4	地 方 譲 与 税
78,803	26.5	29.8	87,036	22.3	25.2	221,929	36.2	41.5	234,621	35.0	39.2	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
35,895	12.1	13.6	43,935	11.3	12.7	77,419	12.6	14.5	87,891	13.1	14.7	国 庫 支 出 金
264,018	88.9	100.0	345,399	88.5	100.0	534,818	87.2	100.0	599,263	89.3	100.0	そ の 他
17,811	6.0	—	31,662	8.1	—	63,030	10.3	—	56,334	8.4	—	小 計
15,099	5.1	—	13,399	3.4	—	15,254	2.5	—	15,191	2.3	—	地 方 債
296,928	100.0	—	390,460	100.0	—	613,102	100.0	—	670,788	100.0	—	繰 越 金
												都 道 府 県 計
												市町村
110,123	44.4	49.4	138,904	45.8	52.0	184,865	40.2	46.2	200,432	42.4	48.1	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0.1	0.1	地 方 譲 与 税
37,289	15.0	16.7	38,936	12.8	14.6	53,800	11.7	13.4	40,146	8.5	9.6	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
47,832	19.3	21.5	51,904	17.1	19.4	88,515	19.3	22.1	86,481	18.3	20.7	国 庫 支 出 金
27,464	11.1	12.3	37,601	12.4	14.1	72,849	15.8	18.2	89,567	18.9	21.5	そ の 他
222,708	89.8	100.0	267,345	88.2	100.0	400,029	87.0	100.0	417,037	88.2	100.0	小 計
15,015	6.1	—	21,638	7.1	—	43,817	9.5	—	38,256	8.1	—	地 方 債
10,298	4.2	—	14,214	4.7	—	15,863	3.5	—	17,540	3.7	—	繰 越 金
248,021	100.0	—	303,197	100.0	—	459,709	100.0	—	472,833	100.0	—	市 町 村 計
												合計
188,281	34.6	38.7	272,263	39.3	44.4	336,205	31.3	36.0	367,888	32.2	36.2	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
108,451	19.9	22.3	120,005	17.3	19.6	137,930	12.9	14.8	126,380	11.1	12.4	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
126,635	23.2	26.0	138,940	20.0	22.7	310,444	28.9	33.2	321,102	28.1	31.6	国 庫 支 出 金 等
63,359	11.6	13.0	81,537	11.8	13.3	150,268	14.0	16.1	177,458	15.5	17.5	そ の 他
486,726	89.3	100.0	612,744	88.3	100.0	934,847	87.1	100.0	1,016,300	88.9	100.0	小 計
32,826	6.0	—	53,300	7.7	—	106,847	10.0	—	94,590	8.3	—	地 方 債
25,397	4.7	—	27,613	4.0	—	31,117	2.9	—	32,731	2.9	—	繰 越 金
544,949	100.0	—	693,657	100.0	—	1,072,811	100.0	—	1,143,621	100.0	—	合 計

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

6 平成19年度から平成20年度の地方特例交付金には、特別交付金を含む。

7 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖縄特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

8 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国庫支出金」に含めた。

9 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

10 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その2）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地 方 譲 与 税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地 方 交 付 税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国 庫 支 出 金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ の 他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小 計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地 方 債	57,029	8.3	—	49,657	3.9	—	150,352	5.4	—	252,518	4.2	—
繰 越 金	12,081	1.8	—	43,134	3.4	—	46,745	1.7	—	130,290	2.2	—
都 道 府 県 計	687,835	100.0	—	1,277,346	100.0	—	2,766,069	100.0	—	6,053,912	100.0	—
市町村												
地 方 税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地 方 譲 与 税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地 方 交 付 税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国 県 支 出 金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ の 他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小 計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地 方 債	39,899	8.4	—	46,618	5.7	—	170,586	9.1	—	431,169	9.5	—
繰 越 金	9,309	2.0	—	31,300	3.8	—	58,919	3.1	—	141,332	3.1	—
市 町 村 計	475,355	100.0	—	816,355	100.0	—	1,883,449	100.0	—	4,535,219	100.0	—
純計												
地 方 税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地 方 譲 与 税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地 方 交 付 税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国 庫 支 出 金 等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ の 他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小 計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地 方 債	96,740	8.6	—	96,007	4.7	—	313,917	7.0	—	642,932	6.4	—
繰 越 金	21,390	1.9	—	74,434	3.7	—	105,664	2.4	—	271,622	2.7	—
合 計	1,123,864	100.0	—	2,025,802	100.0	—	4,478,035	100.0	—	10,103,998	100.0	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	地 方 税
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地 方 譲 与 税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地 方 交 付 税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	国 庫 支 出 金
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	そ の 他
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	小 計
1,617,748	11.2	—	2,084,906	8.4	—	2,185,640	7.1	—	3,156,054	7.3	—	地 方 債
218,707	1.5	—	349,564	1.4	—	334,256	1.1	—	544,616	1.3	—	繰 越 金
14,476,153	100.0	—	24,908,965	100.0	—	30,780,295	100.0	—	43,454,751	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地 方 税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地 方 交 付 税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国 庫 支 出 金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	そ の 他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小 計
1,642,115	12.7	—	2,753,424	11.3	—	2,422,280	8.2	—	3,260,156	7.8	—	地 方 債
373,871	2.9	—	657,027	2.7	—	717,416	2.4	—	1,185,823	2.9	—	繰 越 金
12,890,391	100.0	—	24,366,831	100.0	—	29,537,388	100.0	—	41,581,910	100.0	—	市 町 村 計
												純計
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地 方 税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地 方 交 付 税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国 庫 支 出 金 等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	そ の 他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小 計
3,179,896	12.2	—	4,731,907	10.1	—	4,499,125	7.8	—	6,257,893	7.8	—	地 方 債
592,578	2.3	—	1,006,591	2.2	—	1,051,673	1.8	—	1,730,440	2.2	—	繰 越 金
26,044,417	100.0	—	46,803,074	100.0	—	57,472,555	100.0	—	80,410,014	100.0	—	合 計

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その3）

区 分	平成7年度			平成12年度			平成17年度			平成22年度			
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
都道府県													
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	17,137,360	35.2	40.6	15,932,318	31.8	38.3	
地 方 譲 与 税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	853,575	1.8	2.0	1,593,264	3.2	3.8	
地方特例交付金等	—	—	—	251,731	0.5	0.5	872,575	1.8	2.1	156,631	0.3	0.4	
地 方 交 付 税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	9,221,643	18.9	21.9	8,766,464	17.5	21.1	
国 庫 支 出 金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	6,583,581	13.5	15.6	6,253,231	12.5	15.0	
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,521,993	15.4	17.8	8,853,942	17.7	21.3	
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	42,190,727	86.6	100.0	41,555,850	83.0	100.0	
地 方 債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	5,709,473	11.7	—	7,809,867	15.6	—	
繰 越 金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	794,318	1.6	—	700,395	1.4	—	
都 道 府 県 計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	48,694,518	100.0	—	50,066,112	100.0	—	
市町村													
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,667,049	35.0	39.7	18,384,012	34.1	38.9	
地 方 譲 与 税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	995,387	2.0	2.2	475,925	0.9	1.0	
地方特例交付金等	—	—	—	662,283	1.3	1.4	645,431	1.3	1.5	226,534	0.4	0.5	
地 方 交 付 税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	7,737,076	15.3	17.4	8,427,087	15.6	17.8	
国 庫 支 出 金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,456,398	14.8	16.8	10,973,476	20.4	23.2	
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	9,958,796	19.7	22.4	8,815,047	16.4	18.6	
小 計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	44,460,137	88.1	100.0	47,302,081	87.8	100.0	
地 方 債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	4,718,975	9.3	—	5,184,960	9.6	—	
繰 越 金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,299,494	2.6	—	1,366,984	2.5	—	
市 町 村 計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	50,478,606	100.0	—	53,854,025	100.0	—	
純計													
地 方 税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	34,804,409	37.4	43.3	34,316,330	35.2	41.6	
地 方 譲 与 税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	1,848,962	2.0	2.3	2,069,189	2.1	2.5	
地方特例交付金等	—	—	—	914,014	0.9	1.1	1,518,006	1.6	1.9	383,165	0.4	0.5	
地 方 交 付 税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	16,958,719	18.2	21.1	17,193,551	17.6	20.8	
国 庫 支 出 金 等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	11,809,626	12.7	14.7	14,234,558	14.6	17.3	
そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,526,590	14.6	16.8	14,277,809	14.6	17.3	
小 計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	80,466,312	86.6	100.0	82,474,602	84.6	100.0	
地 方 債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	10,376,345	11.2	—	12,969,520	13.3	—	
繰 越 金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,093,812	2.3	—	2,067,379	2.1	—	
合 計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	92,936,469	100.0	—	97,511,501	100.0	—	

(単位 百万円)

平成27年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
20,142,594	38.7	44.7	20,620,136	40.9	47.4	20,703,561	40.7	47.1	20,524,577	33.2	38.3	地 方 税
2,257,839	4.3	5.0	2,232,233	4.4	5.1	2,184,808	4.3	5.0	1,799,994	2.9	3.4	地 方 譲 与 税
47,547	0.1	0.1	54,946	0.1	0.1	155,782	0.3	0.4	84,289	0.1	0.2	地方特例交付金等
8,845,703	17.0	19.6	8,567,710	17.0	19.7	8,631,283	17.0	19.7	8,878,057	14.3	16.5	地 方 交 付 税
6,264,392	12.0	13.9	5,678,923	11.3	13.0	5,925,184	11.6	13.5	12,349,337	20.0	23.0	国 庫 支 出 金
7,497,741	14.4	16.6	6,375,492	12.7	14.6	6,312,585	12.4	14.4	10,016,685	16.2	18.7	そ の 他
45,055,816	86.6	100.0	43,529,440	86.4	100.0	43,913,203	86.2	100.0	53,652,939	86.7	100.0	小 計
5,528,081	10.6	—	5,415,019	10.7	—	5,600,896	11.0	—	6,706,327	10.8	—	地 方 債
1,465,987	2.8	—	1,428,354	2.8	—	1,399,866	2.7	—	1,534,835	2.5	—	繰 越 金
52,049,884	100.0	—	50,372,813	100.0	—	50,913,965	100.0	—	61,894,101	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
18,955,969	32.3	36.7	20,131,306	33.6	37.9	20,507,890	33.4	37.7	20,301,044	26.0	28.7	地 方 税
421,408	0.7	0.8	418,640	0.7	0.8	429,033	0.7	0.8	432,341	0.6	0.6	地 方 譲 与 税
71,321	0.1	0.1	99,454	0.2	0.2	312,488	0.5	0.6	141,320	0.2	0.2	地方特例交付金等
8,544,937	14.5	16.5	7,980,515	13.3	15.0	8,107,964	13.2	14.9	8,110,895	10.4	11.5	地 方 交 付 税
12,902,014	22.0	25.0	13,068,484	21.8	24.6	14,026,179	22.8	25.8	29,622,837	38.0	41.9	国 庫 支 出 金
10,795,362	18.4	20.9	11,406,429	19.0	21.5	11,020,469	17.9	20.3	12,080,123	15.5	17.1	そ の 他
51,691,011	88.0	100.0	53,104,828	88.7	100.0	54,404,023	88.6	100.0	70,688,560	90.6	100.0	小 計
5,187,137	8.8	—	5,119,066	8.5	—	5,294,787	8.6	—	5,577,324	7.1	—	地 方 債
1,850,534	3.2	—	1,666,982	2.8	—	1,706,278	2.8	—	1,768,230	2.3	—	繰 越 金
58,728,682	100.0	—	59,890,876	100.0	—	61,405,088	100.0	—	78,034,114	100.0	—	市 町 村 計
												純計
39,098,563	38.4	44.5	40,751,442	40.2	46.4	41,211,450	39.9	46.2	40,825,620	31.4	35.7	地 方 税
2,679,246	2.6	3.0	2,650,873	2.6	3.0	2,613,842	2.5	2.9	2,232,335	1.7	1.9	地 方 譲 与 税
118,868	0.1	0.1	154,400	0.2	0.2	468,271	0.5	0.5	225,609	0.2	0.2	地方特例交付金等
17,390,640	17.1	19.8	16,548,225	16.3	18.9	16,739,246	16.2	18.8	16,988,952	13.1	14.8	地 方 交 付 税
15,221,213	14.9	17.3	14,834,131	14.6	16.9	15,785,432	15.3	17.7	37,402,395	28.8	32.7	国 庫 支 出 金 等
13,404,435	13.2	15.2	12,802,454	12.6	14.6	12,450,949	12.1	13.9	16,808,545	12.9	14.7	そ の 他
87,912,965	86.3	100.0	87,741,525	86.6	100.0	89,269,190	86.5	100.0	114,483,456	88.0	100.0	小 計
10,688,010	10.5	—	10,508,424	10.4	—	10,870,548	10.5	—	12,260,718	9.4	—	地 方 債
3,316,521	3.3	—	3,095,336	3.1	—	3,106,143	3.0	—	3,303,065	2.5	—	繰 越 金
101,917,496	100.0	—	101,345,285	100.0	—	103,245,881	100.0	—	130,047,239	100.0	—	合 計

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	12.8
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	8.5
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4.3
事業税	36,569	52.5	84,641	70.0	86,848	68.8	91,142	69.3	88,605	60.4
（個人分）	25,225	36.2	27,038	22.4	28,872	22.9	31,500	23.9	24,714	16.8
（法人分）	11,344	16.3	57,603	47.6	57,976	45.9	59,642	45.3	63,891	43.5
特別所得税	1,586	2.3	1,875	1.6	1,549	1.2	1,737	1.3	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1.4
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6.2
入場税	13,290	19.1	18,331	15.2	20,600	16.3	18,980	14.4	—	—
娯楽施設利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1.2
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	8,257	11.8	11,240	9.3	13,178	10.4	14,264	10.8	14,085	9.6
自動車税	1,778	2.6	1,984	1.6	2,433	1.9	4,201	3.2	6,283	4.3
鉱区税	274	—	335	—	329	—	383	—	414	—
漁業権税	48	—	50	—	—	—	—	—	—	—
狩猟者税	294	—	366	—	308	—	351	—	315	—
法定外普通税	220	11.8	264	2.3	339	1.3	251	0.9	261	3.8
道府県固定資産税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
旧法による税	7,331	—	1,782	—	672	—	258	—	4,580	—
水利地益税	50	—	23	—	5	—	2	—	—	—
軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	69,697	100.0	120,891	100.0	126,261	100.0	131,569	100.0	146,731	100.0
市町村税										
市町村民税	46,459	39.2	63,505	42.0	76,127	41.9	87,946	43.0	73,427	33.5
個人均等割	8,510	7.2	8,343	5.5	8,110	4.5	8,738	4.3	7,106	3.2
所得割	37,942	32.0	38,607	25.5	47,452	26.1	54,524	26.7	46,696	21.3
法人均等割	—	—	—	—	719	0.4	754	0.4	789	0.4
法人税割	—	—	16,555	10.9	19,846	10.9	23,930	11.7	18,836	8.6
固定資産税	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
土地	18,670	15.7	23,341	15.4	27,659	15.2	30,751	15.0	34,489	15.7
家屋	20,019	16.9	29,768	19.7	36,412	20.1	40,302	19.7	44,282	20.2
償却資産	8,915	7.5	12,081	8.0	16,619	9.2	19,130	9.4	20,601	9.4
純固定資産税小計	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自転車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	1.8
自転車税	1,685	2.4	1,887	2.0	2,126	1.8	2,400	1.8	—	—
荷車税	1,175	—	1,189	—	1,229	—	1,245	—	—	—
軽自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8.5
電気ガス税	5,917	5.0	10,348	6.8	14,900	8.2	17,001	8.3	18,644	8.5
鉱産税	684	0.6	1,576	1.0	1,824	1.0	1,670	0.8	1,629	0.7
木材引取税	386	0.3	849	0.6	1,013	0.6	1,392	0.7	1,305	0.6
入湯税	62	0.1	111	0.1	132	0.1	192	0.1	240	0.1
広告税	166	166.0	218	0.1	84	0.0	—	—	—	—
接客人税	98	0.1	139	0.1	34	0.0	—	—	—	—
法定外普通税	294	—	484	—	323	—	814	—	843	—
旧法による税	13,820	11.9	5,556	4.0	2,652	1.6	1,281	1.0	722	0.7
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利地益税	226	—	303	—	349	—	339	—	305	—
共同施設税	8	0.2	17	0.2	22	0.2	21	0.2	18	0.1
計	118,584	100.0	151,372	100.0	181,505	100.0	204,484	100.0	219,158	100.0
地方税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

(注) 1 各年度とも決算額である。
 2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。
 3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。
 4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。
 5 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道府県税
23,692	16.1	28,577	15.4	36,921	16.0	35,864	15.8	40,866	15.5	道府県民税
13,957	9.5	15,097	8.2	17,750	7.7	18,796	8.3	19,085	7.2	(個人分)
9,735	6.6	13,480	7.3	19,171	8.3	17,068	7.5	21,781	8.3	(法人分)
80,573	54.8	96,953	52.4	124,544	54.1	115,236	50.7	134,652	51.0	事業税
20,181	13.7	17,755	9.6	16,122	7.0	17,900	7.9	12,922	4.9	(個人分)
60,392	41.1	79,198	42.8	108,422	47.1	97,336	42.8	121,730	46.1	(法人分)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特別所得税
5,216	3.5	6,663	3.6	8,411	3.7	10,241	4.5	10,741	4.1	不動産取得税
9,596	6.5	18,936	10.2	19,950	8.7	21,032	9.2	22,429	8.5	道府県たばこ消費税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入場税
1,478	1.0	1,483	0.8	1,832	0.8	2,280	1.0	2,755	1.0	娯楽施設利用税
15,111	10.3	17,210	9.3	18,170	7.9	19,053	8.4	22,638	8.6	料理飲食等消費税 (遊興飲食税)
7,852	5.3	8,614	4.7	10,184	4.4	10,606	4.7	12,139	4.6	自動車税
474	—	542	—	605	—	694	—	810	—	鉱区税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	漁業権税
331	—	341	—	351	—	373	—	387	—	狩猟者税
321	2.4	408	2.3	730	1.9	690	2.2	387	1.8	法定外普通税
2,155	—	2,819	—	2,373	—	3,087	—	3,099	—	道府県固定資産税
260	—	141	—	361	—	62	—	51	—	旧法による税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	水利地益税
—	—	2,430	1.3	5,763	2.5	8,164	3.6	12,909	4.9	軽油引取税
147,059	100.0	185,117	100.0	230,195	100.0	227,382	100.0	263,863	100.0	計
										市町村税
73,956	31.5	83,892	31.7	94,657	31.9	93,871	29.7	104,862	30.2	市町村民税
7,692	3.3	7,731	2.9	8,389	2.8	8,565	2.7	8,900	2.6	個人均等割
49,841	21.3	54,492	20.6	56,404	19.0	58,616	18.5	61,240	17.6	所得割
916	0.4	638	0.2	1,052	0.4	1,156	0.4	1,249	0.4	法人均等割
15,507	6.6	21,031	7.9	28,812	9.7	25,534	8.1	33,473	9.6	法人税割
110,401	47.1	122,510	46.3	134,690	45.4	148,420	46.9	160,123	46.1	固定資産税
43,305	18.5	45,324	17.1	46,003	15.5	49,873	15.8	50,756	14.6	土地
46,463	19.8	49,618	18.7	52,957	17.8	57,259	18.1	62,104	17.9	家屋
20,633	8.8	22,210	8.4	25,409	8.6	30,366	9.6	35,660	10.3	償却資産
110,401	47.1	117,152	44.2	124,369	41.9	137,498	43.4	148,520	42.8	純固定資産税小計
—	—	1,047	0.4	1,259	0.4	1,470	0.5	1,456	0.4	交付金
—	—	4,311	1.6	9,062	3.1	9,452	3.0	10,147	2.9	納付金
4,564	1.9	4,992	1.9	5,344	1.8	—	—	—	—	自転車荷車税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自転車税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	荷車税
—	—	—	—	—	—	2,042	0.6	2,744	0.8	軽自動車税
19,225	8.2	21,090	8.0	22,401	7.5	28,699	9.1	30,776	8.9	市町村たばこ消費税
21,518	9.2	23,760	9.0	27,123	9.1	29,684	9.4	33,935	9.8	電気ガス税
1,731	0.7	2,040	0.8	2,305	0.8	2,099	0.7	2,150	0.6	鉱産税
1,488	0.6	1,981	0.7	2,231	0.8	1,878	0.6	1,815	0.5	木材引取税
280	0.1	346	0.1	37	0.0	—	—	—	—	入湯税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	広告税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	接客人税
504	0.2	526	0.2	539	0.2	535	0.2	542	0.2	法定外普通税
428	0.2	221	0.1	148	0.0	400	0.1	232	0.1	旧法による税
—	—	—	—	350	—	441	—	547	—	入湯税(目的税)
—	—	3,149	—	6,858	—	8,197	—	9,053	—	都市計画税
318	—	284	—	279	—	267	—	280	—	水利地益税
19	0.1	17	—	33	—	17	—	16	—	共同施設税
234,432	100.0	264,808	100.0	296,995	100.0	316,550	100.0	347,075	100.0	計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地方税

- 6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。
- 7 昭和54年度において狩猟免許税は狩猟者登録税に改称され、平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税が創設された。
- 8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税は、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。
- 9 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。
- 10 平成21年度において自動車取得税及び軽油引取税は目的税から普通税に改められた。
- 11 令和元年度において自動車取得税が廃止された。また、従来の自動車税、軽自動車税を自動車税・軽自動車税種別割とするほか、自動車税・軽自動車税環境性能割が創設された。
- 12 構成比率は、項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52,182	15.0	66,634	15.0	99,065	19.0	124,670	20.6	151,338	21.3
個人均等割	20,893	6.0	27,245	6.1	55,488	10.6	75,778	12.5	98,388	13.9
所得割										
法人均等割	31,289	9.0	39,389	8.9	43,577	8.3	48,892	8.1	52,950	7.5
法人税割										
事業税	188,707	54.1	240,789	54.2	265,888	50.9	297,503	49.1	326,656	46.0
（個人分）	15,183	4.4	19,251	4.3	17,703	3.4	20,412	3.4	22,231	3.1
（法人分）	173,524	49.7	221,538	49.9	248,185	47.5	277,091	45.8	304,425	42.9
不動産取得税	13,671	3.9	17,080	3.8	19,869	3.8	20,576	3.4	32,878	4.6
道府県たばこ消費税	24,906	7.1	28,137	6.3	33,670	6.4	36,477	6.0	39,811	5.6
娯楽施設利用税	3,332	1.0	4,410	1.0	5,511	1.1	6,578	1.1	7,998	1.1
料理飲食等消費税	28,326	8.1	34,290	7.7	34,847	6.7	43,107	7.1	50,344	7.1
（遊興飲食税）										
自動車税	14,665	4.2	18,903	4.3	22,404	4.3	28,157	4.7	35,806	5.0
鋳 区 税	928	1.7	935	1.6	909	1.5	874	1.0	829	0.9
狩猟者登録税	430		539		600		341		355	
（狩猟免許税）	422		474		558		561		586	
法定外普通税										
道府県固定資産税	4,105	4,926	5,824	4,545	4,441					
旧法による税	33	77	40	18	20					
自動車取得税	—	—	—	—	—					
軽油引取税	17,241	4.9	26,984	6.1	33,400	6.4	41,737	6.9	58,293	8.3
入 猟 税	—	—	—	—	299	305				
計	348,948	100.0	444,178	100.0	522,585	100.0	605,443	100.0	709,660	100.0
市町村税										
市町村民税	128,033	32.4	160,645	34.7	199,736	37.4	234,394	38.6	271,871	39.4
個人均等割	9,106	2.3	9,429	2.0	9,950	1.9	10,470	1.7	10,795	1.6
所得割	69,648	17.6	89,825	19.4	122,284	22.9	147,887	24.3	177,928	25.8
法人均等割	1,369	0.3	1,470	0.3	1,584	0.3	1,740	0.3	1,924	0.3
法人税割	47,910	12.1	59,921	13.0	65,918	12.3	74,297	12.2	81,224	11.8
固定資産税	172,264	43.6	192,567	41.7	213,615	40.0	239,196	39.4	267,841	38.8
土地	51,571	13.0	56,143	12.1	56,734	10.6	57,502	9.5	64,436	9.3
家屋	68,038	17.2	75,567	16.3	84,253	15.8	94,684	15.6	105,500	15.3
償却資産	40,413	10.2	47,967	10.4	58,534	11.0	71,589	11.8	80,653	11.7
純固定資産税小計	160,022	40.5	179,677	38.9	199,521	37.4	223,775	36.8	250,589	36.3
交付金	1,564	0.4	1,782	0.4	2,105	0.4	2,113	0.3	2,468	0.4
納付金	10,678	2.7	11,108	2.4	11,989	2.2	13,308	2.2	14,784	2.1
軽自動車税	3,764	1.0	5,353	1.2	6,995	1.3	8,788	1.4	10,531	1.5
市町村たばこ消費税	34,290	8.7	38,697	8.4	45,088	8.4	53,941	8.9	65,926	9.6
電気ガス税	40,933	10.4	46,919	10.1	49,227	9.2	49,900	8.2	49,947	7.2
鋳 産 税	2,298	0.6	2,430	0.5	2,326	0.4	2,316	0.4	2,363	0.7
木材引取税	1,963	0.5	2,113	0.5	2,084	0.4	2,176	0.4	2,325	
法定外普通税	556	0.1	621	0.1	637	0.1	748	0.1	785	0.1
旧法による税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入 湯 税	635	2.8	745	2.8	886	2.7	1,028	2.6	1,197	2.7
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283		312		308		312		309	
共同施設税	16		18		20		21		26	
計	395,288	100.0	462,297	100.0	534,098	100.0	607,417	100.0	689,937	100.0
地方税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
175,775	22.5	201,930	22.2	247,073	21.8	285,124	20.2	326,116	18.9	道 府 県 民 税
122,914	15.7	140,380	15.4	167,899	14.8	185,392	13.2	3,215	0.2	個人均等割
								197,116	11.4	所得割
52,861	6.8	61,550	6.8	79,174	7.0	99,732	7.1	673	0.0	法人均等割
								125,112	7.2	法人税割
329,851	42.2	386,679	42.4	493,495	43.6	621,925	44.1	779,486	45.1	事 業 税
25,284	3.2	29,405	3.2	34,717	3.1	42,205	3.0	47,923	2.8	(個人分)
304,567	38.9	357,274	39.2	458,778	40.6	579,720	41.1	731,563	42.3	(法人分)
41,374	5.3	42,350	4.6	50,240	4.4	57,132	4.1	68,751	4.0	不動産取得税
43,966	5.6	48,320	5.3	61,044	5.4	65,223	4.6	79,909	4.6	道府県たばこ消費税
9,483	1.2	13,097	1.4	16,185	1.4	18,810	1.3	22,090	1.3	娯楽施設利用税
55,917	7.1	65,263	7.2	77,575	6.9	92,674	6.6	107,411	6.2	料理飲食等消費税 (遊興飲食税)
54,905	7.0	69,078	7.6	87,815	7.8	111,622	7.9	141,096	8.2	自動車税
825		802		846		878		861		鉦 区 税
393		435		491		546		604		狩猟者登録税 (狩猟免許税)
635	0.7	520	0.7	645	0.4	317	0.3	48	0.3	法定外普通税
3,944		4,436		2,613		2,555		2,815		道府県固定資産税
15		2		1		1		15		旧法による税
—	—	—	—	—	—	43,176	3.1	71,337	4.1	自動車取得税
64,890	8.3	77,954	8.6	92,603	8.2	108,522	7.7	126,601	7.3	軽油引取税
327		357		393	0.0	431	0.0	473	0.0	入 猟 税
782,300	100.0	911,223	100.0	1,131,019	100.0	1,408,936	100.0	1,727,613	100.0	計
										市 町 村 税
304,648	39.7	341,118	39.8	418,568	41.1	486,949	41.6	562,199	41.3	市 町 村 民 税
11,306	1.5	11,445	1.3	11,784	1.2	12,104	1.0	12,469	0.9	個人均等割
208,737	27.2	229,096	26.7	277,944	27.3	312,657	26.7	345,715	25.4	所得割
1,755	0.2	2,052	0.2	2,735	0.3	3,280	0.3	3,511	0.3	法人均等割
82,850	10.8	98,525	11.5	126,105	12.4	158,908	13.6	200,504	14.7	法人税割
296,385	38.6	329,870	38.5	369,420	36.3	423,819	36.2	491,882	36.1	固定資産税
65,484	8.5	72,519	8.5	84,508	8.3	100,105	8.5	119,634	8.8	土 地
121,038	15.8	136,402	15.9	151,861	14.9	174,501	14.9	200,838	14.7	家 屋
90,803	11.8	97,910	11.4	106,810	10.5	120,124	10.3	141,975	10.4	償 却 資 産
277,325	36.2	306,831	35.8	343,179	33.7	394,730	33.7	462,447	33.9	純固定資産税小計
2,696	0.4	3,301	0.4	4,482	0.4	5,194	0.4	5,555	0.4	交 付 金
16,364	2.1	19,738	2.3	21,759	2.1	23,895	2.0	23,880	1.8	納 付 金
12,516	1.6	14,073	1.6	15,946	1.6	18,262	1.6	20,887	1.5	軽自動車税
73,169	9.5	80,516	9.4	107,338	10.5	114,950	9.8	140,121	10.3	市町村たばこ消費税
53,966	7.0	59,804	7.0	67,319	6.6	75,104	6.4	85,755	6.3	電気ガス税
2,420	0.6	2,506	0.6	2,551	0.3	2,522	0.2	2,566	0.2	鉦 産 税
2,497		2,628		2,709		2,711		2,595		木材引取税
812	0.1	852	0.1	945	0.1	1,234	0.1	1,424	0.1	法定外普通税
12	0.0	19	0.0	10	0.0	6	0.0	2	0.0	旧法による税
1,356		1,469		1,646		1,869		2,047		入 湯 税
19,012	2.7	24,208	3.0	31,759	3.3	43,457	3.9	52,785	4.0	都市計画税
302		297		290		306		300		水利地益税
26		4		3		3		3		共同施設税
767,121	100.0	857,364	100.0	1,018,504	100.0	1,171,192	100.0	1,362,566	100.0	計
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	409,139	19.4	482,603	21.1	591,539	22.3	776,021	22.1	1,018,001	23.8
個人均等割	3,483	0.2	3,580	0.2	3,683	0.1	3,770	0.1	3,766	0.1
所得割	249,095	11.8	323,677	14.2	406,009	15.3	504,255	14.4	686,321	16.1
法人均等割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法人税割	155,847	7.4	154,576	6.8	181,022	6.8	267,093	7.6	326,963	7.7
事業税	969,688	45.9	972,902	42.6	1,108,630	41.7	1,601,267	45.7	1,972,052	46.2
（個人分）	58,238	2.8	70,842	3.1	60,899	2.3	60,901	1.7	50,387	1.2
（法人分）	911,450	43.2	902,060	39.5	1,047,731	39.4	1,540,366	43.9	1,921,665	45.0
不動産取得税	94,915	4.5	106,523	4.7	112,372	4.2	154,111	4.4	174,563	4.1
道府県たばこ消費税	88,054	4.2	96,271	4.2	106,812	4.0	115,911	3.3	128,509	3.0
娯楽施設利用税	28,461	1.3	41,637	1.8	51,495	1.9	48,081	1.4	47,224	1.1
料理飲食等消費税	123,299	5.8	140,165	6.1	166,195	6.3	209,145	6.0	247,343	5.8
自動車税	171,388	8.1	202,613	8.9	243,709	9.2	291,155	8.3	330,591	7.7
鉦 区 税	822		792		731		660		621	
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法定外普通税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	0.1
道府県固定資産税	3,542		2,946		1,853		1,815		2,582	
旧法による税	6		4		101		110		33	
自動車取得税	76,396	3.6	77,990	3.4	93,916	3.5	102,932	2.9	153,983	3.6
軽油引取税	144,188	6.8	155,631	6.8	176,616	6.6	202,279	5.8	192,362	4.5
入 猟 税	515	0.0	1,361	0.1	1,352	0.1	1,407	0.0	1,503	0.0
計	2,111,136	100.0	2,283,164	100.0	2,657,147	100.0	3,506,884	100.0	4,271,515	100.0
市町村税										
市町村民税	706,766	43.1	850,240	43.5	1,062,157	45.2	1,361,262	45.6	1,973,295	49.8
個人均等割	12,721	0.8	13,503	0.7	14,409	0.6	14,493	0.5	14,595	0.4
所得割	431,563	26.3	571,548	29.3	733,762	31.3	883,300	29.6	1,252,622	31.6
法人均等割	3,773	0.2	4,055	0.2	4,319	0.2	4,687	0.2	5,081	0.1
法人税割	258,709	15.8	261,134	13.4	309,667	13.2	458,782	15.4	700,997	17.7
固定資産税	576,702	35.2	694,899	35.6	827,523	35.3	1,056,386	35.4	1,269,686	32.0
土地	150,947	9.2	192,996	9.9	249,564	10.6	398,804	13.4	500,916	12.6
家 屋	225,514	13.8	264,439	13.5	306,542	13.1	359,395	12.0	428,525	10.8
償却資産	167,904	10.2	202,104	10.4	231,971	9.9	253,500	8.5	288,915	7.3
純固定資産税小計	544,365	33.2	659,539	33.8	788,077	33.6	1,011,699	33.9	1,218,356	30.7
交付金	6,432	0.4	7,231	0.4	8,404	0.4	9,927	0.3	12,149	0.3
納付金	25,905	1.6	28,129	1.4	31,042	1.3	34,760	1.2	39,181	1.0
軽自動車税	23,849	1.5	26,207	1.3	27,800	1.2	28,519	1.0	27,892	0.7
市町村たばこ消費税	154,850	9.4	169,154	8.7	187,497	8.0	203,758	6.8	225,698	5.7
電気税	—	—	—	—	—	—	—	—	147,039	3.7
（電気ガス税）	97,828	6.0	108,440	5.6	122,106	5.2	130,154	4.4	—	—
ガス税	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0.4
鉦 産 税	2,425	0.1	2,219	0.1	1,980	0.1	2,063	0.1	2,409	0.1
木材引取税	2,518	0.2	2,405	0.1	2,545	0.1	2,811	0.1	2,814	0.1
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	0.6	107,595	2.7
法定外普通税	1,787	0.1	2,161	0.1	2,881	0.1	3,666	0.1	4,066	0.1
旧法による税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入 湯 税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事業所税	—		—		—		—		—	
都市計画税	70,309	4.4	92,901	5.0	107,329	4.8	173,398	6.0	184,204	4.8
水利地益税	321		302		334		260		260	
共同施設税	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100.0	1,952,582	100.0	2,347,335	100.0	2,984,403	100.0	3,965,989	100.0
地方税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
989,039	25.6	1,177,522	26.2	1,336,493	26.0	1,521,326	27.0	1,740,659	26.4	道府県民税
3,835	0.1	9,859	0.2	10,532	0.2	10,740	0.2	10,885	0.2	個人均等割
735,450	19.0	850,039	18.9	951,133	18.5	1,109,548	19.7	1,247,574	18.9	所得割
968	0.0	2,618	0.1	4,653	0.1	7,246	0.1	8,672	0.1	法人均等割
248,786	6.4	315,006	7.0	370,175	7.2	393,791	7.0	473,528	7.2	法人税割
1,501,517	38.8	1,691,578	37.6	1,944,507	37.9	2,065,839	36.6	2,493,292	37.8	事業税
47,994	1.2	44,608	1.0	46,191	0.9	52,474	0.9	63,630	1.0	(個人分)
1,453,523	37.6	1,646,970	36.6	1,898,316	37.0	2,013,365	35.7	2,429,663	36.8	(法人分)
181,365	4.7	174,463	3.9	201,088	3.9	209,361	3.7	243,794	3.7	不動産取得税
135,590	3.5	138,527	3.1	209,668	4.1	214,193	3.8	221,407	3.4	道府県たばこ消費税
50,043	1.3	52,590	1.2	59,740	1.2	65,624	1.2	68,132	1.0	娯楽施設利用税
267,453	6.9	290,557	6.5	317,908	6.2	338,668	6.0	366,920	5.6	料理飲食等消費税
368,893	9.5	517,893	11.5	551,567	10.7	625,644	11.1	739,260	11.2	自動車税
592		530		993		961		1,029		鉱区税
1,993		2,067		3,686		3,997		3,577		狩猟者登録税
183	0.1	355	0.1	821	0.2	3,401	0.2	4,589	0.2	(狩猟免許税)
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		法定外普通税
6		4		1		3		0		道府県固定資産税
174,990	4.5	188,018	4.2	210,076	4.1	254,268	4.5	281,635	4.3	旧法による税
193,967	5.0	263,793	5.9	291,771	5.7	326,676	5.8	428,312	6.5	自動車取得税
1,521	0.0	1,560	0.0	2,810	0.1	3,004	0.1	2,678	0.0	軽油引取税
3,869,224	100.0	4,502,918	100.0	5,136,678	100.0	5,638,421	100.0	6,600,075	100.0	入 猟 税
										計
										市町村税
1,980,353	46.2	2,362,592	46.7	2,707,475	46.1	3,112,088	47.2	3,588,366	48.3	市町村民税
14,098	0.3	38,300	0.8	40,756	0.7	41,403	0.6	42,038	0.6	個人均等割
1,345,536	31.4	1,574,035	31.1	1,795,773	30.6	2,125,260	32.2	2,417,565	32.5	所得割
5,074	0.1	13,585	0.3	22,527	0.4	31,228	0.5	36,862	0.5	法人均等割
615,645	14.4	736,672	14.6	848,419	14.5	914,196	13.9	1,091,901	14.7	法人税割
1,547,437	36.1	1,795,123	35.5	2,053,930	35.0	2,256,804	34.2	2,522,602	33.9	固定資産税
653,862	15.3	780,352	15.4	913,543	15.6	983,608	14.9	1,102,052	14.8	土地
506,780	11.8	592,621	11.7	680,019	11.6	774,090	11.7	877,670	11.8	家屋
329,281	7.7	354,183	7.0	383,738	6.5	415,804	6.3	452,726	6.1	償却資産
1,489,923	34.8	1,727,156	34.1	1,977,300	33.7	2,173,502	32.9	2,432,448	32.7	純固定資産税小計
13,630	0.3	16,295	0.3	19,322	0.3	21,168	0.3	22,475	0.3	交付金
43,884	1.0	51,672	1.0	57,308	1.0	62,135	0.9	67,679	0.9	納付金
27,517	0.6	35,167	0.7	34,944	0.6	36,115	0.5	40,691	0.5	軽自動車税
238,127	5.6	243,823	4.8	368,328	6.3	376,337	5.7	388,961	5.2	市町村たばこ消費税
148,164	3.5	182,836	3.6	217,130	3.7	229,395	3.5	251,012	3.4	電気税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(電気ガス税)
13,164	0.3	13,160	0.3	10,681	0.2	9,757	0.1	9,223	0.1	ガス税
2,779	0.1	3,508	0.1	3,818	0.1	3,689	0.1	3,967	0.1	鉱産税
2,876	0.1	2,996	0.1	3,033	0.1	2,971	0.0	3,243	0.0	木材引取税
102,792	2.4	102,848	2.0	99,360	1.7	71,632	1.1	65,478	0.9	特別土地保有税
4,228	0.1	4,925	0.1	5,450	0.1	6,103	0.1	6,625	0.1	法定外普通税
58	0.0	9	0.0	5	0.0	1	0.0	3	0.0	旧法による税
7,153		8,790		9,318		12,677		13,172		入湯税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		事業所税
195,498	5.1	224,990	6.2	252,487	6.2	372,479	7.5	424,715	7.4	都市計画税
265		257		267		282		294		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
4,285,617	100.0	5,061,173	100.0	5,868,537	100.0	6,598,632	100.0	7,431,436	100.0	計
8,154,841	—	9,564,091	—	11,005,216	—	12,237,054	—	14,031,511	—	地方税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その4）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	1,971,477	26.7	2,212,558	28.0	2,387,182	28.6	2,568,046	29.6	2,732,529	28.8
個人均等割	17,411	0.2	18,610	0.2	19,148	0.2	19,486	0.2	19,097	0.2
所得割	1,397,222	18.9	1,585,517	20.0	1,751,807	21.0	1,916,505	22.1	1,952,455	20.5
法人均等割	9,116	0.1	9,871	0.1	10,638	0.1	17,620	0.2	43,537	0.5
法人税割	547,729	7.4	598,560	7.6	605,589	7.3	614,435	7.1	717,440	7.5
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	2,918,072	39.5	3,054,073	38.6	3,176,304	38.1	3,215,462	37.1	3,610,407	38.0
（個人分）	74,702	1.0	82,913	1.0	104,947	1.3	114,771	1.3	125,759	1.3
（法人分）	2,843,370	38.5	2,971,160	37.6	3,071,357	36.9	3,100,691	35.7	3,484,648	36.7
不動産取得税	282,137	3.8	299,456	3.8	335,627	4.0	374,486	4.3	398,212	4.2
道府県たばこ消費税	228,827	3.1	261,089	3.3	277,680	3.3	282,203	3.3	305,399	3.2
娯楽施設利用税	74,402	1.0	81,697	1.0	89,816	1.1	96,464	1.1	104,886	1.1
料理飲食等消費税	397,632	5.4	424,033	5.4	439,940	5.3	427,773	4.9	448,773	4.7
自動車税	780,615	10.6	814,678	10.3	844,560	10.1	867,046	10.0	1,014,364	10.7
鉦区税	1,009		967		910		958		935	
狩猟者登録税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法定外普通税	5,140	0.2	5,111	0.2	8,661	0.3	11,575	0.3	14,700	0.3
道府県固定資産税	7,638		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧法による税	2		0		0		0		0	
自動車取得税	270,340	3.7	282,971	3.6	293,215	3.5	317,336	3.7	330,806	3.5
軽油引取税	447,047	6.0	459,483	5.8	465,384	5.6	500,837	5.8	528,780	5.6
入猟税	2,536	0.0	2,387	0.0	2,203	0.0	2,198	0.0	2,070	0.0
計	7,390,272	100.0	7,908,117	100.0	8,332,920	100.0	8,675,783	100.0	9,503,145	100.0
市町村税										
市町村民税	4,187,071	49.2	4,757,452	50.5	5,184,651	50.4	5,593,497	50.1	6,012,801	50.1
個人均等割	52,936	0.6	55,033	0.6	56,492	0.5	57,695	0.5	56,501	0.5
所得割	2,837,147	33.4	3,258,730	34.6	3,612,301	35.1	3,964,997	35.5	4,047,309	33.8
法人均等割	37,852	0.4	40,260	0.4	42,012	0.4	77,647	0.7	181,969	1.5
法人税割	1,259,136	14.8	1,403,429	14.9	1,473,846	14.3	1,493,158	13.4	1,727,022	14.4
固定資産税	2,784,082	32.7	2,982,085	31.7	3,320,395	32.3	3,668,053	32.9	3,941,716	32.9
土地	1,191,484	14.0	1,220,582	13.0	1,372,254	13.3	1,530,870	13.7	1,606,295	13.4
家屋	994,187	11.7	1,105,063	11.7	1,230,947	12.0	1,354,907	12.1	1,485,354	12.4
償却資産	498,391	5.9	549,029	5.8	601,536	5.8	658,285	5.9	714,156	6.0
純固定資産税小計	2,684,062	31.6	2,874,674	30.5	3,204,737	31.1	3,544,062	31.7	3,805,805	31.7
交付金	25,082	0.3	26,827	0.3	30,087	0.3	32,692	0.3	34,665	0.3
納付金	74,938	0.9	80,585	0.9	85,571	0.8	91,299	0.8	101,246	0.8
軽自動車税	43,224	0.5	44,541	0.5	48,224	0.5	52,624	0.5	65,271	0.5
市町村たばこ消費税	402,018	4.7	458,785	4.9	487,785	4.7	495,838	4.4	536,575	4.5
電気税	372,231	4.4	410,411	4.4	422,441	4.1	457,569	4.1	489,383	4.1
ガス税	14,154	0.2	13,030	0.1	10,962	0.1	11,789	0.1	12,780	0.1
鉦産税	4,512	0.1	4,212	0.0	4,544	0.0	4,556	0.0	4,698	0.0
木材引取税	3,247	0.0	2,901	0.0	2,793	0.0	2,578	0.0	2,304	0.0
特別土地保有税	64,762	0.8	64,991	0.7	61,163	0.6	60,260	0.5	58,494	0.5
法定外普通税	7,254	0.1	7,769	0.1	7,964	0.1	8,540	0.1	9,360	0.1
旧法による税	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入湯税	13,024		13,021		13,232		13,001		13,533	
事業所税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都市計画税	469,084	7.3	495,211	7.1	554,396	7.2	616,356	7.3	655,370	7.2
水利地益税	315		315		316		303		280	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	8,503,536	100.0	9,417,381	100.0	10,295,725	100.0	11,165,520	100.0	11,990,795	100.0
地方税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比率							
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	28.9	3,093,448	29.2	3,448,532	28.8	4,020,859	29.0	道 府 県 民 税
26,634	0.3	27,371	0.3	27,784	0.2	28,435	0.2	個人均等割
2,073,605	20.3	2,228,715	21.1	2,409,502	20.1	2,477,100	17.8	所得割
54,399	0.5	55,732	0.5	57,985	0.5	61,522	0.4	法人均等割
796,618	7.8	781,630	7.4	953,261	8.0	1,100,125	7.9	法人税割
—	—	—	—	—	—	353,677	2.5	利子割
3,937,043	38.6	3,936,037	37.2	4,726,382	39.4	5,779,715	41.6	事業税
129,797	1.3	137,971	1.3	152,034	1.3	179,244	1.3	(個人分)
3,807,246	37.3	3,798,066	35.9	4,574,348	38.2	5,600,471	40.4	(法人分)
434,597	4.3	483,743	4.6	545,024	4.5	569,362	4.1	不動産取得税
312,987	3.1	356,004	3.4	355,829	3.0	359,933	2.6	道府県たばこ消費税
108,261	1.1	115,382	1.1	124,893	1.0	133,495	1.0	娯楽施設利用税
475,679	4.7	511,317	4.8	557,750	4.7	608,442	4.4	料理飲食等消費税
1,038,021	10.2	1,072,547	10.1	1,105,384	9.2	1,158,741	8.3	自動車税
892	0.4	855	0.4	758	0.4	719	0.3	鉱 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩猟者登録税
25,348		16,628		23,055		20,880		法定外普通税
12,290		20,533		20,235		20,712		道府県固定資産税
—		—		—		—		旧法による税
347,139	3.4	377,096	3.6	439,420	3.7	508,685	3.7	自動車取得税
555,760	5.4	588,367	5.6	634,811	5.3	691,827	5.0	軽油引取税
1,967	0.0	1,852	0.0	1,785	0.0	1,732	0.0	入 猟 税
10,203,981	100.0	10,576,392	100.0	11,986,360	100.0	13,877,520	100.0	計
								市 町 村 税
6,645,401	50.7	7,015,739	49.9	7,843,195	51.5	8,514,328	52.4	市 町 村 民 税
74,944	0.6	77,354	0.6	78,927	0.5	80,819	0.5	個人均等割
4,427,855	33.8	4,786,551	34.1	5,201,976	34.2	5,451,849	33.6	所得割
226,473	1.7	235,759	1.7	242,579	1.6	256,741	1.6	法人均等割
1,916,129	14.6	1,916,075	13.6	2,319,713	15.2	2,724,919	16.8	法人税割
4,315,206	32.9	4,729,254	33.7	4,996,135	32.8	5,297,530	32.6	固定資産税
1,789,771	13.6	1,971,257	14.0	2,034,961	13.4	2,183,672	13.4	土地
1,602,858	12.2	1,757,075	12.5	1,907,246	12.5	1,994,763	12.3	家 屋
782,110	6.0	922,197	6.6	972,732	6.4	1,035,611	6.4	償却資産
4,174,739	31.8	4,650,529	33.1	4,914,939	32.3	5,214,046	32.1	純固定資産税小計
36,780	0.3	39,030	0.3	41,365	0.3	42,840	0.3	交付金
103,687	0.8	39,695	0.3	39,831	0.3	40,644	0.3	納付金
69,844	0.5	74,028	0.5	77,813	0.5	81,466	0.5	軽自動車税
551,470	4.2	629,005	4.5	629,952	4.1	636,734	3.9	市町村たばこ消費税
514,459	3.9	486,866	3.5	483,653	3.2	489,652	3.0	電 気 税
12,608	0.1	11,284	0.1	9,363	0.1	8,983	0.1	ガ ス 税
4,598	0.0	4,076	0.0	3,397	0.0	3,100	0.0	鉱 産 税
2,089	0.0	1,875	0.0	1,851	0.0	1,756	0.0	木材引取税
55,198	0.4	65,582	0.5	74,282	0.5	77,808	0.5	特別土地保有税
10,099	0.1	11,076	0.1	12,976	0.1	13,332	0.1	法定外普通税
0	0.0	—	—	—	—	—	—	旧法による税
13,957	7.1	14,886	7.3	15,699	7.1	16,217	6.9	入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事業所税
720,084		791,002		828,762		844,335		都市計画税
285		278		275		258		水利地益税
—		—		—		—		共同施設税
13,112,492	100.0	14,051,841	100.0	15,217,626	100.0	16,239,404	100.0	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,203,986	—	30,116,924	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4,336,936	29.4	5,088,713	32.5	5,312,281	32.8	4,912,415	33.1	4,799,720	34.6
個人均等割	28,778	0.2	29,172	0.2	30,269	0.2	30,676	0.2	31,293	0.2
所得割	2,286,545	15.5	2,428,447	15.5	2,711,412	16.8	2,919,205	19.7	2,852,930	20.6
法人均等割	65,125	0.4	70,076	0.4	74,251	0.5	77,526	0.5	79,407	0.6
法人税割	1,081,372	7.3	937,300	6.0	865,031	5.3	741,102	5.0	682,756	4.9
利子割	875,116	5.9	1,623,718	10.4	1,631,318	10.1	1,143,906	7.7	1,153,334	8.3
事業税	6,547,997	44.4	6,541,307	41.8	6,752,859	41.7	5,693,658	38.4	4,823,888	34.8
（個人分）	211,118	1.4	248,700	1.6	276,510	1.7	286,151	1.9	255,931	1.8
（法人分）	6,336,879	42.9	6,292,607	40.2	6,476,349	40.0	5,407,507	36.5	4,567,957	32.9
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	630,942	4.3	596,190	3.8	604,373	3.7	669,506	4.5	613,964	4.4
道府県たばこ税	317,508	2.2	360,547	2.3	365,382	2.3	366,384	2.5	371,282	2.7
ゴルフ場利用税	76,273	0.5	90,398	0.6	97,554	0.6	103,485	0.7	101,074	0.7
特別地方消費税	149,373	1.0	194,521	1.2	173,396	1.1	151,855	1.0	143,677	1.0
自動車税	1,196,259	8.1	1,276,176	8.2	1,342,868	8.3	1,412,277	9.5	1,466,725	10.6
鉱区税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法定外普通税	16,176	1.0	21,512	0.3	19,551	0.2	17,976	0.3	21,429	0.2
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧法による税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自動車取得税	577,688	3.9	613,065	3.9	623,944	3.9	582,373	3.9	542,021	3.9
軽油引取税	766,341	5.2	833,542	5.3	871,657	5.4	901,062	6.1	980,860	7.1
入猟税	1,668	0.0	1,630	0.0	1,601	0.0	1,552	0.0	1,504	0.0
計	14,754,130	100.0	15,646,324	100.0	16,183,541	100.0	14,833,048	100.0	13,877,876	100.0
市町村税										
市町村民税	9,275,035	54.4	9,672,418	54.3	10,092,653	53.4	10,179,092	51.6	9,702,381	49.2
個人均等割	81,363	0.5	82,823	0.5	85,264	0.5	87,113	0.4	89,153	0.5
所得割	5,841,764	34.3	6,391,632	35.9	6,797,603	36.0	7,352,258	37.3	7,242,398	36.7
法人均等割	268,529	1.6	285,143	1.6	301,018	1.6	310,142	1.6	317,306	1.6
法人税割	3,083,379	18.1	2,912,820	16.4	2,908,768	15.4	2,429,579	12.3	2,053,524	10.4
固定資産税	5,687,661	33.4	6,022,454	33.8	6,563,874	34.7	7,178,652	36.4	7,580,690	38.5
土地	2,320,870	13.6	2,370,985	13.3	2,602,823	13.8	2,863,943	14.5	2,976,732	15.1
家屋	2,170,764	12.7	2,350,328	13.2	2,529,258	13.4	2,738,827	13.9	2,952,917	15.0
償却資産	1,151,735	6.8	1,253,245	7.0	1,382,321	7.3	1,519,338	7.7	1,592,085	8.1
純固定資産税小計	5,643,369	33.1	5,974,558	33.6	6,514,402	34.5	7,122,108	36.1	7,521,734	38.2
交付金	44,292	0.3	47,896	0.3	49,472	0.3	56,544	0.3	58,956	0.3
軽自動車税	84,899	0.5	88,113	0.5	92,466	0.5	95,864	0.5	98,652	0.5
市町村たばこ税	564,965	3.3	635,831	3.6	645,305	3.4	648,067	3.3	656,732	3.3
鉱産税	2,939	0.0	2,677	0.0	2,691	0.0	2,496	0.0	2,383	0.0
特別土地保有税	96,168	0.6	118,407	0.7	134,354	0.7	163,456	0.8	147,215	0.7
法定外普通税	13,296	0.1	15,103	0.1	16,318	0.1	15,838	0.1	4,181	0.0
旧法による税	129,851	0.8	23	0.0	19	0.0	2	0	2	0
入湯税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事業所税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都市計画税	904,045	7.0	942,317	7.0	1,012,450	7.1	1,109,676	7.4	1,169,826	7.7
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100.0	17,804,049	100.0	18,889,204	100.0	19,735,264	100.0	19,713,447	100.0
地方税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—

(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
4,440,498	32.6	4,460,352	32.1	4,140,438	28.4	4,209,060	28.2	3,651,605	23.8	道 府 県 民 税
31,609	0.2	32,331	0.2	45,589	0.3	46,904	0.3	47,387	0.3	個 人 均 等 割
2,435,454	17.9	2,630,606	18.9	2,563,889	17.6	2,760,580	18.5	2,386,699	15.6	所 得 割
108,338	0.8	120,442	0.9	124,423	0.9	126,519	0.8	126,822	0.8	法 人 均 等 割
641,247	4.7	685,049	4.9	868,637	6.0	827,328	5.5	730,764	4.8	法 人 税 割
1,223,850	9.0	991,924	7.1	537,900	3.7	447,729	3.0	359,933	2.3	利 子 割
4,449,398	32.7	4,485,616	32.2	5,339,580	36.6	5,100,342	34.1	4,482,464	29.3	事 業 税
246,508	1.8	250,446	1.8	255,567	1.8	270,865	1.8	271,130	1.8	(個 人 分)
4,202,890	30.9	4,235,170	30.4	5,084,013	34.8	4,829,477	32.3	4,211,334	27.5	(法 人 分)
—	—	—	—	—	—	806,973	5.4	2,550,425	16.6	地 方 消 費 税
—	—	—	—	—	—	566,971	3.8	2,200,602	14.4	譲 渡 割
—	—	—	—	—	—	240,002	1.6	349,823	2.3	貨 物 割
661,112	4.9	787,602	5.7	807,315	5.5	731,058	4.9	634,762	4.1	不 動 産 取 得 税
374,154	2.7	378,292	2.7	379,967	2.6	247,666	1.7	231,312	1.5	道 府 県 た ば こ 税
98,926	0.7	97,674	0.7	98,701	0.7	98,012	0.7	92,283	0.6	ゴ ル フ 場 利 用 税
136,434	1.0	132,951	1.0	131,015	0.9	124,529	0.8	112,517	0.7	特 別 地 方 消 費 税
1,525,167	11.2	1,587,312	11.4	1,649,465	11.3	1,704,572	11.4	1,736,856	11.3	自 動 車 税
613		594		580		537		492		鉦 区 税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩 猟 者 登 録 税
23,903	0.3	21,256	0.2	21,980	0.2	20,467	0.2	20,211	0.3	法 定 外 普 通 税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道 府 県 固 定 資 産 税
679		515		398		207		110		旧 法 に よ る 税
579,657	4.3	611,213	4.4	656,321	4.5	562,131	3.8	497,308	3.2	自 動 車 取 得 税
1,300,421	9.6	1,332,173	9.6	1,355,331	9.3	1,330,669	8.9	1,284,124	8.4	軽 油 引 取 税
1,479	0.0	1,419	0.0	1,381	0.0	1,358	0.0	1,295	0.0	入 猟 税
13,607,940	100.0	13,908,956	100.0	14,591,531	100.0	14,947,840	100.0	15,319,452	100.0	計
										市 町 村 税
8,499,913	44.9	8,806,143	44.6	9,097,968	44.4	9,704,190	45.8	8,815,753	42.8	市 町 村 民 税
89,496	0.5	91,541	0.5	114,288	0.6	117,114	0.6	117,376	0.6	個 人 均 等 割
6,200,032	32.8	6,440,856	32.6	6,293,220	30.7	7,055,180	33.3	6,406,904	31.1	所 得 割
346,891	1.8	362,176	1.8	375,017	1.8	378,124	1.8	380,073	1.8	法 人 均 等 割
1,863,494	9.8	1,911,570	9.7	2,315,443	11.3	2,153,772	10.2	1,911,400	9.3	法 人 税 割
7,980,212	42.2	8,429,521	42.6	8,812,318	43.0	8,822,014	41.6	9,095,248	44.1	固 定 資 産 税
3,262,743	17.2	3,489,239	17.7	3,642,990	17.8	3,705,233	17.5	3,754,319	18.2	土 地 税
3,028,776	16.0	3,221,754	16.3	3,433,043	16.7	3,324,224	15.7	3,511,245	17.0	家 屋 税
1,626,236	8.6	1,651,721	8.4	1,666,048	8.1	1,723,012	8.1	1,754,233	8.5	償 却 資 産 税
7,917,755	41.8	8,362,714	42.3	8,742,081	42.6	8,752,469	41.3	9,019,797	43.8	純 固 定 資 産 税 小 計
62,457	0.3	66,807	0.3	70,237	0.3	69,545	0.3	75,451	0.4	交 付 金
101,859	0.5	105,471	0.5	109,451	0.5	113,132	0.5	115,888	0.6	軽 自 動 車 税
661,767	3.5	669,078	3.4	672,293	3.3	799,004	3.8	813,561	3.9	市 町 村 た ば こ 税
2,272	0.0	2,205	0.0	2,156	0.0	1,855	0.0	1,671	0.0	鉦 産 税
124,506	0.7	120,759	0.6	104,984	0.5	94,081	0.4	61,866	0.3	特 別 土 地 保 有 税
1,185	0.0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法 定 外 普 通 税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
20,006		20,823		21,733		22,207		22,612		入 湯 税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事 業 所 税
1,227,515	8.2	1,304,476	8.3	1,369,145	8.3	1,325,671	7.9	1,352,233	8.2	都 市 計 画 税
184		184		168		167		160		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
18,931,136	100.0	19,766,021	100.0	20,502,204	100.0	21,207,670	100.0	20,602,731	100.0	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0	3,273,427	23.9
個人均等割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3	46,433	0.3
所得割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5	2,182,210	15.9
法人均等割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0	138,461	1.0
法人税割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3	640,524	4.7
利子割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9	263,336	1.9
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	2,454	0.0
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.0
事業税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6	3,845,825	28.1
（個人分）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6	216,531	1.6
（法人分）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0	3,629,295	26.5
地方消費税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6	2,393,582	17.5
譲渡割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7	1,993,244	14.6
貨物割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9	400,338	2.9
不動産取得税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8	480,500	3.5
道府県たばこ税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0	277,815	2.0
ゴルフ場利用税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5	69,076	0.5
特別地方消費税	103,991	0.7	11,613	0.1	1,097	0.0	437	0.0	228	0.0
自動車税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8	1,746,275	12.8
鉦区税	478		474		467		441		418	
狩猟者登録税	1,771		1,743		1,672		1,627		1,587	
法定外普通税	20,647	0.3	23,329	0.2	28,179	0.2	23,157	0.3	35,076	0.4
道府県固定資産税	13,552		11,155		7,857		9,459		15,488	
旧法による税	88		49		76		48		46	
自動車取得税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0	447,269	3.3
軽油引取税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3	1,102,487	8.1
入猟税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0	1,154	0.0
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	—	—	496	0.0	2,891	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0	13,693,144	100.0
市町村税										
市町村民税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7	7,636,615	40.3
個人均等割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6	116,627	0.6
所得割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5	5,519,171	29.1
法人均等割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0	390,927	2.1
法人税割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6	1,609,890	8.5
固定資産税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8	8,766,857	46.2
土地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5	3,553,872	18.7
家屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2	3,475,829	18.3
償却資産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7	1,648,933	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3	8,678,635	45.7
交付金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4	88,222	0.5
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽自動車税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7	140,523	0.7
市町村たばこ税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2	853,752	4.5
鉦産税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0	1,430	0.0
特別土地保有税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1	9,123	0.0
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0	610	0.0
旧法による税	3	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
入湯税	23,134		23,379		24,067		24,797		25,209	
事業所税	319,463		323,779		318,091		324,260		298,607	
都市計画税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5	1,239,211	8.2
水利地益税	158		156		136		95		95	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0	551	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0	18,972,584	100.0
地方税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—	32,665,727	—

(単位 百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道府県税
3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	6,214,038	33.3	6,238,656	34.8	道府県民税
46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	69,534	0.4	75,912	0.4	個人均等割
2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	4,531,799	24.3	4,824,598	26.9	所得割
141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	147,606	0.8	146,586	0.8	法人均等割
722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	1,035,572	5.5	916,931	5.1	法人税割
273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	208,437	1.1	197,696	1.1	利子割
43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	130,972	0.7	55,759	0.3	配当割
45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	90,117	0.5	21,174	0.1	株式等譲渡所得割
4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	5,826,107	31.2	5,419,356	30.2	事業税
215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	218,373	1.2	216,734	1.2	(個人分)
4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	5,607,734	30.0	5,202,621	29.0	(法人分)
2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	2,569,208	13.8	2,474,083	13.8	地方消費税
2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	1,942,196	10.4	1,812,520	10.1	譲渡割
460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	627,012	3.4	661,563	3.7	貨物割
456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	484,479	2.6	445,315	2.5	不動産取得税
282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	277,793	1.5	263,246	1.5	道府県たばこ税
63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	60,303	0.3	59,839	0.3	ゴルフ場利用税
118	0.0	75	0.0	58	0.0	33	0.0	15	0.0	特別地方消費税
1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	1,717,417	9.2	1,680,767	9.4	自動車税
409		407		407		401		396		鉱区税
—		—		—		—		—		狩猟者登録税
45,101	0.4	45,262	0.4	45,612	0.3	30,477	0.2	32,875	0.3	法定外普通税
16,494		16,426		10,019		14,252		17,595		道府県固定資産税
22		15		4		5		3		旧法による税
450,883	3.1	452,839	3.0	457,034	2.8	424,748	2.3	366,261	2.0	自動車取得税
1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	1,033,873	5.5	918,784	5.1	軽油引取税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入猟税
2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	2,174	0.0	2,067	0.0	狩猟税
4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	8,879	0.0	8,790	0.0	法定外目的税
14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	18,664,187	100.0	17,928,048	100.0	計
										市町村税
7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	10,308,910	47.7	10,196,859	47.1	市町村民税
137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	175,604	0.8	179,432	0.8	個人均等割
5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	7,118,252	33.0	7,265,579	33.6	所得割
397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	411,746	1.9	413,217	1.9	法人均等割
1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	2,603,307	12.1	2,338,631	10.8	法人税割
8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	8,728,895	40.4	8,876,295	41.0	固定資産税
3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	3,404,150	15.8	3,411,000	15.8	土地
3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	3,596,858	16.7	3,726,087	17.2	家屋
1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	1,623,469	7.5	1,644,344	7.6	償却資産
8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	8,624,477	39.9	8,781,430	40.6	純固定資産税小計
88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	94,615	0.4	94,865	0.4	交付金
9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	9,803	0.0	—	—	納付金
145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	163,593	0.8	168,746	0.8	軽自動車税
868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	853,018	3.9	808,350	3.7	市町村たばこ税
1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	1,881	0.0	1,942	0.0	鉱産税
7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	3,945	0.0	3,821	0.0	特別土地保有税
983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	1,227	0.0	1,307	0.0	法定外普通税
—	—	—	—	—	—	—	—	13	0.0	旧法による税
24,195		24,366		25,011		24,686		23,704		入湯税
291,603		297,020		301,794		312,968		322,686		事業所税
1,236,129	8.1	1,233,035	7.9	1,181,786	7.5	1,201,564	7.1	1,224,964	7.3	都市計画税
94		53		51		47		42		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
1,354	0.0	1,435	0.0	1,316	0.0	1,896	0.0	1,749	0.0	法定外目的税
19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	21,602,629	100.0	21,630,478	100.0	計
33,538,805	—	34,804,409	—	36,506,160	—	40,266,817	—	39,558,526	—	地方税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その7）

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	5,766,272	39.3	5,476,739	39.0	5,408,221	39.2	5,628,848	39.8	5,943,248	40.2
個人均等割	78,067	0.5	77,056	0.5	77,958	0.6	79,772	0.6	79,920	0.5
所得割	4,767,910	32.5	4,413,481	31.5	4,336,804	31.4	4,512,792	31.9	4,561,214	30.9
法人均等割	143,319	1.0	146,424	1.0	146,405	1.1	146,077	1.0	148,176	1.0
法人税割	543,516	3.7	611,452	4.4	639,074	4.6	685,947	4.8	692,118	4.7
利子割	165,147	1.1	150,245	1.1	126,587	0.9	115,091	0.8	114,943	0.8
配当割	46,174	0.3	58,118	0.4	64,804	0.5	70,398	0.5	130,083	0.9
株式等譲渡所得割	22,140	0.2	19,962	0.1	16,589	0.1	18,771	0.1	216,794	1.5
事業税	2,904,803	19.8	2,437,057	17.4	2,419,689	17.5	2,531,276	17.9	2,855,220	19.3
（個人分）	203,747	1.4	184,014	1.3	179,311	1.3	177,618	1.3	181,344	1.2
（法人分）	2,701,056	18.4	2,253,043	16.1	2,240,378	16.2	2,353,658	16.6	2,673,876	18.1
地方消費税	2,413,077	16.5	2,641,903	18.8	2,550,334	18.5	2,551,109	18.0	2,649,639	17.9
譲渡割	1,904,111	13.0	2,075,281	14.8	1,936,362	14.0	1,910,111	13.5	1,907,592	12.9
貨物割	508,966	3.5	566,622	4.0	613,972	4.5	640,998	4.5	742,047	5.0
不動産取得税	404,183	2.8	378,892	2.7	341,526	2.5	335,563	2.4	356,954	2.4
道府県たばこ税	249,666	1.7	256,123	1.8	293,347	2.1	288,934	2.0	172,537	1.2
ゴルフ場利用税	58,355	0.4	54,648	0.4	50,623	0.4	50,670	0.4	49,316	0.3
自動車取得税	231,032	1.6	191,582	1.4	167,795	1.2	210,433	1.5	193,426	1.3
軽油引取税	908,336	6.2	917,958	6.5	931,832	6.8	924,854	6.5	943,273	6.4
自動車税	1,654,390	11.3	1,615,469	11.5	1,597,169	11.6	1,585,966	11.2	1,574,379	10.7
鉱区税	394		393		386		368		346	
法定外普通税	36,222	0.4	40,412	0.3	20,215	0.2	25,604	0.2	24,170	0.2
道府県固定資産税	18,551		5,193		3,131		2,298		1,689	
旧法による税	12		7		5		6		2	
狩猟税	1,993	0.0	1,871	0.0	1,779	0.0	1,685	0.0	1,579	0.0
法定外目的税	7,253	0.0	7,988	0.1	7,989	0.1	7,972	0.1	8,074	0.1
計	14,654,541	100.0	14,026,237	100.0	13,794,040	100.0	14,145,587	100.0	14,773,853	100.0
市町村税										
市町村民税	9,124,144	44.4	8,748,480	43.1	8,698,342	42.7	9,070,771	44.7	9,171,988	44.5
個人均等割	181,583	0.9	179,354	0.9	179,217	0.9	180,052	0.9	181,813	0.9
所得割	7,167,340	34.9	6,615,627	32.6	6,508,379	31.9	6,762,066	33.3	6,832,817	33.2
法人均等割	401,725	2.0	412,633	2.0	412,987	2.0	413,617	2.0	416,669	2.0
法人税割	1,373,495	6.7	1,540,867	7.6	1,597,759	7.8	1,715,035	8.4	1,740,690	8.4
固定資産税	8,874,438	43.2	8,961,250	44.2	8,965,898	44.0	8,580,408	42.2	8,652,577	42.0
土地	3,467,441	16.9	3,476,159	17.1	3,436,470	16.9	3,399,016	16.7	3,373,994	16.4
家屋	3,664,150	17.8	3,781,568	18.6	3,868,179	19.0	3,551,372	17.5	3,648,443	17.7
償却資産	1,647,317	8.0	1,607,212	7.9	1,564,516	7.7	1,538,656	7.6	1,539,964	7.5
純固定資産税小計	8,778,908	42.8	8,864,938	43.7	8,869,164	43.5	8,489,044	41.8	8,562,401	41.6
交付金	95,530	0.5	96,311	0.5	96,734	0.5	91,364	0.4	90,176	0.4
軽自動車税	173,939	0.8	177,577	0.9	180,370	0.9	184,272	0.9	189,193	0.9
市町村たばこ税	766,630	3.7	787,615	3.9	899,464	4.4	887,112	4.4	983,229	4.8
鉱産税	1,950	0.0	1,754	0.0	1,889	0.0	1,979	0.0	1,947	0.0
特別土地保有税	2,017	0.0	2,923	0.0	687	0.0	731	0.0	1,067	0.0
法定外普通税	1,218	0.0	1,407	0.0	1,374	0.0	1,386	0.0	1,918	0.0
旧法による税	4	0.0	4	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0
入湯税	22,790		22,349		20,863		21,799		22,062	
事業所税	327,465		329,464		338,988		349,796		348,399	
都市計画税	1,232,527	7.7	1,255,486	7.9	1,267,491	8.0	1,215,485	7.8	1,226,719	7.8
水利地益税	37		34		33		29		29	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	1,253	0.0	1,751	0.0	1,976	0.0	1,405	0.0	1,305	0.0
計	20,528,413	100.0	20,290,093	100.0	20,377,377	100.0	20,315,173	100.0	20,600,433	100.0
地方税	35,182,954	—	34,316,330	—	34,171,416	—	34,460,760	—	35,374,285	—

(単位 百万円)

平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
6,177,423	39.4	6,110,535	33.9	5,891,366	32.5	6,138,128	33.4	5,697,595	31.1	道 府 県 民 税
111,212	0.7	113,219	0.6	117,012	0.6	118,065	0.6	119,995	0.7	個人均等割
4,606,089	29.4	4,680,022	26.0	4,771,769	26.3	4,840,593	26.3	4,420,423	24.1	所得割
148,140	0.9	148,123	0.8	152,630	0.8	152,975	0.8	154,466	0.8	法人均等割
814,417	5.2	695,344	3.9	600,832	3.3	609,399	3.3	680,396	3.7	法人税割
112,372	0.7	95,383	0.5	44,451	0.2	59,315	0.3	55,808	0.3	利子割
243,137	1.6	189,760	1.1	128,160	0.7	175,726	1.0	144,694	0.8	配当割
142,056	0.9	188,685	1.0	76,513	0.4	182,056	1.0	121,813	0.7	株式等譲渡所得割
3,203,201	20.4	3,703,388	20.5	4,261,279	23.5	4,193,929	22.8	4,450,479	24.3	事 業 税
186,410	1.2	193,883	1.1	197,961	1.1	202,482	1.1	207,353	1.1	(個人分)
3,016,791	19.2	3,509,505	19.5	4,063,318	22.4	3,991,446	21.7	4,243,126	23.2	(法人分)
3,106,400	19.8	4,974,195	27.6	4,702,828	26.0	4,735,276	25.7	4,815,475	26.3	地 方 消 費 税
1,989,740	12.7	3,707,659	20.6	3,606,631	19.9	3,597,961	19.6	3,583,856	19.6	譲 渡 割
1,116,660	7.1	1,266,536	7.0	1,096,197	6.1	1,137,315	6.2	1,231,619	6.7	貨 物 割
371,713	2.4	376,758	2.1	396,717	2.2	406,547	2.2	403,623	2.2	不 動 産 取 得 税
155,341	1.0	153,023	0.8	148,901	0.8	140,948	0.8	138,941	0.8	道 府 県 た ば こ 税
47,888	0.3	47,538	0.3	45,940	0.3	44,728	0.2	43,322	0.2	ゴ ル フ 場 利 用 税
86,274	0.6	137,298	0.8	146,060	0.8	189,680	1.0	198,230	1.1	自 動 車 取 得 税
935,633	6.0	924,579	5.1	933,188	5.2	948,729	5.2	958,420	5.2	軽 油 引 取 税
1,556,198	9.9	1,542,803	8.6	1,534,927	8.5	1,540,464	8.4	1,550,446	8.5	自 動 車 税
332		327		331		332		327		鉾 区 税
31,162	0.2	39,658	0.2	39,887	0.2	42,884	0.3	48,759	0.3	法 定 外 普 通 税
1,692		2,261		2,793		4,430		10,890		道 府 県 固 定 資 産 税
1		1		1		1		0		旧 法 に よ る 税
1,487	0.0	935	0.0	881	0.0	848	0.0	813	0.0	狩 猟 税
8,751	0.1	8,939	0.0	8,931	0.0	9,731	0.1	10,670	0.1	法 定 外 目 的 税
15,683,495	100.0	18,022,240	100.0	18,114,031	100.0	18,396,655	100.0	18,327,990	100.0	計
										市 町 村 税
9,559,374	45.3	9,547,965	45.3	9,573,613	45.0	9,694,910	45.1	10,532,436	47.0	市 町 村 民 税
211,296	1.0	213,856	1.0	217,192	1.0	220,007	1.0	222,468	1.0	個人均等割
6,903,010	32.7	7,009,842	33.3	7,147,938	33.6	7,250,783	33.7	7,883,187	35.2	所得割
418,828	2.0	419,143	2.0	433,264	2.0	439,852	2.0	442,282	2.0	法人均等割
2,026,239	9.6	1,905,124	9.0	1,775,220	8.3	1,784,269	8.3	1,984,500	8.9	法人税割
8,768,572	41.6	8,754,987	41.5	8,893,464	41.8	9,025,405	42.0	9,083,165	40.5	固 定 資 産 税
3,381,983	16.0	3,395,164	16.1	3,392,738	15.9	3,387,198	15.7	3,447,783	15.4	土 地
3,745,791	17.8	3,691,111	17.5	3,787,032	17.8	3,882,528	18.1	3,849,771	17.2	家 屋
1,547,423	7.3	1,577,585	7.5	1,623,442	7.6	1,667,580	7.8	1,698,208	7.6	償 却 資 産
8,675,197	41.1	8,663,860	41.1	8,803,212	41.4	8,937,307	41.6	8,995,762	40.1	純 固 定 資 産 税 小 計
93,375	0.4	91,127	0.4	90,252	0.4	88,098	0.4	87,403	0.4	交 付 金
195,066	0.9	200,254	1.0	238,411	1.1	248,597	1.2	258,116	1.2	軽 自 動 車 税
950,247	4.5	936,121	4.4	910,876	4.3	862,315	4.0	850,246	3.8	市 町 村 た ば こ 税
1,978	0.0	2,071	0.0	1,856	0.0	1,737	0.0	1,648	0.0	鉾 産 税
1,788	0.0	3,309	0.0	7,211	0.0	585	0.0	169	0.0	特 別 土 地 保 有 税
1,777	0.0	1,830	0.0	1,738	0.0	1,889	0.0	2,254	0.0	法 定 外 普 通 税
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	旧 法 に よ る 税
22,373		22,743		22,427		22,689		22,364		入 湯 税
355,597		361,325		365,941		371,200		378,270		事 業 所 税
1,243,919	7.7	1,244,437	7.7	1,261,635	7.8	1,276,694	7.8	1,291,420	7.5	都 市 計 画 税
29		28		28		27		25		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
1,236	0.0	1,254	0.0	1,160	0.0	1,699	0.0	3,338	0.0	法 定 外 目 的 税
21,101,956	100.0	21,076,323	100.0	21,278,361	100.0	21,507,747	100.0	22,423,452	100.0	計
36,785,451	—	39,098,563	—	39,392,391	—	39,904,402	—	40,751,442	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その8）

(単位 百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%
道府県民税	5,661,125	30.9	5,502,528	30.0
個人均等割	121,112	0.7	122,464	0.7
所得割	4,423,121	24.1	4,471,049	24.3
法人均等割	155,237	0.8	152,817	0.8
法人税割	665,961	3.6	395,201	2.2
利子割	30,295	0.2	32,540	0.2
配当割	167,028	0.9	152,195	0.8
株式等譲渡所得割	98,371	0.5	176,263	1.0
事業税	4,596,553	25.1	4,298,256	23.4
（個人分）	211,433	1.2	215,970	1.2
（法人分）	4,385,121	23.9	4,082,286	22.2
地方消費税	4,795,548	26.1	5,423,752	29.5
譲渡割	3,522,602	19.2	4,051,104	22.1
貨物割	1,272,946	6.9	1,372,648	7.5
不動産取得税	404,198	2.2	374,327	2.0
道府県たばこ税	139,535	0.8	133,459	0.7
ゴルフ場利用税	43,075	0.2	39,361	0.2
自動車取得税	103,867	0.6	—	—
軽油引取税	944,857	5.2	910,147	5.0
自動車税	1,588,140	8.7	1,623,403	8.8
自動車税(～R1.9)	1,530,266	8.3	—	—
環境性能割	45,844	0.2	93,230	0.5
種別割	12,030	0.1	1,530,173	8.3
鉱区税	327		319	
法定外普通税	46,385	0.3	45,152	0.3
道府県固定資産税	7,995		9,383	
旧法による税	0		5	
狩猟税	767	0.0	748	0.0
法定外目的税	11,283	0.1	7,825	0.0
計	18,343,655	100.0	18,368,664	100.0
市町村税				
市町村民税	10,720,345	46.9	10,239,274	45.6
個人均等割	225,147	1.0	227,556	1.0
所得割	8,099,988	35.4	8,199,125	36.5
法人均等割	445,686	1.9	436,147	1.9
法人税割	1,949,524	8.5	1,376,446	6.1
固定資産税	9,286,049	40.6	9,380,072	41.8
土地	3,485,345	15.2	3,479,313	15.5
家屋	3,957,813	17.3	4,040,303	18.0
償却資産	1,755,643	7.7	1,773,944	7.9
純固定資産税小計	9,198,802	40.2	9,293,560	41.4
交付金	87,247	0.4	86,512	0.4
軽自動車税	269,231	1.2	285,425	1.3
軽自動車税(～R1.9)	266,176	1.2	—	—
環境性能割	3,056	0.0	10,393	0.0
種別割	—	—	275,032	1.2
市町村たばこ税	853,879	3.7	817,068	3.6
鉱産税	1,770	0.0	1,802	0.0
特別土地保有税	192	0.0	82	0.0
法定外普通税	2,334	0.0	2,570	0.0
旧法による税	0	0.0	0	0.0
入湯税	22,498		12,357	
事業所税	386,702		384,463	
都市計画税	1,317,728	7.6	1,329,627	7.7
水利地益税	25		25	
共同施設税	—		—	
法定外目的税	7,041	0.0	4,193	0.0
計	22,867,795	100.0	22,456,957	100.0
地方税	41,211,450	—	40,825,620	—

11 地方税収入の税目別伸長率の推移

区 分	昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度			昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			平成7年度					
	指 数	前 度	年 比	指 数	前 度	年 比	指 数	前 度	年 比	指 数	前 度	年 比	指 数	前 度	年 比	指 数	前 度	年 比	指 数	前 度	年 比	指 数	前 度	年 比			
道府県税			%			%			%			%			%			%			%			%			%
道府県民税	220	128		742	116		1,227	125		4,175	97		8,321	113		12,457	108		21,479	117		18,826	100				
個人均等割	150	109		881	125		108	108		11	102		542	160		828	139		907	101		1,006	102				
所得割							126	126		373	107		709	112		1,052	106		1,232	106		1,335	108				
法人均等割	321	144		543	100		106	106		144	102		1,355	105		8,083	125		10,412	108		17,896	111				
法人税割							125	125		199	76		438	116		637	111		749	87		548	107				
利子割	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		186	186		113	81				
配当割	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—				
株式等譲渡所得割	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—				
事業税	234	140		409	101		1,203	124		1,864	76		3,622	117		4,886	109		8,118	100		5,567	101				
(個人分)	75	117		125	114		289	122		238	95		370	117		643	103		1,232	118		1,241	102				
(法人分)	287	143		504	100		1,509	125		2,407	76		4,708	117		6,304	109		10,420	99		7,013	101				
地方消費税	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—				
譲渡割	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—				
貨物割	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—				
不動産取得税	262	127		793	126		1,820	138		3,477	104		5,409	116		8,332	109		11,430	94		15,100	119				
道府県たばこ税	260	111		458	110		918	110		1,413	106		2,385	103		3,262	102		3,757	114		3,942	101				
ゴルフ場利用税	225	121		642	119		1,926	129		3,386	106		5,034	109		7,325	103		6,116	119		6,609	99				
特別地方消費税	187	125		370	111		816	115		1,770	108		2,631	108		3,148	106		1,287	130		880	97				
自動車取得税	—	—		—	—		107	107		245	114		379	96		487	105		859	106		857	105				
軽油引取税	299	134		1,126	111		2,502	114		3,366	101		7,757	104		9,644	105		14,464	109		23,116	102				
自動車税	187	121		699	153		2,183	121		4,698	112		9,942	106		13,220	102		16,253	107		20,215	104				
{ 自動車税(～R1.9)	187	121		699	153		2,183	121		4,698	112		9,942	106		13,220	102		16,253	107		20,215	104				
種別割	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—				
環境性能割	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—				
鉱区税	196	115		174	100		173	95		125	95		213	98		188	95		146	99		125	97				
狩猟者登録税	—	—		115	111		196	111		584	101		996	95		804	96		669	98		593	96				
法定外税及び旧法による税	78	104		112	107		11	98		33	93		885	112		4,363	172		5,543	23		3,747	89				
道府県固定資産税	190	132		183	89		164	126		96	80		354	159		570	146		699	127		462	74				
入猟税	—	—		109	107		172	109		509	101		848	95		658	95		545	98		475	96				
狩猟税	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—				
計	237	132		532	110		1,436	122		2,631	91		5,025	112		6,939	107		10,639	106		9,458	102				
市町村税																											
市町村民税	173	122		412	112		956	126		2,678	100		5,662	117		8,986	111		13,079	104		11,907	104				
個人均等割	118	102		147	105		165	102		183	97		688	126		974	133		1,077	102		1,190	102				
所得割	140	114		419	117		866	125		2,700	107		5,692	117		8,884	109		12,824	109		12,923	104				
法人均等割	149	110		192	91		412	107		554	100		4,132	103		24,724	124		31,129	106		39,539	104				
法人税割	309	143		534	102		1,668	129		3,970	88		8,120	115		12,357	111		18,784	94		12,327	103				
固定資産税	156	108		268	111		522	117		1,402	122		2,522	110		3,909	109		5,455	106		7,635	106				
土地	119	102		151	102		349	126		1,510	131		2,751	108		4,133	111		5,475	102		8,057	107				
家屋	146	110		261	115		486	112		1,091	118		2,140	113		3,450	108		5,058	108		6,934	106				
償却資産	196	113		440	113		814	118		1,596	114		2,416	110		3,791	110		6,074	109		8,005	102				
交付金	149	107		257	109		614	116		1,302	112		2,396	112		3,513	106		4,575	108		6,381	107				
納付金	248	105		380	111		601	108		1,018	112		1,738	111		2,405	102		—	—		—	—				
軽自動車税	184	137		613	119		1,168	114		1,348	99		2,117	106		3,420	107		4,315	104		5,165	104				
{ 軽自動車税(～R1.9)	184	137		613	119		1,168	114		1,348	99		2,117	106		3,420	107		4,315	104		5,165	104				
種別割	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—				
環境性能割	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—				
市町村たばこ税	178	111		381	111		805	111		1,239	106		2,091	103		2,869	103		3,307	113		3,480	101				
電気税	—	—		—	—		—	—		—	101		—	148		—	105		—	—		—	—				
(電気ガス税)	190	121		251	108		455	114		750	99		1,796	148		2,449	105		—	—		—	—				
ガス税	—	—		—	—		—	—		—	80		—	153		—	99		—	—		—	—				
鉱産税	133	107		140	102		140	95		161	115		261	114		266	98		155	91		127	97				
木材引取税	132	108		168	107		169	97		193	102		218	100		140	91		—	—		—	—				
特別土地保有税	—	—		—	—		—	—		96	96		60	99		51	94		110	123		112	97				
法定外税及び旧法による税	75	91		88	103		192	125		460	103		778	109		1,084	108		1,623	11		65	51				
入湯税	181	116		387	113		621	106		2,044	159		3,721	99		3,988	103		5,263	107		5,949	104				
事業所税	—	—		—	—		—	—		—	—		173	123		246	105		359	109		383	98				
都市計画税	321	112		604	113		2,233	133		6,208	106		14,896	110		22,867	110		29,924	104		41,425	106				
水利地益税	89	101		95	98		101	107		83	102		99	107		90	102		62	77		58	100				
共同施設税	84	100		137	100		16	100		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—				
計	169	114		327	111		699	120		1,828	108		3,627	114		5,593	109		7,595	104		8,431	104				
地方税	195	122		406	111																						

平成12年度			平成17年度			平成22年度			平成27年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			区 分		
指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%			
18,995	125	%	15,133	105	%	23,116	95	%	25,792	99	%	25,908	104	%	24,049	93	%	23,895	99	%	23,225	97	%	道府県税		
1,460	99	%	1,667	114	%	2,397	99	%	3,522	102	%	3,672	101	%	3,732	102	%	3,767	101	%	3,809	101	%	道府県民税		
1,187	97	%	1,116	104	%	2,239	93	%	2,374	102	%	2,456	101	%	2,243	91	%	2,244	100	%	2,268	101	%	個人均等割		
19,548	103	%	21,316	102	%	21,757	102	%	22,009	100	%	22,730	100	%	22,952	101	%	23,066	100	%	22,707	98	%	所得割		
554	109	%	658	114	%	489	113	%	556	85	%	487	101	%	544	112	%	532	98	%	316	59	%	法人均等割		
147	334	%	20	65	%	17	89	%	11	85	%	7	140	%	6	86	%	3	50	%	4	133	%	法人税割		
—	—	%	180	180	%	133	125	%	434	78	%	402	137	%	331	82	%	382	115	%	348	91	%	法子割		
—	—	%	238	238	%	44	92	%	412	133	%	398	238	%	266	67	%	215	81	%	385	179	%	配当割		
5,139	105	%	6,099	113	%	3,025	84	%	4,596	116	%	5,205	98	%	5,524	106	%	5,705	103	%	5,335	94	%	株式等譲渡所得割		
1,105	97	%	1,069	100	%	912	90	%	961	104	%	1,003	102	%	1,027	102	%	1,048	102	%	1,070	102	%	事業税		
6,488	106	%	7,780	114	%	3,731	83	%	5,811	116	%	6,609	98	%	7,026	106	%	7,261	103	%	6,760	93	%	(個人分)		
99	102	%	100	98	%	104	109	%	195	160	%	186	101	%	189	102	%	188	99	%	213	113	%	(法人分)		
98	101	%	93	95	%	94	108	%	168	187	%	163	99	%	163	100	%	160	98	%	184	115	%	地方消費税		
103	107	%	144	109	%	162	112	%	362	113	%	325	104	%	352	108	%	364	103	%	392	108	%	譲渡割		
10,865	98	%	9,139	104	%	7,264	94	%	7,223	101	%	7,794	102	%	7,738	99	%	7,749	100	%	7,177	93	%	貨物割		
2,934	102	%	2,867	97	%	2,669	103	%	1,595	99	%	1,469	95	%	1,448	99	%	1,454	100	%	1,391	96	%	不動産取得税		
5,510	93	%	4,197	97	%	3,697	94	%	3,216	99	%	3,026	97	%	2,931	97	%	2,914	99	%	2,663	91	%	道府県たばこ税		
77	11	%	0	0	%	0	0	%	0	0	%	0	0	%	0	0	%	0	0	%	0	0	%	ゴルフ場利用税		
651	100	%	635	100	%	269	83	%	192	159	%	266	130	%	278	105	%	146	53	%	0	0	%	特別地方消費税		
20,954	96	%	18,843	99	%	15,928	101	%	16,043	99	%	16,462	102	%	16,631	101	%	16,395	99	%	15,793	96	%	自動車取得税		
22,471	101	%	22,322	102	%	20,574	98	%	19,649	99	%	19,619	100	%	19,746	101	%	20,226	102	%	20,675	102	%	軽油引取税		
22,471	101	%	22,322	102	%	20,574	98	%	19,649	99	%	19,619	100	%	19,746	101	%	19,642	99	%	19,488	99	%	自動車税		
—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	49	皆増	%	100	204	%	自動車税(～R1.9)種別割		
100	99	%	86	100	%	83	100	%	69	99	%	70	100	%	69	99	%	69	100	%	67	97	%	環境性能割		
511	98	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	鉱区税		
4,024	113	%	8,832	104	%	8,331	111	%	8,365	122	%	9,056	108	%	10,229	113	%	9,926	97	%	9,118	92	%	狩猟者登録税及び旧法による税		
518	82	%	762	100	%	241	28	%	105	133	%	206	158	%	505	245	%	371	73	%	435	117	%	道府県固定資産税		
415	99	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	入猟税		
—	—	%	385	98	%	292	94	%	146	63	%	133	96	%	127	95	%	120	94	%	117	98	%	狩猟税		
10,598	107	%	10,354	105	%	9,538	96	%	12,255	115	%	12,510	102	%	12,463	100	%	12,474	100	%	12,491	100	%	計		
市町村税																										
11,116	98	%	11,028	106	%	11,829	96	%	12,910	100	%	13,109	101	%	14,241	109	%	14,496	102	%	13,845	96	%	市町村民税		
1,525	99	%	1,983	111	%	2,332	99	%	2,780	101	%	2,860	101	%	2,892	101	%	2,927	101	%	2,958	101	%	個人均等割		
11,892	96	%	11,127	104	%	13,273	92	%	14,064	102	%	14,548	101	%	15,817	109	%	16,252	103	%	16,451	101	%	所得割		
42,973	103	%	43,998	102	%	45,047	103	%	45,758	100	%	48,019	102	%	48,284	101	%	48,656	101	%	47,614	98	%	法人均等割		
11,495	106	%	13,246	114	%	9,937	112	%	12,286	94	%	11,506	101	%	12,797	111	%	12,572	98	%	8,876	71	%	法人税割		
8,189	97	%	8,027	101	%	8,117	101	%	7,930	100	%	8,175	101	%	8,227	101	%	8,411	102	%	8,496	101	%	固定資産税		
8,652	99	%	7,865	98	%	8,027	100	%	7,840	100	%	7,822	100	%	7,962	102	%	8,048	101	%	8,034	100	%	土地		
7,465	94	%	8,103	104	%	8,139	103	%	7,944	99	%	8,356	103	%	8,286	99	%	8,518	103	%	8,696	102	%	家屋		
8,431	99	%	7,676	99	%	7,790	98	%	7,646	102	%	8,082	103	%	8,231	102	%	8,509	103	%	8,598	101	%	償却資産		
8,191	108	%	9,194	109	%	9,199	101	%	8,704	98	%	8,414	98	%	8,348	99	%	8,333	100	%	8,263	99	%	交付金		
—	—	%	115	115	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	納付金		
6,119	105	%	7,417	104	%	8,696	102	%	9,807	103	%	12,174	104	%	12,640	104	%	13,185	104	%	13,978	106	%	軽自動車税		
6,119	105	%	7,417	104	%	8,696	102	%	9,807	103	%	12,174	104	%	12,640	104	%	13,035	103	%	13,469	103	%	軽自動車税(～R1.9)種別割		
—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	29	皆増	%	100	345	%	環境性能割		
4,500	100	%	4,397	97	%	4,097	103	%	4,869	99	%	4,485	95	%	4,423	99	%	4,442	100	%	4,250	96	%	市町村たばこ税		
—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	電気		
—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	(電気ガス税)		
—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	ガス		
90	97	%	90	110	%	101	89	%	120	105	%	100	93	%	95	95	%	102	107	%	104	102	%	鉱産税		
—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	木材引取税		
39	89	%	4	57	%	3	150	%	3	150	%	1	14	%	0	0	%	0	0	%	0	0	%	特別土地保有税		
51	90	%	300	120	%	339	127	%	331	102	%	385	124	%	600	156	%	1,006	168	%	726	72	%	法定外税及び旧法による税		
6,680	101	%	6,962	101	%	6,385	98	%	6,498	102	%	6,482	101	%	6,390	99	%	6,428	101	%	3,531	55	%	入湯		
404	101	%	371	102	%	411	100	%	451	102	%	463	101	%	472	102	%	482	102	%	480	100	%	事業所税		
41,854	96	%	39,156	100	%	39,869	102	%	39,518	100	%	40,543	101	%	41,010	101	%	41,846	102	%	42,224	101	%	都市計画税		
49	98	%	17	58	%	11	92	%	9	100	%	8	89	%	8	100	%	8	100	%	8	100	%	水利地益税		
—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	—	—	%	共同施設税		
8,515	98	%	8,351	103	%	8,655	99	%	8,990	100	%	9,174	101	%	9,565	104	%	9,755	102	%	9,579	98	%	計		
9,318	101	%	9,123	104	%	8,995	98	%	10,249	106	%	10,460	101	%	10,682	102	%	10,803	101	%	10,702	99	%	地方税		

- 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。
- 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。平成16年度における狩猟税の前年度比は、狩猟者登録税と入猟税の合計値との比較である。
- 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。
- 平成21年度において、自動車取得税及び軽油引取税が目的税から普通税に変更された。平成21年度以降の自動車取得税と軽油引取税の前年度比は、普通税分と目的税分の合計値との比較である。
- 令和元年度において自動車取得税が廃止された。また、従来の自動車税、軽自動車税を自動車税・軽自動車税種別割とするほか、自動車税・軽自動車税環境性能割が創設された。

12 地方主要税目の納税義務者数の推移

(1) 個人住民税

区分		年度							
		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
均等	割	26,101,086人	30,098,726人	34,047,436人	36,014,253人	36,086,421人	38,092,169人	41,047,866人	45,441,915人
所得	割	13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337	45,691,945	51,050,417

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、令和3年度において
 2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、条
 3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の
 年度以前と同様、所得割の納税義務者数を上回るものとなっている。
 4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成11年度から平成18

(2) 個人事業税

区分		年度							
		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
事第一業種	所得税課税者	837,247人	1,118,007人	1,536,370人	501,105人	646,873人	924,940人	1,464,048人	1,319,743人
	所得税失格者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546	13,187	11,115
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486	1,477,235	1,330,858
事第二業種	所得税課税者	4,838人	6,716人	5,930人	2,023人	1,728人	1,683人	2,119人	1,601人
	所得税失格者	1,656	1,926	1,815	28	7	9	26	59
	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692	2,145	1,660
事第三業種	所得税課税者	83,549人	109,529人	166,452人	72,232人	116,766人	163,550人	227,493人	218,623人
	所得税失格者	22,817	38,661	43,664	263	200	575	2,377	2,429
	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125	229,870	221,052
総計		1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303	1,709,250	1,553,570

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による納税義務者数である。ただし、令和2年度においては速報値である。

(3) 法人事業税

区分		年度							
		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
法普人通	分割法人	19,375人	31,545人	46,799人	65,385人	78,290人	87,319人	102,099人	114,527人
	県内法人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395	2,002,180	2,298,605
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714	2,104,279	2,413,132
特公人清特	別法人	19,816人	43,775人	48,534人	55,356人	61,581人	64,283人	69,397人	77,022人
	益法人等	1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764	24,730	28,114
	格なき社団等	407	974	1,407	2,506	2,665	3,887	4,384	5,565
	算法人	1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884	11,553	18,003
課収税入法金人額	分割法人	93人	103人	113人	115人	119人	118人	116人	116人
	県内法人	91	140	154	209	243	264	282	269
	計	184	243	267	324	362	382	398	385
総計		499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914	2,214,741	2,542,221

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。ただし、令和2年度においては速報値である。
 2 事業年度が年2回の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。
 3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

(4) その他の市町村税

区分		年度							
		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
法人均等	割	616,259人	903,732人	1,218,772人	1,671,957人	2,054,770人	2,389,564人	2,810,888人	3,339,390人
法人	税割	585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708	2,737,275	3,238,327
固定資産	税	18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147	38,154,255	39,469,959

- (注) この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、令和3年度においては速報値である。

12	17	22	27	29	30	令和元年度	2	3
46,570,162人	55,400,971人	59,359,667人	60,589,276人	62,299,242人	63,045,227人	63,752,432人	64,195,908人	64,249,644人
51,634,930	51,361,677	54,773,740	55,877,140	57,592,663	58,279,528	58,953,854	59,398,579	59,510,918

いては速報値である。
例で定める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。
非課税措置が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義務者数は、昭和50年度までの所得割の納税義務者数は、定率減税による税額控除後に納税義務者のある者の数である。

12	17	22	27	29	30	令和元年度	2
1,030,237人	909,915人	684,352人	766,012人	785,290人	794,039人	804,660人	822,690人
32,695	21,033	20,950	16,333	16,722	17,298	18,500	19,249
1,062,932	930,948	705,302	782,345	802,012	811,337	823,160	841,939
1,355人	1,021人	898人	1,357人	1,499人	1,473人	1,312人	1,270人
81	34	20	23	22	22	32	26
1,436	1,055	918	1,380	1,521	1,495	1,344	1,296
194,654人	181,613人	159,715人	170,487人	182,790人	187,519人	191,344人	200,094人
6,450	4,406	5,151	4,115	4,501	4,889	5,289	5,487
201,104	186,019	164,866	174,602	187,291	192,408	196,633	205,581
1,265,472	1,118,022	871,086	958,327	990,824	1,005,240	1,021,137	1,048,816

12	17	22	27	29	30	令和元年度	2
122,128人	126,662人	128,048人	133,850人	137,999人	140,676人	143,124人	145,578人
2,354,731	2,381,754	2,366,730	2,399,020	2,440,865	2,467,862	2,491,895	2,512,387
2,476,859	2,508,416	2,494,778	2,532,870	2,578,864	2,608,538	2,635,019	2,657,965
87,289人	89,462人	92,726人	95,611人	97,491人	98,442人	99,080人	99,610人
31,792	43,080	52,503	59,490	64,807	66,656	67,449	67,578
7,158	12,151	12,820	16,036	19,782	20,858	21,544	22,148
30,692	34,111	37,272	33,923	36,081	36,385	38,465	36,234
	416						
149人	142人	186人	301人	506人	605人	688人	813人
950	1,218	1,674	6,260	10,756	12,723	14,778	17,002
1,099	1,360	1,860	6,561	11,262	13,328	15,466	17,815
2,634,889	2,688,996	2,691,959	2,744,491	2,808,287	2,844,207	2,877,023	2,901,350

12	17	22	27	29	30	令和元年度	2	3
3,563,841人	3,670,576人	3,741,322人	3,770,523人	3,886,264人	3,942,368人	4,051,291人	4,101,092人	4,170,502人
3,412,841	3,508,610	3,586,740	3,653,441	3,749,299	3,799,720	3,852,467	3,897,439	3,957,956
43,096,333	45,551,292	47,530,329	48,610,079	49,033,269	49,365,589	49,309,756	49,696,701	49,749,708

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和3年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%又は8%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,738	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(令和3年4月1日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。

(注) 3 令和3年4月1日現在の所得割超過税率採用団体
豊岡市6.1%(平成21年度から)

(注) 4 令和3年4月1日現在の所得割標準税率未満採用団体
名古屋市7.7%(平成24年度より5.7%としていたが、平成30年度より県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲分2.0%上乘せ)
田尻町5.4%(平成29年度から)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,500円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,737	2	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注)1,2に同じ。

(注) 2 令和3年4月1日現在の均等割超過税率採用団体
横浜市4,400円(平成21年度から) 神戸市3,900円(令和元年度から)

(注) 3 令和3年4月1日現在の均等割標準税率未満採用団体
名古屋市3,300円(平成24年度から) 田尻町3,200円(平成29年度から)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (6%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
		6.1% ～6.8%	6.9% ～7.6%	7.7% ～8.3%	8.4%				
人口50万以上の市	2	—	—	—	5	5	20	27	
人口5万以上 50万未満の市	87	4	7	4	232	247	147	481	
人口5万未満の市	66	5	5	1	184	195	23	284	
町 村	550	6	9	16	317	348	28	926	
合 計	705	15	21	21	738	795	218	1,718	
構 成 比	41.0%	0.9%	1.2%	1.2%	43.0%	46.3%	12.7%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第312条第1項第1号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			50,100円～ 54,900円	55,000円～ 57,900円	58,000円～ 59,900円	60,000円			
人口50万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	359	—	1	—	121	122	—	481
人口5万未満の市	—	205	—	—	—	79	79	—	284
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,339	1	2	—	376	379	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.9%	0.1%	0.1%	0.0%	21.9%	22.1%	0.0%	100.0%

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円				
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27	
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	352	—	2	—	127	129	—	481	
人口 5 万未満の市	—	205	—	—	—	79	79	—	284	
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926	
合 計	—	1,332	1	3	—	382	386	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.5%	0.1%	0.2%	0.0%	22.2%	22.5%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	352	—	1	—	128	129	—	481
人口 5 万未満の市	—	205	—	—	—	79	79	—	284
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,331	1	2	—	384	387	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	352	—	1	—	128	129	—	481
人口 5 万未満の市	—	205	—	—	—	79	79	—	284
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,331	1	2	—	384	387	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	349	—	1	—	131	132	—	481
人口 5 万未満の市	—	205	—	—	—	79	79	—	284
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円				
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	349	—	1	—	131	132	—	481	
人口 5 万未満の市	—	205	—	—	—	79	79	—	284	
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926	
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	349	—	1	—	131	132	—	481
人口 5 万未満の市	—	205	—	—	—	79	79	—	284
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	349	—	1	—	131	132	—	481
人口 5 万未満の市	—	205	—	—	—	79	79	—	284
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	349	—	1	—	131	132	—	481
人口 5 万未満の市	—	205	—	—	—	79	79	—	284
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区 分 団体区分	標準税率未満			標準税率				超過課税				計		不均一 課税団体 等
	税 率	市町村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	市町村数	比 率			
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	—	—	—	28	100.0	—	—	19
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	449	93.0	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	33	6.8	483	100.0	—	—	
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	1	0.2					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	34	7.0					
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	230	81.6	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	49	17.4	282	100.0	—	—	
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.1					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	52	18.4					
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	861	93.0	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	50	5.4	926	100.0	—	—	
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	65	7.0					
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,568	91.2	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	132	7.7	1,719	100.0	—	—	
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	19	1.1					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	151	8.8					

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

(単位 百万円)

平成7年度 決算		平成8年度 決算		平成9年度 決算		平成10年度 決算		平成11年度 決算		平成12年度 決算		平成13年度 決算		平成14年度 決算		平成15年度 決算		平成16年度 決算		税 目
団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	115	2	459	道府県民税 個人均等割	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,117	1	4,776	2	5,154	3	5,327	法人均等割		
45	89,412	46	112,484	46	106,428	46	93,786	46	81,947	46	90,149	46	92,688	46	76,537	46	83,385	46	95,251	法人税割
7	97,323	7	116,474	7	110,177	7	93,653	7	80,820	7	92,113	7	94,314	7	77,492	7	84,338	7	98,216	事業税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	53	法人 自動車税
-	186,735	-	228,958	-	216,605	-	187,439	-	162,767	-	182,262	-	188,119	-	158,805	-	172,992	-	199,306	合計

平成27年度 決算		平成28年度 決算		平成29年度 決算		平成30年度 決算		令和元年度 決算		令和2年度 決算		令和3年度 決算見込		税 目
団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額							
35	21,987	37	23,878	37	24,361	37	24,619	37	24,879	37	25,118	37	24,605	道府県民税 個人均等割
1	2,563	1	2,609	1	2,647	1	2,731	1	2,766	1	2,860	1	2,854	所得割
35	10,122	35	10,309	35	10,345	35	10,397	35	10,213	35	10,126	35	10,308	法人均等割
46	109,483	46	118,199	46	119,318	46	134,251	46	131,818	46	99,781	46	137,151	法人税割
8	142,486	8	160,021	8	131,589	8	159,570	8	165,728	8	145,043	8	161,619	事業税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	法人 自動車税
-	286,640	-	315,016	-	288,260	-	331,569	-	335,403	-	282,927	-	336,537	合計

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
223,930	239,376	241,074	199,842	214,346	243,101	279,059	331,698	351,689	321,168	市町村民税
26	22	20	19	20	-	-	-	2	2	個人均等割
-	-	-	-	-	-	-	-	29	24	所得割
14,020	13,990	14,058	13,576	13,848	14,151	14,455	14,575	14,635	15,108	法人均等割
209,884	225,364	226,996	186,247	200,478	228,950	264,604	317,123	337,023	306,033	法人税割
42,419	40,858	41,470	41,710	39,063	38,425	37,381	34,791	35,857	37,168	固定資産税
12,614	12,733	12,820	12,809	12,582	12,331	11,730	11,598	11,913	12,092	土地
18,351	17,067	17,684	18,238	16,380	16,473	16,259	14,448	15,046	15,736	家屋
11,454	11,058	10,966	10,663	10,101	9,621	9,392	8,746	8,899	9,340	償却資産
439	443	457	468	483	501	528	497	509	564	軽自動車税
11	11	13	5	9	9	9	9	9	7	釵産税
24	22	24	26	25	21	24	23	23	24	入湯税
266,823	280,710	283,038	242,051	253,926	282,057	317,001	367,018	388,088	358,931	合計

令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算見込
333,549	275,812	354,019
1,998	2,058	2,051
52	52	51
16,553	16,341	17,585
314,946	257,361	334,332
35,539	35,286	34,175
9,847	9,678	9,544
15,721	15,739	14,943
9,971	9,870	9,688
310	276	231
7	7	7
187	173	199
369,592	311,554	388,631

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
419,590	462,972	471,157	400,856	426,918	481,363	549,287	642,536	687,615	642,308	合計

令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算見込
704,995	594,481	725,168

15 法定外税の実施状況（令和3年度）

(1) 道府県法定外普通税

令和4年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 2年度決算額 (百万円)
1	沖縄県	石油価格調整税	元売業者の揮発油の販売	揮発油の販売に係る数量から規則で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行 (R2.4.1) 902
2	福井県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S51.11.10施行 (R3.11.10) 9,162
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②51,200円/千kW(3か月)(廃止措置中は2分の1)	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③375円/kg(3か月)	
3	愛媛県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.1.16施行 (H31.1.16) 1,227
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②44,000円/千kW(3か月)(廃止措置計画の認可後は22,000円/千kW/課税期間(3か月))	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③500円/kg	
4	佐賀県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.4.1施行 (H31.4.1) 2,668
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②46,000円/千kW(3か月)(廃止措置計画の認可日の翌月以降23,000円/千kW/課税期間(3か月))	
			③発電用原子炉施設における使用済核燃料の貯蔵	③使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの			③500円/kg	
5	島根県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (R2.4.1) 747
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②41,100円/千kW(3か月)(発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW/課税期間(3か月))	
6	静岡県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (R2.4.1) 1,240
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②29,500円/千kW(3か月)	
7	鹿児島県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S58.6.1施行 (H30.6.1) 2,142
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②48,450円/千kW(3か月)	
8	宮城県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の12	S58.6.21施行 (H30.6.21) 181
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②7,000円/千kW(3か月)	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 2年度決算額 (百万円)
9	新潟県	核燃料料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の4.5	S59.11.15施行 (R1.11.15) 4,713
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②48,450円/千kW(3か月)	
10	北海道	核燃料料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S63.9.1施行 (H30.9.1) 900
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②37,750円/千kW(3か月)	
11	石川県	核燃料料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	H4.10.8施行 (H29.10.8) 770
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②34,900円/千kW(3か月)	
12	茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉の設置	①原子炉の熱出力	①原子炉設置者	申告納付	①30,500円/千kW(3か月)	S53.10.18施行 (H31.4.1) 1,230
			②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の100分の8.5	
			③使用済燃料の受入れ	③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③再処理事業者		③60,100円/kg	
			④使用済燃料の保管	④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④1,500円/kg	
			⑤高放射性廃液の保管	⑤高放射性廃液の数量	⑤再処理事業者		⑤1,594,000円/m ³	
			⑥ガラス固化体の保管	⑥ガラス固化体の容器の数量	⑥再処理事業者		⑥1,219,000円/本	
			⑦プルトニウムの保管	⑦プルトニウムの重量	⑦原子力事業者		⑦5,100円/kg	
			⑧放射性廃棄物の発生	⑧放射性廃棄物の容器の容量	⑧原子力事業者		⑧106,000円/m ³	
			⑨放射性廃棄物の保管	⑨放射性廃棄物の容器の容量	⑨原子力事業者		⑨5,100円/m ³	
13	青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①36,500円/kg	H3.9.28施行 (H31.4.1) 19,268
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		②38,250円/千kW(3か月)	
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した核燃料の価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の8.5	
			④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④19,400円/kg	
			⑤使用済燃料の貯蔵	⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤1,300円/kg (当分の間8,300円/kg)	
			⑥廃棄物の埋設	⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	⑥廃棄物埋設事業者		⑥52,400円/m ³	
			⑦廃棄物の管理	⑦ガラス固化体の容器の数量	⑦廃棄物管理事業者		⑦1,614,600円/本	

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(2) 市町村法定外普通税

令和4年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 2年度決算額 (百万円)
1	静岡県熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1㎡…年 650円	S51.4.1施行 (R3.3.31) 527
2	神奈川県山北町	砂利採取税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	岩石 1㎡…10円 砂利 1㎡…15円	S57.4.1施行 (H29.4.1) 5
3	福岡県太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く)…50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15.5.23施行 (R3.5.23) 51
4	鹿児島県薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	270,000円/体	H15.11.1施行 (H31.1.5) 498
5	愛媛県伊方町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量(使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限る。ただし、発電用原子炉を廃止したものはこの限りではない。)	発電用原子炉の設置者	申告納付	500円/kg	H30.4.1施行 331
6	東京都豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸(専用面積30㎡未満の住戸)を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16.6.1施行 567
7	大阪府泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来する回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25.3.30施行 (H29.8.1) 218
8	新潟県柏崎市	使用済核燃料税	①発電用原子炉施設における使用済核燃料の保管 ②発電用原子炉施設における搬出が可能になった年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料(ただし、保管開始から15年を経過しないものを除く。)	賦課期日において保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	①620円/kg ②使用済核燃料が使用済核燃料貯蔵施設等へ搬出されるまでの間、重量1kgにつき次の額を加算 1年目:50円 2年目:100円 3年目:150円 4年目:200円 5年目:250円 (5年が上限)	R2.10.1施行 373

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 広島県廿日市市宮島訪問税(法定外普通税)は、令和5年度中を目途に新型コロナウイルス感染症の状況を考慮した上で、施行予定とされているため表中に記載していない。(参考:総務大臣協議時の平年度税収見込額約300百万円)

(3) 道府県法定外目的税

令和4年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税收の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 2年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1施行 557
2	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 534
3	広島県	産業廃棄物立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H30.4.1) 602
4	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H30.4.1) 7
5	青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 79
6	岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 92
7	秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行 230
8	滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン以下は免税	H16.1.1施行 31

No	団体名	税目	課税客体	税收の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 2年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 127
10	山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 207
11	新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 163
12	京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 156
13	宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (R2.4.1) 398
14	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (R2.4.1) 161
15	福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 176
16	佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 102
17	長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 90

No	団体名	税目	課税客体	税收の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 2年度決算額 (百万円)
18	大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 407
19	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 198
20	宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 246
21	熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 99
22	福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 438
23	愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行 449
24	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.4.1施行 40
25	北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 840
26	山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 148

No	団体名	税目	課税客体	税收の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 2年度決算額 (百万円)
27	愛媛県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン、設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	H19.4.1施行 255
28	東京都	宿泊税	旅館・ホテルへの宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	旅館・ホテルへの宿泊数	旅館・ホテルの宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 10千円以上15千円未満 …100円 15千円以上 …200円	H14.10.1施行 89
29	大阪府	宿泊税	ホテル、旅館、簡易宿所(旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第三条第二項及び第三項の営業)、国家戦略特別区域法第十三条第五項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊行為	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業に係る施設における宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業に係る施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 7千円以上15千円未満 …100円 15千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …300円	H29.1.1施行 273
30	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転し入り込む行為又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車て進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 …3,000円/回 ・一般乗合用バス以外 …2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 …1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 …300円/回	H15.4.1施行 3
31	福岡県	宿泊税	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	福岡県内の宿泊施設における宿泊数	福岡県内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき200円 ただし、宿泊に対して税を課す市町村がある場合、当該市町村内に所在する宿泊施設への宿泊については、1人1泊につき100円とする。 上記に関わらず、北九州市内及び福岡市内に所在する宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は1人1泊につき50円とする。	R2.4.1施行 627

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

令和4年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 2年度決算額 (百万円)
1	山梨県 富士河口湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行 8
2	福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分	廃棄物の適正な処理の推進、廃棄物の再生利用の促進に資する事業の支援その他環境に関する施策に要する費用	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分事業者	申告納付	1,000円/トン	H15.10.1施行 711
3	新潟県 柏崎市	使用済核燃料税	使用済核燃料の保管	原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な費用	保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15.9.30施行 (R2.10.1失効) 287
4	佐賀県 玄海町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な費用	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量(使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限る。ただし、発電用原子炉を廃止したものはこの限りではない。)	発電用原子炉の設置者	申告納付	500円/kg	H29.4.1施行 439
5	沖縄県 伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	H17.4.25施行 3
6	沖縄県 伊平屋村	環境協力税	旅客船等により伊平屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等により伊平屋村へ入域する回数	旅客船等により伊平屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	H20.7.1施行 2
7	沖縄県 渡嘉敷村	環境協力税	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する回数	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、中学生以下は課税免除)	H23.4.1施行 5
8	沖縄県 座間味村	美ら島税	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する回数	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、中学生以下は課税免除)	H30.4.1施行 3
9	大阪府 箕面市	開発事業等緑化負担税	事業として行う開発行為等	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持、保全及び向上に要するもの	開発行為等の行われる土地の面積に0.9を乗じて得た値に、当該土地に係る建築基準法の規定による建築物の容積率の最高限度の数値を乗じて得た面積	開発行為等を行う事業者	申告納付	250円/㎡	H28.7.1施行 104

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 2年度決算額 (百万円)
10	京都府 京都市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル営業、簡易宿所営業)を営む施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 20千円未満 …200円 20千円以上50千円未満 …500円 50千円以上 …1,000円 (修学旅行その他学校行事等に参加する者及びその引率者は課税免除)	H30.10.1施行 1,290
11	石川県 金沢市	宿泊税	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊行為	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力をもとに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊数	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	H31.4.1施行 424
12	北海道 倶知安町	宿泊税	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	宿泊料金の2%	R1.11.1施行 52
13	福岡県 福岡市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について、宿泊料金が 2万円未満 …150円 2万円以上 …450円	R2.4.1施行 685
14	福岡県 北九州市	宿泊税	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業(旅館・ホテル営業、簡易宿所営業)を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設	北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	北九州市内の宿泊施設における宿泊数	北九州市内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき 150円	R2.4.1施行 178

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 新潟県柏崎市使用済核燃料税(法定外目的税)は令和2年10月1日をもって失効しているが、令和2年度の徴収実績があるため記載している。

16 政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（令和2年度）

（単位 百万円、％）

区分 団体名	歳入総額	税 収 入		地方交付税		国県支出金		地 方 債		そ の 他	
	金額 A	金額 B	$\frac{B}{A}$	金額 C	$\frac{C}{A}$	金額 D	$\frac{D}{A}$	金額 E	$\frac{E}{A}$	金額 F	$\frac{F}{A}$
札幌	1,288,834	335,437	26.0	106,689	8.3	538,669	41.8	94,959	7.4	213,079	16.5
仙台	662,372	218,822	33.0	23,376	3.5	248,515	37.5	54,968	8.3	116,690	17.6
さいたま	717,948	274,686	38.3	6,605	0.9	279,007	38.9	49,655	6.9	107,996	15.0
千葉	582,080	205,620	35.3	13,204	2.3	217,886	37.4	50,831	8.7	94,539	16.2
横浜	2,392,988	843,870	35.3	23,211	1.0	865,926	36.2	167,858	7.0	492,124	20.6
川崎	907,177	365,388	40.3	355	0.0	346,227	38.2	65,279	7.2	129,927	14.3
相模原	391,464	131,083	33.5	16,778	4.3	163,246	41.7	26,750	6.8	53,607	13.7
新潟	490,300	133,682	27.3	59,758	12.2	181,470	37.0	50,728	10.3	64,662	13.2
静岡	409,766	139,759	34.1	17,935	4.4	155,357	37.9	42,151	10.3	54,563	13.3
浜松	451,429	148,178	32.8	24,554	5.4	172,929	38.3	38,869	8.6	66,898	14.8
名古屋	1,513,931	594,560	39.3	4,817	0.3	555,957	36.7	96,320	6.4	262,276	17.3
京都	1,070,395	295,943	27.6	54,851	5.1	362,855	33.9	81,333	7.6	275,413	25.7
大阪	2,042,685	744,663	36.5	33,867	1.7	879,062	43.0	108,576	5.3	276,517	13.5
堺	509,918	151,241	29.7	33,696	6.6	224,001	43.9	44,604	8.7	56,377	11.1
神戸	1,064,735	305,466	28.7	72,260	6.8	402,192	37.8	125,393	11.8	159,424	15.0
岡山	431,751	128,979	29.9	33,931	7.9	166,982	38.7	40,346	9.3	61,513	14.2
広島	783,966	236,748	30.2	46,575	5.9	302,792	38.6	94,347	12.0	103,506	13.2
北九州	682,339	174,596	25.6	63,660	9.3	257,437	37.7	67,584	9.9	119,063	17.4
福岡	1,265,070	341,070	27.0	33,823	2.7	396,523	31.3	79,103	6.3	414,550	32.8
熊本	459,325	116,857	25.4	45,543	9.9	195,111	42.5	37,295	8.1	64,519	14.0
計	18,118,472	5,886,647	32.5	715,489	3.9	6,912,145	38.1	1,416,948	7.8	3,187,242	17.6

- （注） 1 普通会計における決算額である。
 2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税率		(創設) 均等割 年額 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税 標準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年度 から適用すること とされたが、同年 度において再び法 改正が行われ、実 施されなかった。	所得割 150 万円以下 2% 150 万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税環境性能割、鉱区税、軽自動車税環境性能割、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税にあっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がない場合 1人目 11万円
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の創 設(昭和42年1月 1日以後に支払を 受けるべき退職手 当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する 税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 46、47年度 1.3% (ロ) 48、49年度 1.6% (ハ) 50、51年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合 の課税短期譲渡所得金額に 対する税額の110%相当額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15万円	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	14万円	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者がいない場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 1人目 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 1人目 19万円	
税率			所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域 農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50、51年度 1.6% (2) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事 業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算し た場合の課税事業 所得等の金額に対 する税額の110% 相当額	均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和50年度欄における所得税の税率は昭和49年度改正によるものである。
2 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 1人目 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 1人目 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額 の4分の3を総合課税した場合の 当該2,000万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額 から2,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地 等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 の2分の1を総合課税した場合の当 該4,000万円を超える部分に係る上 積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (55～57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額 から4,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 のうち、4,000万円を超え8,000万 円以下の額の2分の1の額と8,000 万円を超える金額の4分の3の額と の合計額を総合課税した場合の当 該4,000万円を超える部分に係る上 積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)

3 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。

4 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

年度 項目	58	59
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を 総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相 当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除し た金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の 1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額 の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街区区域農地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する 金額との合計額	

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

60	61	63
26 万円		28 万円
控除対象配偶者 26 万円 老人控除対象配偶者 27 万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30 万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34 万円	控除対象配偶者 28 万円 老人控除対象配偶者 29 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36 万円 (新設) 配偶者特別控除 14 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調 整される。)
扶養親族 1 人 26 万円 老人扶養親族 1 人 27 万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1 人 30 万円 同居老親等扶養親族 1 人 31 万円	同居の特別障害者である扶養親族 1 人 34 万円	扶養親族 1 人 28 万円 老人扶養親族 1 人 29 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 36 万円 同居老親等扶養親族 1 人 33 万円
均等割 標準税率 年額 700 円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63 年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金額 の 2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以 下である場合 ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ③ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金 額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超え る部分に係る上積み税額との合計額 ④ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を 超える場合 80 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000 万 円を控除した金額の 2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長 期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額から優 良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税し た場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130 万円以下の金額 2% 130 万円を超える金額 3% 260 万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (昭和 63~平成 3 年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税 事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の譲渡所得 (昭和 63~平成 3 年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (昭和 63~平成 3 年度) (4) 賦課制限の廃止

3 昭和 60 年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和 59 年度改正によるものである。

4 昭和 61 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和 60 年度改正によるものである。

5 昭和 63 年度欄については、昭和 62 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である 場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円 を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得(平成元年～3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の 譲渡所得(平成元年～3年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円 を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の 譲渡所得(平成元年～3年度) (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用 家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る 買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を 控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものであり、又は昭和

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する 税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の 税率適用）

和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄については、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%) (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄については、平成3年度改正によるものである。
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 3 平成6年度に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額(20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。)を控除した。
 4 平成7年度欄については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額 1,000 円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除 した金額の 3%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割 (1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 3%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2% に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税 額の 110%相当額</p>

- 5 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。
- 6 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。
- 7 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（平成11年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用（～平成13年度）</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>

- (注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
- 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。
- 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 68万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成13年度） 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成16年度） 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成13年4月1日から平成15年3月31日 までの取引に係る分) 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成16年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下 である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超 える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000万円を控除した金額の2%に相当する 金額との合計額 (創設(平成16年1月～)) 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成20年3月31日 までの間に支払を受ける一定の上場株式等 の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を 選択した特定口座）内の株式等の譲渡による 所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成19年12月31日 までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の 上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)

- 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。）を控除する（平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止）。
- 5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
- 6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 7 平成15年度欄において、所得割については平成13年度改正、配当割及び株式等譲渡所得割については平成15年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期 (1 年超) 保有上場株式等に係る特例 (平成 15～17 年) 1%</p> <p>※ (イ) について、税率 1% の特例を創設 (～平成 20 年度) (ロ) について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 21 年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6% に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>

- (注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1)(※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
- 2 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5% 相当額 (7.5% 相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。) を控除する (平成 17 年度改正による。)。平成 19 年度分以降については定率減税を廃止する (平成 18 年度改正による。)

19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 2%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成21年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 2%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成20年度） 1.2%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 4.8%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) ※ 3%軽減税率は、平成22年12月31日まで延長。</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>

4 平成19年度欄において、所得割については平成18年度改正、それ以外については平成19年度改正によるものである。

5 平成20年度欄において、配当割（※を除く。）については平成19年度改正、それ以外については平成20年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22	23
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税 率	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 21 年度) 1.2%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を 控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に 対する税率(平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2%</p> <p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に 支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した 特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に 支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等 に係る税率 3%)</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべ き上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した 特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉 徴収口座内の上場株式等の譲渡所得 等に係る税率 3%)</p>

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。
2 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたもの、その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。
3 平成 23 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

24	25	26
<p>同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組</p>		
<p>扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組</p>		
<p>所得割 退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)</p>	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2%</p>	<p>均等割 標準税率 (平成 26 年度～令和 5 年度) 年額 1,500 円 [本則税率 年額 1,000 円に 年額 500 円を加算した額]</p> <p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡)</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)</p>

4 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるものである。

5 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

6 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるもの、所得割については、平成 26 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	27	29
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和2年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～令和2年3月31日までの譲渡)</p>

(注) 1 平成27年度欄において、所得割については、平成23年度改正によるもの、配当割については、平成25年度改正によるものである。
2 平成29年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成25年度改正によるもの、その他の記載については、平成29年度改正によるものである。

30	令和元年度
	<p>配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失)</p> <p>配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて 3 段階で通減、1,000 万円超の場合には消失</p> <p>〔 控除対象配偶者 33、22、11 万円 〕 〔 老人控除対象配偶者 38、26、13 万円 〕</p>
<p>所得割(指定都市の存する区域の場合)</p> <p>(1) 一律 2%</p> <p>(ただし、分離課税に係る退職所得については 4%)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 1%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和 2 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 0.8%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 16 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 0.8%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 1.8%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1%</p> <p>(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1%</p> <p>(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 1%</p> <p>(6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 1%</p> <p>(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 2.4%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ただし、令和 2 年 3 月 31 日までの譲渡については特例不適用)</p>	

3 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

4 令和元年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	2	3
基礎控除		43万円 基礎控除の額について、合計所得金額に応じて3段階で通減、2,500万円超の場合には消失 〔基礎控除の額 43、29、15万円〕
配偶者控除		同一生計配偶者の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。
扶養控除		扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和5年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% （指定都市の存する区域の場合、0.8%）</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、16万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1%に相当する金額との合計額）</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～令和5年3月31日までの譲渡）</p>	

- (注) 1 令和2年度欄については、令和2年度改正によるものである。
2 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

② 法人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属する 事業年度から適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円を超える法人 年 1,000 円 (2) 上記法人以外の法人等 年 600 円

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円 ※資本等の金額 …資本の金額又は出資金額と資本積立金との 合計額 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000 円

45	49	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 2,000円

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円	均等割 資本等の金額 …資本の金額又は 出資金額と資本 積立金額又は連 結個別資本積立 金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等	均等割 資本金等の額 …法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等

(道府県民税「法人」つづき)

年度 項目	平成 20 年度	26	27	令和元年度
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 年額 20,000 円 (2) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (5) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※平成 26 年 10 月 1 日 以後に開始する事業年 度から適用	均等割 資本金等の額 法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額に、資本金 又は資本準備金を 欠損の填補又は損 失の填補に充てた 金額を控除すると ともに、剰余金又 は利益準備金を資 本金とした金額を 加算した額	法人税割 標準税率 1% 制限税率 2% ※令和元年 10 月 1 日 以後に開始する事業 年度から適用

③ 利 子 割

年度 項目	昭和 63 年度	平成 19 年度	27
税 率 等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4 月 1 日施行 (交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 95%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 99%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	平成 28 年 1 月 1 日以後に支払 いを受けるべき利子等に係る法人 の利子割について廃止

(注) 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

(注) 平成 27 年度欄については、平成 25 年度改正によるものである。

令和4年度

均等割

資本金等の額

法人税法に規定する資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額（連結個別資本金等の額を削除）

法人税割

課税標準を法人税額とする（個別帰属法人税額を削除）

※上記は国税における連結納税制度の見直しに伴う改正

2. 事業税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主控除等	免税点 年 25,000 円	基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円		
税 率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%		第 1 種業務の うち助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及 び第 3 種事業 6% 第 3 種事業の うち助産婦業 等 4%			第 1 種事業 課税所得 年 50 万円以下 6% 年 50 万円超 8%	
事業専従者 控 除 等				特別所得税が事 業税の第 3 種事 業とされた。				事業専従者控除 (青色) 年 80,000 円

年度 項目	昭和 46 年度	47	48	49	50	51	52	60
事業主控除等	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円	事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円	事業主控除 年 2,400,000 円
税 率					制限税率が 設けられた。 (標準税率の 1.1 倍)			
事業専従者 控 除 等		事業専従者控除 (白色) 年 165,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 170,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、 本則は 年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、 本則は 年 300,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 400,000 円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000 円

34	37	39	40	41	42	43	44	45
基礎控除 年 200,000 円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000 円	事業主控除 年 240,000 円	事業主控除 年 250,000 円	事業主控除 年 270,000 円			事業主控除 年 320,000 円
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%							
	事業専従者控除 (白色) 年 50,000 円 (青色の 年 80,000 円 についても 法律に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000 円 (白色) 年 60,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000 円 (白色) 年 80,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 170,000 円 (白色) 年 110,000 円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000 円	

63	平成2年度	5	8	11
		事業主控除 年 2,700,000 円		事業主控除 年 2,900,000 円
事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000 円 その他の 事業専従者 年 450,000 円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000 円 その他の 事業専従者 年 470,000 円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000 円 その他の 事業専従者 年 500,000 円	

(注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。
2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	32	34	37
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3 以上の道府 県に事務所等 を有する法人 で資本又は出 資の金額 500 万円以上の法 人の所得及び 清算所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 8% 年 100 万円以下 10% 年 100 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は出 資の金額 500 万円 以上の法人の所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 7% 年 100 万円以下 8% 年 200 万円以下 10% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は 出資の金額 500 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 50 万円以下 7% 年 50 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県 に事務所等を有 する法人で資本 又は出資の金額 500 万円以上の 法人の所得 8%	普通法人 年 100 万円以下 6% 年 200 万円以下 9% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本又は出資の金 額 1,000 万円以上の 法人の所得 12% 特別法人 年 100 万円以下 6% 年 100 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県に事務 所等を有する法人で 資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人 の所得 8%
そ の 他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
<p>普通法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円以下 9%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 150 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超 700 万円以下 9%</p> <p>年 700 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間に終了する法人については次による。</p> <p>普通法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超 600 万円以下 9%</p> <p>年 600 万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率が設けられた。</p> <p>標準税率の 1.1 倍</p>	<p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 8.4%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 11%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 11%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 7.3%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人 1.3%</p> <p>※上記税率は恒久的な減税として法附則 40⑩に定められているものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは異なる。</p>

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	16	20
税 率	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本又は出資の金額1億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 3.8%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 5.5%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 7.2%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 7.2%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%]</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%]</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 1.3%</p> <p>※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則 40⑩に定められているものであり、本則(法 72 の 24 の 7)の税率とは異なる。制限税率が引き上げられた。〔標準税率の 1.2 倍〕</p>	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 1.5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 (3.8%)</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 2.2%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 (5.5%)</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 2.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 (7.2%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%]</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%]</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 1.3%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 2.7%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 (5%)</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 3.6%</p> <p>(6.6%)</p> <p>[一定の協同組合等については 年 10 億円超 4.3%</p> <p>(7.9%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6%</p> <p>(6.6%)</p> <p>[一定の協同組合等については 年 10 億円超 4.3%</p> <p>(7.9%)</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 0.7%</p> <p>(1.3%)</p>
	そ の 他	<p>※平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段()内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>

(注) 1 平成 16 年度欄については、平成 15 年 3 月改正によるものである。

2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成 18 年度改正により平成 19 年 4 月 1 日から本則の税率となったものである。

22		26	
右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)	所得課税法人 (特別法人を除く。)のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)	所得課税法人 (特別法人を除く。)のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
付加価値割 0.48%		付加価値割 0.48%	
資本割 0.2%		資本割 0.2%	
所得割	所得割	所得割	所得割
年 400 万円以下 1.5% (3.8%)	年 400 万円以下 2.7% (5%)	年 400 万円以下 2.2% (3.8%)	年 400 万円以下 3.4% (5%)
年 400 万円超 800 万円以下 2.2% (5.5%)	年 400 万円超 800 万円以下 4.0% (7.3%)	年 400 万円超 800 万円以下 3.2% (5.5%)	年 400 万円超 800 万円以下 5.1% (7.3%)
年 800 万円超 2.9% (7.2%)	年 800 万円超 5.3% (9.6%)	年 800 万円超 4.3% (7.2%)	年 800 万円超 6.7% (9.6%)
3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9% (7.2%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 5.3% (9.6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 4.3% (7.2%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 6.7% (9.6%)
	特別法人		特別法人
	所得割		所得割
	年 400 万円以下 2.7% (5%)		年 400 万円以下 3.4% (5%)
	年 400 万円超 3.6% (6.6%)		年 400 万円超 4.6% (6.6%)
	[一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)]		[一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)]
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6% (6.6%)		3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.6% (6.6%)
	[一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)]		[一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)]
	収入金額課税法人		収入金額課税法人
	収入割 0.7% (1.3%)		収入割 0.9% (1.3%)
<p>※平成 22 年 10 月 1 日以後に解散 (合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)又は破産手続開始の決定が行われる場合に適用 下段 () 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>		<p>※平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段 () 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>	

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	27	28	令和元年度	
税 率	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
	付加価値割 0.72%	付加価値割 1.2%	付加価値割 1.2%	所 得 割
	資 本 割 0.3%	資 本 割 0.5%	資 本 割 0.5%	年 400 万円以下 3.5%
	所 得 割	所 得 割	所 得 割	年 400 万円超 800 万円以下 5.3%
	年 400 万円以下 1.6% (3.1%)	年 400 万円以下 0.3% (1.9%)	年 400 万円以下 0.4%	年 800 万円超 7%
	年 400 万円超 800 万円以下 2.3% (4.6%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.5% (2.7%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.7%	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 7%
	年 800 万円超 3.1% (6%)	年 800 万円超 0.7% (3.6%)	年 800 万円超 1%	
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 3.1% (6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 0.7% (3.6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 1%	特別法人
				所 得 割
				年 400 万円以下 3.5%
			年 400 万円超 4.9%	
			一定の協同組合等については年 10 億円超 5.7%	
			3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.9%	
			一定の協同組合等については年 10 億円超 5.7%	
			収入金額課税法人	
			収 入 割 1%	
そ の 他	※平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用	

2	4 (改正案による)	
<p>電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等）</p> <p>(1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の法人</p> <p>収入割 0.75%</p> <p>付加価値割 0.37%</p> <p>資本割 0.15%</p> <p>(2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>収入割 0.75%</p> <p>所得割 1.85%</p>	<p>資本金の額又は出資金の額1億円超の法人（付加価値割、資本割及び所得割により課税される法人）</p> <p>付加価値割 1.2%</p> <p>資本割 0.5%</p> <p>所得割 1% (所得割の軽減税率の廃止)</p>	<p>ガス供給業（特定ガス供給業）を行う法人</p> <p>収入割 0.48%</p> <p>付加価値割 0.77%</p> <p>資本割 0.32%</p> <p>ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業（特定ガス供給業を除く。））</p> <p>(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人</p> <p>付加価値割 1.2%</p> <p>資本割 0.5%</p> <p>所得割 1%</p> <p>(2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 3.5%</p> <p>年400万円超800万円以下 5.3%</p> <p>年800万円超 7%</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 7%</p> <p>(3) 特別法人</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 3.5%</p> <p>年400万円超 4.9%</p> <p>〔一定の協同組合等については年10億円超 5.7%〕</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 4.9%</p> <p>〔一定の協同組合等については年10億円超 5.7%〕</p> <p>※一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業を行う法人は、引き続き収入割1%が課される。</p>
<p>※令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用</p>	<p>※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用。</p>	

(注) 令和4年度欄については、令和4年度改正案によるものである。

法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和 26 年度	29	37	42	45	47
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の 数		各月の延従業者の数 を期末現在の従業者 の数とした。	資本金が 1 億円以上 の法人の本社管理部門 の従業者数につい ては1/2	
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等						
製造業			資本金 1 億円以上の 法人の本社管理部門 の従業者数について は1/2			
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価 額 他の 1/2 を従業者の 数	軌道の延長キロメー トル数				
ガス供給業 倉庫業						
電気供給業		固定資産の価額				1/2 を発電所の固定 資産の価額 他の 1/2 を固定資産 の価額

年度 区分	57	平成元年度	17	29	令和 4 年度
銀行業 保険業 (証券業)		証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の 数		
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等			本社管理部門の従業 者数 1/2 措置を廃止		
製造業		資本金 1 億円以上の 法人の工場の従業者 数については 1.5 倍	本社管理部門の従業 者数 1/2 措置を廃止		
鉄道業 軌道業					
ガス供給業 倉庫業					
電気供給業	3/4 を発電所の固定 資産の価額 他の 1/4 を固定資産 の価額 ※激変緩和のため経 過措置を講じた。			(小売電気事業) 1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数 (一般送配電事業・送電事業・ 特定送配電事業) 3/4 を発電所に接続する電線路の 電力の容量 他の 1/4 を固定資産の価額 (発電事業) 3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額 昭和 57 年度改正で設けられた経 過措置を廃止	(配電事業) 3/4 を発電所に接続する電線路の 電力の容量 他の 1/4 を固定資産の価額 (特定卸供給事業) 3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額

3. 地方消費税

年度 項目	平成9年度	26	27	29
税率等	(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 (清算基準) 指定統計(商業統計・サービス業基本調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数1:1で按分 (交付金) 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付 (交付基準) 人口と従業者数を1:1で按分	(税率) 一定税率 消費税額の63分の17 (交付基準) 従来分の地方消費税収については、人口と従業者数を1:1で按分 引上げ分の地方消費税収については、人口のみで按分 (使途) 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、全額社会保障財源化	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数3:2で按分	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数7:3で按分

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。
 2 平成26年度欄については、平成24年8月改正によるものである。
 3 令和元年度欄については、平成28年11月改正によるものである。
 4 譲渡割については、当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収し、貨物割については、国が消費税と併せて賦課徴収する。

30	令和元年度
(清算基準) 基幹統計(商業統計・ 経済センサス活動調査) ウェイト 50%、残り 50% を人口で按分	(税率) 一定税率 消費税額の 78 分の 22 (令和元年 10 月～) ※消費税率換算 2.2% (軽減税率適用時 1.76%)

4. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）（平成12年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30	32
税率等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 (非課税制度が免税点制度 に改められた。)	芸者の花代及びカフェ ・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下

年度 項目	昭和48年度	49	50	52	53
税率等	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円

36	37	41	44	46
<p>名称が料理飲食等消費税に変更された。</p> <p>(免税点)</p> <p>飲食店 1人1回 500円以下</p> <p>食券食堂 1品の価格 250円以下</p> <p>宿泊 1人1泊 1,000円以下</p>	<p>(税率)</p> <p>(1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10%</p> <p>(2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10%</p> <p>(旅館における基礎控除) 800円</p>	<p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 1,200円</p> <p>飲食店等 1人1回 600円</p> <p>チケット制食堂 1品 300円</p> <p>(奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。</p>	<p>(税率)</p> <p>1人1回の消費金額の10%</p> <p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 1,600円</p> <p>飲食店等 1人1回 800円</p> <p>チケット制食堂 1品 400円</p>	<p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 1,800円</p> <p>飲食店等 1人1回 900円</p> <p>チケット制食堂 1品 450円</p> <p>(旅館における基礎控除) 1,000円</p>

57	58	平成元年度	3	9	12
<p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 5,000円</p> <p>飲食店等 1人1回 2,500円</p>	<p>(旅館における基礎控除) 2,500円</p>	<p>名称が特別地方消費税に変更された。</p> <p>(税率) 1人1回の消費金額の3%</p> <p>(免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用</p> <p>旅館 1人1泊 10,000円</p> <p>飲食店等 1人1回 5,000円</p> <p>(旅館における基礎控除) 廃止</p> <p>(奉仕料控除) 廃止</p> <p>公給領収書制度の廃止</p>	<p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 15,000円</p> <p>飲食店等 1人1回 7,500円</p> <p>チケット制食堂における免税点の廃止</p> <p>(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付</p>	<p>(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付</p>	<p>4月1日廃止</p>

5. 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
税 率 等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円	税率4% ただし、昭和56年7月1日 から昭和61年6月30日まで に行われた住宅の取得につい ては3%とされた。 昭和56年7月1日から昭和 61年6月30日までの間に行 われた一定の住宅用土地の取 得については税額から4分の 1に相当する額を減額するこ ととされた。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置につい て、平成元年6月 30日まで3年間延 長された。

年度 項目	平成12年度	13	15	18
税 率 等	宅地及び宅地比準 土地の取得が、平 成12年1月1日か ら平成14年12月 31日までに行われ た場合においては 課税標準を価格の 2分の1とする特 例措置が講じられ た。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置について 平成16年6月30 日まで3年間延長 された。	税率4% ただし、平成15年4月1日から平 成18年3月31日までに行われた不動 産の取得については課税標準を3%と する特例措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15 年1月1日から平成17年12月31日まで に行われた場合においては課税標準を価格の 2分の1とする特例措置が講じられた。	税率4% ただし、住宅及び土地に係る税率の 特例措置については平成21年3月31 日まで3年間延長された。 住宅以外の家屋に係る税率の特例措 置については平成18年4月1日から 平成20年3月31日までの2年間に限 り、標準税率を3.5%とする経過措置 が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税 標準の特例措置について平成21年3月31 日まで延長する。

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21	24	27	30	令和3年度
<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成30年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成30年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については令和3年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について令和3年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については令和6年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について令和6年3月31日まで延長する。</p>

6. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	37	42	60	61
税 率 等		(創設) 税率 115分の5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 〔ただし、昭和61年5月から 昭和62年3月までの間に行われ た売渡し等分については、 特例措置として、1,000本に つき160円を加算。〕

年度 項目	平成15年度	18	22	25
税 率 等	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円	平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円

年度 項目	令和2年度	3
税 率 等	令和2年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき1,000円	令和3年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき1,070円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。
3 平成30年度欄（下欄）については、平成30年度改正によるものである。
4 令和元年度欄については、平成30年度改正によるものである。
5 令和2年度欄については、平成30年度改正によるものである。
6 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の 売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	平成9年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。				

28	29	30	令和元年度
平成28年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円	平成29年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円	平成30年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円 平成30年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	令和元年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 930円

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成30年度改正）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されていたところであるが、平成30年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成30年10月1日から令和4年10月1日までに段階的に移行することとされた。

※軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年度改正）について

軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこをいう。）について、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されていたところであるが、令和2年度改正において、当該軽量な葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する方法に、令和2年10月1日から令和3年10月1日までに段階的に移行することとされた。

7. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和 25 年度	27	29	32	36	37	41	46
税 率 等	(入場税) 第 1 種の場所 100% 第 2 種の場所 40% 第 3 種の施設 100%	(入場税) 税率が従前 の 2 分の 1 に引き下げ られた。	入場税が国税に移譲 され、第 3 種の施設の 利用に対し娯楽施設 利用税を課すること とされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、 ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の 運動競技の 施設利用 10% (2) 外形課税(月額) 税率 ぱちんこ場 1 台 150 円 まあじゃん場 1 卓 500 円 たまつき場 1 台 1,000 円	ゴルフ場 に対し定額課 税が採用さ れた。 1 人 1 日 200 円	(1) 料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の 定額課税の 税率 1 人 1 日 400 円	料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場 の定額課 税の税率 1 人 1 日 600 円 (2) ゴルフ場 所在市町 村に対 して 6 分の 1 を交付	ゴルフ場 所在市町 村に対 して 3 分の 1 を交付

8. 自動車取得税（令和元年 10 月 1 日廃止）

年度 項目	昭和 43 年度	44	49	51	53
税 率 等	自動車取得税(目的税)が 創設され、法定外普通税 としての自動車取得税が 廃止された。 税率 3% 免税点 10 万円 (交付金) 市町村に対して 10 分の 7 を交付(指定市に対 しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15 万円	自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動 車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30 万円 (2 年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置 が 2 年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置 がさらに 2 年度間延長さ れた。

年度 項目	平成 5 年度	10	15	20	21
税 率 等	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 10 年度間延 長された。	自動車取得税が目的税 から普通税に改められ た。

47	48	52	58	平成元年度	15	令和2年度
ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 (標準税率の1.5倍)	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付	18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者の利用並びに国民体育大会のゴルフ競技及び学校の教育活動としての利用について、非課税措置が設けられた。	国民体育大会のゴルフ競技の公式練習及び2020年東京オリンピック競技大会を含む国際競技大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）としての利用について、非課税措置が設けられた。

55	58	60	63	平成2年度
自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)

22	26	30	令和元年度
自動車取得税に係る平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準（3%。自家用の自動車で軽自動車以外のものは5%）を維持することとされた。	自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。 自家用自動車（軽自動車を除く） 3% 営業用自動車・軽自動車 2%	自動車取得税の免税点の特例措置の適用期限が1年6月延長された。	令和元年10月1日に自動車取得税を廃止。

9. 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51	53
税 率 等		(創設) 税率 1キロリットル 6,000円 (交付金) 指定都市に対し て10分の9に相 当する額を道路 面積等にあん分 して交付	税率 1キロリットル 8,000円	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円	税率 1キロリットル 15,000円	税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。

年度 項目	平成22年度	23
税 率 等	平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準(1キロリットル32,100円)を維持することとされた。 揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率(1キロリットル15,000円)を上回る部分の課税措置を停止することとされた。また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に還元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に還元することとされた。	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされた。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20	21
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の暫 定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。	暫定税率が 3年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が平成5年11 月30日まで延長され、 平成5年12月1日から 平成10年3月31日まで の間適用する暫定税率 が1キロリットル当たり 32,100円とされた。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 10年度間延 長された。	目的税から 普通税に改 められた。

10. 自動車税

①環境性能割（令和元年10月1日～）

年度 項目	令和元年度			
税 率 等	自動車税環境性能割の導入 令和元年10月1日以後に取得された自動車に対して、環境性能に応じて課税。			
	（平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとしていたが、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が令和元年10月1日に変更された。）			
	[乗用車]			
	区分		税率	
			自家用	営業用
	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車（H30規制適合又はH21規制適合）		非課税	非課税
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、LPG車	2020年度燃費基準+20%達成		
		2020年度燃費基準+10%達成	100分の1	
		2020年度燃費基準達成	100分の2	100分の0.5
		2015年度燃費基準+10%達成	100分の3	100分の1
上記以外の車	100分の2			
（注）ガソリン車（ハイブリッド車を含む）及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。				
※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。				

(注) 1 令和元年度欄において、自動車税環境性能割の導入に係る部分については、平成28年度改正によるもの、乗用車の区分ごとの税率表に係る部分については、令和元年度改正によるものである。

〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30 規制適合又はH21 規制から NOx10%低減）、プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、LPG車、クリーンディーゼル車（H30 規制適合又はH21 規制適合）	2030 年度燃費基準 85%達成		
	2030 年度燃費基準 75%達成		
	2030 年度燃費基準 65%達成	100 分の 2	100 分の 0.5
	2030 年度燃費基準 60%達成		100 分の 1
上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車		100 分の 3	100 分の 2

（注）ガソリン車（ハイブリッド車を含む）及び LPG 車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50%低減（★★★★）又は H17 規制から NOx75%低減（★★★★）のものに限る。

※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

（注） 2 令和3年度欄については、令和3年度改正によるものである。

②種別割（令和元年10月1日～）（令和元年9月30日まで自動車税）

年度 項目	昭和25年度	28	29	31	33	36	37	
税 率 等	普通自動車 自家用 15,000円	普通自動車 自家用 30,000円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000円	トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率が「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げられた。	二輪小型自動車及び軽自動車が市町村税の軽自動車税の課税客体とされた。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円	
	営業用 10,000円	営業用 14,000円	120インチ超 60,000円			3.048メートル超 60,000円		1リットル超 14,000円
	トラック及びバス 10,000円	トラック 14,000円	営業用 120インチ以下 15,000円			3.048メートル以下 15,000円		1.5リットル以下 14,000円
	小型自動車 四輪車 自家用 4,500円	バス 観光用 25,000円	120インチ超 30,000円			3.048メートル超 30,000円		1.5リットル超 16,000円
	その他 3,000円	その他 14,000円	トラック 自家用 揮発油 15,000円			トラック 15,000円		営業用 1リットル以下 6,000円
	三輪車 2,000円	小型自動車 四輪車 自家用 7,200円	その他 23,000円			バス 観光用 揮発油 14,000円		1.5リットル以下 7,000円
	二輪車 1,000円	営業用 4,200円	営業用 揮発油 14,000円			その他 21,000円		3.048メートル超 30,000円
	軽自動車 500円	三輪車 2,800円	その他 21,000円			バス 観光用 揮発油 30,000円		その他 14,000円
		二輪車 1,400円	その他 45,000円			その他 揮発油 14,000円		小型自動車 四輪車 自家用 16,000円
		軽自動車 700円	その他 21,000円			その他 21,000円		営業用 8,000円
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円					三輪車 3,800円
			営業用 8,000円					
			三輪車 自家用 4,300円					
			営業用 3,300円					
			二輪車 2,500円					
			軽自動車 1,500円					

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 バス トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税「種別割」つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18																																																																																																																																																												
税 率 等	<p>トラック（三輪の小型自動車を除く。）</p> <p>営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）</p> <table border="0"> <tr> <td>1 トン以下</td><td>6,500 円</td> <td>5 トン超 6 トン以下</td><td>22,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 トン超 2 トン以下</td><td>9,000 円</td> <td>6 トン超 7 トン以下</td><td>25,500 円</td> </tr> <tr> <td>2 トン超 3 トン以下</td><td>12,000 円</td> <td>7 トン超 8 トン以下</td><td>29,500 円</td> </tr> <tr> <td>3 トン超 4 トン以下</td><td>15,000 円</td> <td>8 トン超</td><td>29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 4,700 円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>4 トン超 5 トン以下</td><td>18,500 円</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）</p> <table border="0"> <tr> <td>1 トン以下</td><td>8,000 円</td> <td>5 トン超 6 トン以下</td><td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 トン超 2 トン以下</td><td>11,500 円</td> <td>6 トン超 7 トン以下</td><td>35,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 トン超 3 トン以下</td><td>16,000 円</td> <td>7 トン超 8 トン以下</td><td>40,500 円</td> </tr> <tr> <td>3 トン超 4 トン以下</td><td>20,500 円</td> <td>8 トン超</td><td>40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 6,300 円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>4 トン超 5 トン以下</td><td>25,500 円</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>けん引自動車</p> <p>営業用</p> <table border="0"> <tr> <td>小型自動車</td><td>7,500 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td><td>15,100 円</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>自家用</p> <table border="0"> <tr> <td>小型自動車</td><td>10,200 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td><td>20,600 円</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>被けん引自動車</p> <p>営業用</p> <table border="0"> <tr> <td>小型自動車</td><td>3,900 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車で 8 トン以下のもの</td><td>7,500 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車で 8 トン超のもの</td><td>7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800 円を加算した額</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>自家用</p> <table border="0"> <tr> <td>小型自動車</td><td>5,300 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車で 8 トン以下のもの</td><td>10,200 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車で 8 トン超のもの</td><td>10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 5,100 円を加算した額</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税率に次の区分に応じた額を加算した額</p> <table border="0"> <tr> <td></td><td>営業用</td><td></td><td>自家用</td> </tr> <tr> <td>1 リットル以下</td><td>3,700 円</td> <td>1 リットル以下</td><td>5,200 円</td> </tr> <tr> <td>1 リットル超 1.5 リットル以下</td><td>4,700 円</td> <td>1 リットル超 1.5 リットル以下</td><td>6,300 円</td> </tr> <tr> <td>1.5 リットル超</td><td>6,300 円</td> <td>1.5 リットル超</td><td>8,000 円</td> </tr> </table> <p>バス（三輪の小型自動車を除く。）</p> <p>営業用</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">一般乗合用</td> <td colspan="2">一般乗合用以外</td> </tr> <tr> <td>30 人以下</td><td>12,000 円</td> <td>30 人以下</td><td>26,500 円</td> </tr> <tr> <td>30 人超 40 人以下</td><td>14,500 円</td> <td>30 人超 40 人以下</td><td>32,000 円</td> </tr> <tr> <td>40 人超 50 人以下</td><td>17,500 円</td> <td>40 人超 50 人以下</td><td>38,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 人超 60 人以下</td><td>20,000 円</td> <td>50 人超 60 人以下</td><td>44,000 円</td> </tr> <tr> <td>60 人超 70 人以下</td><td>22,500 円</td> <td>60 人超 70 人以下</td><td>50,500 円</td> </tr> <tr> <td>70 人超 80 人以下</td><td>25,500 円</td> <td>70 人超 80 人以下</td><td>57,000 円</td> </tr> <tr> <td>80 人超</td><td>29,000 円</td> <td>80 人超</td><td>64,000 円</td> </tr> </table> <p>自家用</p> <table border="0"> <tr> <td>30 人以下</td><td>33,000 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>30 人超 40 人以下</td><td>41,000 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>40 人超 50 人以下</td><td>49,000 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>50 人超 60 人以下</td><td>57,000 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>60 人超 70 人以下</td><td>65,500 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>70 人超 80 人以下</td><td>74,000 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>80 人超</td><td>83,000 円</td> <td></td><td></td> </tr> </table>	1 トン以下	6,500 円	5 トン超 6 トン以下	22,000 円	1 トン超 2 トン以下	9,000 円	6 トン超 7 トン以下	25,500 円	2 トン超 3 トン以下	12,000 円	7 トン超 8 トン以下	29,500 円	3 トン超 4 トン以下	15,000 円	8 トン超	29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 4,700 円を加算した額	4 トン超 5 トン以下	18,500 円			1 トン以下	8,000 円	5 トン超 6 トン以下	30,000 円	1 トン超 2 トン以下	11,500 円	6 トン超 7 トン以下	35,000 円	2 トン超 3 トン以下	16,000 円	7 トン超 8 トン以下	40,500 円	3 トン超 4 トン以下	20,500 円	8 トン超	40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 6,300 円を加算した額	4 トン超 5 トン以下	25,500 円			小型自動車	7,500 円			普通自動車	15,100 円			小型自動車	10,200 円			普通自動車	20,600 円			小型自動車	3,900 円			普通自動車で 8 トン以下のもの	7,500 円			普通自動車で 8 トン超のもの	7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800 円を加算した額			小型自動車	5,300 円			普通自動車で 8 トン以下のもの	10,200 円			普通自動車で 8 トン超のもの	10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 5,100 円を加算した額				営業用		自家用	1 リットル以下	3,700 円	1 リットル以下	5,200 円	1 リットル超 1.5 リットル以下	4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下	6,300 円	1.5 リットル超	6,300 円	1.5 リットル超	8,000 円	一般乗合用		一般乗合用以外		30 人以下	12,000 円	30 人以下	26,500 円	30 人超 40 人以下	14,500 円	30 人超 40 人以下	32,000 円	40 人超 50 人以下	17,500 円	40 人超 50 人以下	38,000 円	50 人超 60 人以下	20,000 円	50 人超 60 人以下	44,000 円	60 人超 70 人以下	22,500 円	60 人超 70 人以下	50,500 円	70 人超 80 人以下	25,500 円	70 人超 80 人以下	57,000 円	80 人超	29,000 円	80 人超	64,000 円	30 人以下	33,000 円			30 人超 40 人以下	41,000 円			40 人超 50 人以下	49,000 円			50 人超 60 人以下	57,000 円			60 人超 70 人以下	65,500 円			70 人超 80 人以下	74,000 円			80 人超	83,000 円			<p>制限税率が引き上げられた。 (標準税率の 1.5 倍)</p>
	1 トン以下	6,500 円	5 トン超 6 トン以下	22,000 円																																																																																																																																																										
	1 トン超 2 トン以下	9,000 円	6 トン超 7 トン以下	25,500 円																																																																																																																																																										
	2 トン超 3 トン以下	12,000 円	7 トン超 8 トン以下	29,500 円																																																																																																																																																										
	3 トン超 4 トン以下	15,000 円	8 トン超	29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 4,700 円を加算した額																																																																																																																																																										
	4 トン超 5 トン以下	18,500 円																																																																																																																																																												
	1 トン以下	8,000 円	5 トン超 6 トン以下	30,000 円																																																																																																																																																										
	1 トン超 2 トン以下	11,500 円	6 トン超 7 トン以下	35,000 円																																																																																																																																																										
	2 トン超 3 トン以下	16,000 円	7 トン超 8 トン以下	40,500 円																																																																																																																																																										
	3 トン超 4 トン以下	20,500 円	8 トン超	40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 6,300 円を加算した額																																																																																																																																																										
	4 トン超 5 トン以下	25,500 円																																																																																																																																																												
	小型自動車	7,500 円																																																																																																																																																												
	普通自動車	15,100 円																																																																																																																																																												
	小型自動車	10,200 円																																																																																																																																																												
	普通自動車	20,600 円																																																																																																																																																												
	小型自動車	3,900 円																																																																																																																																																												
	普通自動車で 8 トン以下のもの	7,500 円																																																																																																																																																												
	普通自動車で 8 トン超のもの	7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800 円を加算した額																																																																																																																																																												
	小型自動車	5,300 円																																																																																																																																																												
	普通自動車で 8 トン以下のもの	10,200 円																																																																																																																																																												
	普通自動車で 8 トン超のもの	10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 5,100 円を加算した額																																																																																																																																																												
		営業用		自家用																																																																																																																																																										
	1 リットル以下	3,700 円	1 リットル以下	5,200 円																																																																																																																																																										
	1 リットル超 1.5 リットル以下	4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下	6,300 円																																																																																																																																																										
	1.5 リットル超	6,300 円	1.5 リットル超	8,000 円																																																																																																																																																										
一般乗合用		一般乗合用以外																																																																																																																																																												
30 人以下	12,000 円	30 人以下	26,500 円																																																																																																																																																											
30 人超 40 人以下	14,500 円	30 人超 40 人以下	32,000 円																																																																																																																																																											
40 人超 50 人以下	17,500 円	40 人超 50 人以下	38,000 円																																																																																																																																																											
50 人超 60 人以下	20,000 円	50 人超 60 人以下	44,000 円																																																																																																																																																											
60 人超 70 人以下	22,500 円	60 人超 70 人以下	50,500 円																																																																																																																																																											
70 人超 80 人以下	25,500 円	70 人超 80 人以下	57,000 円																																																																																																																																																											
80 人超	29,000 円	80 人超	64,000 円																																																																																																																																																											
30 人以下	33,000 円																																																																																																																																																													
30 人超 40 人以下	41,000 円																																																																																																																																																													
40 人超 50 人以下	49,000 円																																																																																																																																																													
50 人超 60 人以下	57,000 円																																																																																																																																																													
60 人超 70 人以下	65,500 円																																																																																																																																																													
70 人超 80 人以下	74,000 円																																																																																																																																																													
80 人超	83,000 円																																																																																																																																																													

令和元年度

自動車税環境性能割の導入に伴い、令和元年10月1日以後、従来の自動車税を自動車税種別割に名称変更。

令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、小型自動車を中心に全ての排気量において、標準税率が引き下げられた。

乗用車

自家用

1リットル以下

25,000 円

1リットル超1.5リットル以下

30,500 円

1.5リットル超2リットル以下

36,000 円

2リットル超2.5リットル以下

43,500 円

2.5リットル超3リットル以下

50,000 円

3リットル超3.5リットル以下

57,000 円

3.5リットル超4リットル以下

65,500 円

4リットル超4.5リットル以下

75,500 円

4.5リットル超6リットル以下

87,000 円

6リットル超

110,000 円

(注) 令和元年度欄において、自動車税種別割への名称変更に係る部分については、平成28年度改正によるもの、標準税率の引下げに係る部分については、令和元年度改正によるものである。

税率の特例

年度 項目	平成 14 年度	16				
税率等	軽減〔平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度)〕 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>標準税率より概ね 50%軽減</td> </tr> </table> ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 " 25%軽減 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 " 13%軽減	}	標準税率より概ね 50%軽減	軽減〔平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>標準税率より概ね 50%軽減</td> </tr> </table>	}	標準税率より概ね 50%軽減
	}	標準税率より概ね 50%軽減				
	}	標準税率より概ね 50%軽減				
重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>標準税率より概ね 10%重課</td> </tr> </table>	}	標準税率より概ね 10%重課	重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>標準税率より概ね 10%重課</td> </tr> </table>	}	標準税率より概ね 10%重課	
}	標準税率より概ね 10%重課					
}	標準税率より概ね 10%重課					

- (注) 1 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
 2 平成 16 年度欄については、平成 15 年度改正によるものである。
 3 ☆☆☆は平成 12 年排出ガス基準 75%以上低減達成車
 4 ☆☆☆は " 50%以上 "
 5 ☆☆☆は " 25%以上 "
 6 平成 16 年度については、平成 16 年度欄に掲げるほか、平成 14 年度欄における平成 14 年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成 21 年度	23										
税率等	軽減〔平成 20 年度・21 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +25%以上達成 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +15%以上達成 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>標準税率より概ね 50%軽減</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>" 25%軽減</td> </tr> </table> 重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>標準税率より概ね 10%重課</td> </tr> </table>	}	標準税率より概ね 50%軽減	}	" 25%軽減	}	標準税率より概ね 10%重課	軽減〔平成 22 年度・23 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +25%以上達成 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>標準税率より概ね 50%軽減</td> </tr> </table> 重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>標準税率より概ね 10%重課</td> </tr> </table>	}	標準税率より概ね 50%軽減	}	標準税率より概ね 10%重課
	}	標準税率より概ね 50%軽減										
	}	" 25%軽減										
}	標準税率より概ね 10%重課											
}	標準税率より概ね 50%軽減											
}	標準税率より概ね 10%重課											

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。
 2 平成 23 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

17	19
<p>軽 減 (平成 16 年度・17 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +5%以上達成</p> <p>★★★★かつ 2010 年度燃費基準達成 ★★★ かつ 2010 年度燃費基準 +5%以上達成</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p>	<p>軽 減 (平成 18 年度・19 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +20%以上達成</p> <p>★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +10%以上達成</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p>

- (注) 7 平成 17 年度欄については、平成 16 年度改正によるものである。
8 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。
9 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車
10 ★★★ は " 50%以上 "

25	27
<p>軽 減 (平成 24 年度・25 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +10%以上達成</p> <p>★★★★かつ 2015 年度燃費基準 " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p>	<p>軽 減 (平成 26 年度・27 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +20%達成 (2020 年度燃費基準達成車)</p> <p>★★★★かつ 2015 年度燃費基準+20%達成 (2020 年度燃費基準未達成車) ★★★★かつ 2015 年度燃費基準+10%達成</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p>

- (注) 4 平成 25 年度欄については、平成 24 年度改正によるものである。
5 平成 27 年度欄については、平成 26 年度改正によるものである。
6 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

平成 29 年度	30
<p>軽 減 (平成 28 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準 +10%達成</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +20%達成 " 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>	<p>軽 減 (平成 29 年度・30 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減又 は平成 30 年排出ガス規制に適合しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準+30%達成</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★かつ 2020 年度燃費基準+10%達成 " 50%軽減</p> <p>※ 令和元年度・2 年度新車新規登録分は平成 30 年度新車新規登録分と 同様の措置</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>

- (注) 1 平成 29 年度欄については、平成 28 年度改正によるものである。
2 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。
3 平成 29 年度欄において、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車、平成 30 年度欄については、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車。

令和4年度	
軽 減	
〔 令和3年度・4年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 〕	
電気自動車 天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減又は 平成30年排出ガス規制に適合しているもの) プラグインハイブリッド自動車	} 標準税率より概ね75%軽減
★★★★かつ2030年度燃費基準 90%達成(営業用乗用車)	} " 概ね75%軽減
★★★★かつ2030年度燃費基準 70%達成(営業用乗用車)	} " 概ね50%軽減
重 課	
新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車	} 標準税率より概ね15%重課 (トラック及びバスは概ね10%重課)

- (注) 4 令和4年度欄について、自家用乗用車の電気自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車に係る軽減措置は、令和元年度改正によるもの(なお、当該措置の対象からクリーンディーゼル車を除くことについては、令和3年度改正によるもの)、それ以外は、令和3年度改正によるものである。
- 5 令和4年度欄については、★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車。

11. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33
税 率 等	<p>附加価値税が創設され、実施は昭和27年1月1日からとされた。</p> <p>漁業権税 賃貸料の10%</p>	<p>附加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された。</p> <p>漁業権税は廃止された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税は廃止された。</p>	<p>大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。</p>	<p>狩猟者税の税率が改正された。</p>

年度 項目	昭和58年度	平成14年度	16
税 率 等	<p>鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の1.1倍程度に改正された。</p> <p>(鉱区税)</p> <p>1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 河床でないもの 面積100アールごとに 年額200円 など</p> <p>(狩猟者登録税及び入猟税)</p> <p>1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000円又は4,500円 (入) 6,500円</p> <p>2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300円 (入) 2,200円 など</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、</p> <p>甲種狩猟免許が 網・わな猟免許に、 乙種狩猟免許が 第一種銃猟免許に、 丙種狩猟免許が 第二種銃猟免許に 改正された。 (平成15年4月16日施行)</p>	<p>目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。</p> <p>1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円</p> <p>2 第二種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など</p>

年度 項目	令和元年度
税 率 等	<p>対象鳥獣捕獲員等に係る狩猟税の課税免除又は税率の特例措置が5年度間延長された。</p>

38	41	46	52	54
狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。	鉦区税について、石油又は天然ガスの鉦区に係る現行の税率（試掘 90 円、採掘 180 円）が、それぞれ3分の2（試掘 60 円、採掘 120 円）に引き下げられた。	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	鉦区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の2倍に改正された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

19	20	25	27
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。</p> <p>1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000 円 <p>2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500 円 <p>3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500 円 など</p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を 2 分の 1 とする特例措置を講じた。</p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が 3 年度間延長された。</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除 3 狩猟者の登録をする日前 1 年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率 2 分の 1

II 市町村税

1. 市町村民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 800 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 600 円 (3)その他の市町村 年額 400 円 制限税率 上記区分による (1)年額 1,000 円 (2)年額 750 円 (3)年額 500 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20% ただし、昭和 25 年度に限り (1)方式のみしかとれない。</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 700 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 500 円 (3)その他の市町村 年額 300 円 制限税率 上記区分による (1)年額 900 円 (2)年額 650 円 (3)年額 400 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 制限税率 10% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 制限税率 20%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20%</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 600 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 400 円 (3)その他の市町村 年額 200 円 制限税率 上記区分による (1)年額 800 円 (2)年額 550 円 (3)年額 300 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 制限税率 7.5% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 制限税率 15%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)以下左に同じ</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.2% 3 万円を超える金額 3.0% 8 万円 // 3.7% 15 万円 // 4.5% 30 万円 // 5.2% 50 万円 // 6.0% 80 万円 // 6.7% 120 万円 // 7.5% 200 万円 // 8.2% 300 万円 // 9.0% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.6% 3 万円を超える金額 3.7% 7 万円 // 5.0% 12 万円 // 6.4% 20 万円 // 8.1% 35 万円 // 10.0% 50 万円 // 12.3% 80 万円 // 15.0% 120 万円 // 18.3% 160 万円 // 22.5%</p>

33	34	35	37	38	39
			9万円		
			1人目 7万円 2人目以降 3万円 前年の合計所得金額が 5万円を超える配偶者が ある場合 1人目 5万円		
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0% 8万円 " 3.1% 15万円 " 3.5% 20万円 " 4.1% 30万円 " 4.4% 50万円 " 5.4% 80万円 " 5.5% 100万円 " 6.3% 120万円 " 6.5% 150万円 " 7.2% 200万円 " 7.4% 250万円 " 8.1% 300万円 " 8.3% 400万円 " 9.1% 500万円 " 9.2%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5% 7万円 " 3.8% 13万円 " 4.3% 17万円 " 5.2% 25万円 " 5.8% 40万円 " 7.5% 60万円 " 7.9% 75万円 " 9.5% 90万円 " 10.0% 110万円 " 11.8% 140万円 " 12.3% 170万円 " 14.5% 200万円 " 15.1% 250万円 " 17.8% 300万円 " 18.5% 350万円 " 21.7%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2% 3万円 を超える金額 3% 8万円 " 4% 20万円 " 5% 40万円 " 6% 60万円 " 7% 80万円 " 8% 110万円 " 9% 140万円 " 11% 180万円 " 13% 270万円 " 16% 380万円 " 20% 580万円 " 24%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>10万円 以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3% 10万円 以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3%</p> <p>以下左に同じ</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 を超える金額 3% 10万円 を超える金額 4%</p> <p>以下左に同じ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } (2) 但書方式 } 準拠税率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } (2) 但書方式 } 準拠税率</p> <p>15万円以下の金額 2% 15万円 を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 以下左に同じ</p>	<p>所得割の 不均衡是正</p> <p>1 40年度適用 一 (1) 本文方式へ統 一 (但書方式の 廃止) (2) 標準税率の法 定 (段階、税率 は左に同じ) (3) 制限税率の法 定 (標準税率の 1.5倍の率)</p> <p>2 39年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所 得控除とした。 (2) 専従者の税額 控除の最低限の 法定</p> <p>3 上記1、2によ る減収について は市町村民税臨 時減税補てん債 により元利とも 補てんすること とされた。</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10万円		11万円	12万円	13万円
配偶者控除	(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円
扶養控除	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が不在 場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5 万円を超える配偶者があ る場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が不在 場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が不在 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が不在 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者が不在場合 1人目 9万円
税率	所得割 退職所得に係る 10% 税額控除の創設 (昭和 42年1月1日以後に受け るべき退職手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 46,47年度 2.7% (ロ) 48,49年度 3.4% (ハ) 50,51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算 した場合の課税短 期譲渡所得金額に 対する税額の110% 相当額

46	47	48	49	50
14 万円	15 万円	16 万円	18 万円	19 万円
13 万円	14 万円	15 万円	18 万円	19 万円
扶養親族 1 人 10 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 11 万円	扶養親族 1 人 11 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 12 万円	扶養親族 1 人 12 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 14 万円 (新設) 老人扶養親族 14 万円	扶養親族 1 人 14 万円 老人扶養親族 1 人 16 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 16 万円	扶養親族 1 人 17 万円 老人扶養親族 1 人 19 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 19 万円
		所得割 30 万円以下の金額 2% 30 万円を超える金額 3% 50 万円 " 4% 80 万円 " 5% 110 万円 " 6% 150 万円 " 7% 250 万円 " 8% 400 万円 " 9% 600 万円 " 10% 1,000 万円 " 11% 2,000 万円 " 12% 3,000 万円 " 13% 5,000 万円 " 14%	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得 に対する税率 長期譲渡所得のうち 特定市街化区域農地等 の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (2) みなし法人所得 みなし法人税額相当所 得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (イ) 又は(ロ) のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した 場合の課税事業所得等 の金額に対する税額の 110%相当額

(注) 昭和 50 年度欄における所得割の税率は、昭和 49 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20万円	21万円
配偶者控除		20万円	21万円
扶養控除		扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者が不在の場合 1人目 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者が不在の場合 1人目 21万円
税率	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 1,700円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3)その他の市町村 年額 700円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200円 (2) 年額 1,600円 (3) 年額 1,000円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得(52～56年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。
2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。
3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56
22 万円	
22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 2,000 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,500 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 1,000 円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 2,600 円</p> <p>(2) 年額 2,000 円</p> <p>(3) 年額 1,400 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 30 万円以下の金額 2%</p> <p>30 万円を超える金額 3%</p> <p>45 万円 " 4%</p> <p>70 万円 " 5%</p> <p>100 万円 " 6%</p> <p>130 万円 " 7%</p> <p>230 万円 " 8%</p> <p>370 万円 " 9%</p> <p>570 万円 " 10%</p> <p>950 万円 " 11%</p> <p>1,900 万円 " 12%</p> <p>2,900 万円 " 13%</p> <p>4,900 万円 " 14%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得</p> <p>㊦ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>㊧ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57 年度)</p> <p>㊦ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4%</p> <p>㊧ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和 56 年度までの適用期限を廃止)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超え 8,000 万円以下の金額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円を超える金額の 4 分の 3 の額との合計額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25万3千円	26万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 2,500円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円 (3)その他の市町村 年額 1,500円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200円 (2) 年額 2,600円 (3) 年額 2,000円 所得割 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

61	63
	28万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ③ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ④ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ⑤ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄においては、昭和62年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税 率	所得割 (1) 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 4% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
- 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもので、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4	5
31 万円		
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円		
所得割 (1) 160 万円以下の金額 3% 160 万円を超える金額 8% 550 万円 " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率（～平成 10 年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲 渡所得（～平成 9 年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日まで の譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの譲 渡に係る分は 5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超 える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換） の特例の適用を受けけるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 を超える場合 162 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 6,000 万円を控除した金額の 3.4%に 相当する金額との合計額

3 平成 4 年度欄及び平成 5 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7	8
基礎控除		33万円	
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である 特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円	
税 率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 3,000円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,500円 (3)その他の市町村 年額 2,000円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,800円 (2) 年額 3,200円 (3) 年額 2,600円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 5.5% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 220万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 2 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
 3 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。
 4 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

9	10
<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 12%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成15年度)</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 12% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 380万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>	<p>均等割 制限税率の廃止</p> <p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 制限税率の廃止</p>

5 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

6 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

7 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。

8 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	11	12
基礎控除		
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円	
扶養控除	同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円	特定扶養親族 1人 45万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 68万円
税率	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 4%

- (注) 1 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 2 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

14	15	16
<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 16 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成 16 年度） 4%</p> <p>(3) 商品先物取引による所得に対する税率 （平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日 までの取引に係る分） 4%</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得（～平成 16 年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 3.4%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 4,000 万円を控除した金額の 4%に 相当する金額との合計額</p>	<p>均等割 標準税率 年額 3,000 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （平成 15 年 1 月～）</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4%</p> <p>(ロ) 長期(1 年超)保有上場株式等に係る特例 （平成 15～17 年） 2%</p> <p>※ (イ)について、税率 2%の特例を創設 （～平成 20 年度） (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>

3 平成 12 年度欄については、平成 11 年度改正によるものである。

4 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

5 平成 15 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

6 平成 16 年度欄において、均等割については平成 16 年度改正、(1)(※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	17	19
基礎控除		
配偶者控除	配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除		
税 率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 21 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4%</p> <p>ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.7%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 54 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除 した金額の 3.4%に相当する金額との合計額</p> <p>ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3.4%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 一律 6%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>イ) 長期譲渡所得 3%</p> <p>ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （～平成 20 年度） 1.8%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 7.2%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の 110%相当額 （ただし、平成 21 年度まで特例不適用）</p>

(注) 1 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
 2 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降は定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。

21	22
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成 21 年度) 1.8%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した 金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%</p>

3 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

4 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	24	25	26
基礎控除			
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養控除	扶養親族のうち年齢16歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
税率	所得割 退職所得に係る10%税額控除の廃止 (平成25年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.8% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.8%	均等割 標準税率 (平成26年度～令和5年度) 年額 3,500円 〔本則税率 年額3,000円に〕 〔年額500円を加算した額〕 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成29年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成29年3月31日までの譲渡)

- (注) 1 平成24年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成22年度改正によるもの、その他の記載については、平成23年度改正(平成23年12月)によるものである。
- 2 平成25年度欄については、平成23年度改正(平成23年6月)によるものである。
- 3 平成26年度欄において、均等割については、平成23年度改正(平成23年12月)によるもの、その他の記載については、平成26年度改正によるものである。

27	29
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 3% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 3% ※軽減税率は平成26年度まで</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 3% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 3% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 3% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～令和2年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～令和2年3月31日までの譲渡)</p>

4 平成27年度欄については、平成23年度改正によるものである。

5 平成29年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成25年度改正によるもの、その他の記載については、平成29年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	30	令和元年度
基礎控除		
配偶者控除		<p>配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失)</p> <p>配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて3段階で通減、1,000 万円超の場合には消失</p> <p>〔 控除対象配偶者 33、22、11 万円 〕 〔 老人控除対象配偶者 38、26、13 万円 〕</p>
扶養控除		
税 率	<p>所得割(指定都市の場合)</p> <p>(1) 一律 8%</p> <p>(ただし、分離課税に係る退職所得については6%)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 4%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和2年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 3.2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 3.2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 192 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 7.2%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 4%</p> <p>(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4%</p> <p>(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 4%</p> <p>(6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 4%</p> <p>(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9.6%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ただし、令和2年3月31日までの譲渡については特例不適用)</p>	

- (注) 1 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。
2 令和元年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

2	3
	<p>43万円</p> <p>基礎控除の額について、合計所得金額に応じて3段階で通減、2,500万円超の場合には消失</p> <p>[基礎控除の額 43、29、15万円]</p>
	<p>同一生計配偶者の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。</p> <p>配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。</p>
	<p>扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。</p>
<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和5年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.4%（指定都市の存する区域の場合、3.2%）</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合</p> <p>48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、64万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額）</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>特例不適用（～令和5年3月31日までの譲渡）</p>	

- (注) 3 令和2年度欄については、令和2年度改正によるものである。
4 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	29	30	40	41
税 率	均等割 標準税率 (制限税率)	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率
	人口 50 万以上の市 2,400 円 (4,000 円)	15.0% 制限税率	12.5% 制限税率	7.5% 制限税率	8.1% 制限税率	8.4% 制限税率	8.9% 制限税率
	人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円 (3,000 円)	16.0%	15.0%	9.0%	9.7%	10.1%	10.7%
	上記以外の市並びに町村 1,200 円 (2,000 円)			※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属する事 業年度から適用	※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%		

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (制限税率)	均等割 標準税率 (制限税率)	均等割 標準税率 (制限税率)
	(1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円 (1,500,000 円)
	(2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 700,000 円 (1,000,000 円)
	(3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 160,000 円 (270,000 円)
(4) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 (40,000 円)	(4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 (40,000 円)	(4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 60,000 円 (100,000 円)	
(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円 (13,000 円)	(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円 (13,000 円)	(5) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 48,000 円 (80,000 円)	
	法人税割 標準税率 12.3% 制限税率 14.7%		(6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 16,000 円 (27,000 円)
		※資本等の金額…資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額	

42	45	49	51	52
<p>均等割 標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額 4,000円(7,000円)</p> <p>(2) 上記法人以外の法人等 年額 2,400円(4,000円)</p>	<p>法人税割 標準税率 9.1%</p>	<p>法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%</p>	<p>均等割 標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 24,000円(40,000円)</p> <p>(2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円(20,000円)</p> <p>(3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200円(12,000円)</p>	<p>均等割 標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円(134,000円)</p> <p>(2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円(40,000円)</p> <p>(3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000円(13,000円)</p>

59	平成6年度	14	18
<p>均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍)</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円</p>	<p>均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍)</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(8) 資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円</p>	<p>均等割 資本金等の額… 資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額</p> <p>法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等</p>	<p>均等割 資本金等の額… 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額</p> <p>法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等</p>

(市町村民税「法人」つづき)

年度 項目	20	26	27	令和元年度
税 率	<p>均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍）</p> <p>(1) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 50,000円</p> <p>(2) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p>	<p>法人税割 標準税率 9.7% 制限税率 12.1% ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p>	<p>均等割 資本金等の額 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額</p>	<p>法人税割 標準税率 6% 制限税率 8.4% ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p>

令和4年度

均等割

資本金等の額

法人税法に規定する資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額（連結個別資本金等の額を削除）

法人税割

課税標準を法人税額とする（個別帰属法人税額を削除）

※上記は国税における連結納税制度の見直しに伴う改正

2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所在市町村交付金、公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 (昭和 39 年度～ 昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 m ² 以下の住宅用地 (200 m ² を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 m ² までの住宅用地) について、課税標準をその価格の 4 分の 1 の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の 1.5 倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が据え置かれていたが、昭和 51 年度から昭和 53 年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7を超える税率で課税する市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	<p>日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(4) 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円</p>	<p>三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地(生産緑地地区内の農地等)と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)</p>

年度 項目	平成9年度	10
税 率		
そ の 他	<p>(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地(特定市街化区域農地を除く。) 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあつては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途(小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等)が前年度の賦課期日と異なるもの(「用途変更宅地等」という。)に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。</p> <p>(2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であつて、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。</p>

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。
 2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
 3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。
 4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
<p>1 土地</p> <p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成6年度から平成8年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成6年度から平成8年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>(2) 一般農地 評価替えに伴い、平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の1の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る3%減価の措置が講ぜられた。(注4)</p>	<p>地下の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。</p>

12	13	14	15
<p>平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の80%から平成12年度、平成13年度に75%、平成14年度に70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成14年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去3年間15%以上とする措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置が講ぜられた。</p>

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	<p>(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分のまでの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>

年度 項目	平成 24 年度	27
税 率		
そ の 他	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担調整措置について、住宅用地の据置特例を段階的に廃止するという見直しを行うこととされた。 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

18	21
<p>(1) 宅地等</p> <p>①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあつては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とする。 ・ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の60%、住宅用地にあつては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 <p>②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</p> <p>(2) 農地</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。</p>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額（前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額）に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

30	令和2年度
<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 ・生産緑地地区の区域内の農地のうち特定生産緑地の指定がされたもの（指定の期限の延長がされなかったものを除く。）に係る固定資産税について、現行制度と同様の措置が講ぜられた。 ・生産緑地地区の区域内の農地のうち申出基準日までに特定生産緑地の指定がされなかったもの等に係る固定資産税について、宅地並み評価とした上で、一定の激変緩和措置の対象とされた。 	<p>(1) 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとされた。 <p>(2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとされた。（令和3年度分以後の固定資産税について適用）

(固定資産税つづき)

年度 項目	令和3年度	4 (改正案による)
税 率		
そ の 他	<p>(1)宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・令和3年度限りの措置として、宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とすることとされた。 <p>(2)農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 ・令和3年度限りの措置として、農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とすることとされた。 	<p>令和4年度限りの措置として、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る。）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額（ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。）とすることとされた。</p>

3. 軽自動車税

①環境性能割（令和元年10月1日～）

年度 項目	令和元年度			
税率等	軽自動車税環境性能割の導入 令和元年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して、環境性能に応じて課税。 （平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとしていたが、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が令和元年10月1日に変更された。）			
	[乗用車]			
	区分		税率	
			自家用	営業用
	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）		非課税	非課税
	ガソリン車（ガソリンハイブリッド車を含む）	2020年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
		2020年度燃費基準達成	100分の1	100分の0.5
		2015年度燃費基準+10%達成	100分の2	100分の1
	上記以外の車		100分の2	100分の2
	（注）ガソリン車（ガソリンハイブリッド車を含む）に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。			
※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。				

(注) 1 令和元年度欄において、軽自動車税環境性能割の導入に係る部分については、平成28年度改正によるもの、乗用車の区分ごとの税率表に係る部分については、令和元年度改正によるものである。

〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車（H30 規制適合又はH21 規制からNOx10%低減）		非課税	非課税
ガソリン車（ガソリンハイブリッド車を含む）	2030 年度燃費基準 75%達成（2020 年度燃費基準達成車に限る）	100 分の 1	100 分の 0.5
	2030 年度燃費基準 60%達成（2020 年度燃費基準達成車に限る）		
	2030 年度燃費基準 55%達成	100 分の 2	100 分の 1
上記以外の車		100 分の 2	100 分の 2

（注）ガソリン車（ガソリンハイブリッド車を含む）に適用する排ガス要件は、H30 規制からNOx50%低減（★★★★）又はH17 規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。

※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

（注） 2 令和3年度欄については、令和3年度改正によるものである。

② 種別割（令和元年10月1日～）（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税（令和元年9月30日まで））

年度 項目	昭和25年度	29	30	33	36	40
税率等	自転車 200円 荷積牛馬車 800円 荷積大車 400円 荷積小車 200円 リヤカー 200円	原動機付自転車 500円 その他の自転車 200円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	原動機付自転車 50cc以下 500円 50cc～90cc 800円 90cc超 1,000円	自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の小型自動車 2,500円 軽自動車 1,500円	軽自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。） 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 乗用 3,000円 貨物用 2,500円	四輪以上のもの 乗用 4,500円

年度 項目	平成18年度	27	28	令和元年度
税率等	制限税率が引き上げられた。（標準税率の1.5倍）	標準税率 平成27年4月1日以後に新規取得される新車の四輪車等に適用される税率 三輪のもの 年額 3,900円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円 貨物用 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 2,000円 50cc～90cc 年額 2,000円 90cc超 年額 2,400円 ミニカー 年額 3,700円 (2) 二輪の軽自動車（側車付のものを含む。） 年額 3,600円 (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円	軽自動車税環境性能割の導入に伴い、令和元年10月1日以後、従来の軽自動車税を軽自動車税種別割に名称変更。

- (注) 1 平成27年度欄については、平成26年度改正によるものである。
 2 平成28年度欄については、平成27年度改正によるものである。
 3 令和元年度欄については、平成28年度改正によるものである。

51	54	59	60
<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 650円 50cc～90cc 年額 1,000円 90cc超 年額 1,300円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,000円 三輪のもの 年額 2,600円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 5,900円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,300円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,300円</p> <p>制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 700円 50cc～90cc 年額 1,100円 90cc超 年額 1,450円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,200円 三輪のもの 年額 2,850円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 6,500円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,650円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,650円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超 年額 1,600円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,500円 自家用 年額 7,200円 貨物用 営業用 年額 3,000円 自家用 年額 4,000円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車 (イ) 50cc以下 ((ニ)に掲げるものを除く。) 年額 1,000円 (ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200円 (ハ) 二輪のもので、90cc超 年額 1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、20cc超 (ミニカー) 年額 2,500円</p>

税率の特例

年度 項目	平成 28 年度	29	30
税率等	平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等に対して、グリーン化特例（軽課）を導入（軽減は平成 28 年度分の軽自動車税）	グリーン化特例（軽課）の適用期限を 1 年延長（平成 28 年度に新規取得した軽四輪等に対して、平成 29 年度分の軽自動車税を軽減）	グリーン化特例（軽課）の適用期限を 2 年延長（平成 29 年度・30 年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税を軽減）
	電気軽自動車 天然ガス軽自動車		電気軽自動車 天然ガス軽自動車
	★★★★かつ 2020 年度燃費基準+20%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+35%以上達成）		★★★★かつ 2020 年度燃費基準+30%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+35%以上達成）
	★★★★かつ 2020 年度燃費基準達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+15%以上達成）		★★★★かつ 2020 年度燃費基準+10%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+15%以上達成）
	軽四輪等に対する経年車重課の導入 最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪等		※ 令和元年度・2 年度新車新規登録分は平成 30 年度新車新規登録分と同様の措置

- (注)
- 1 経年車重課の導入については、平成 26 年度改正によるものである。
 - 2 グリーン化特例（軽課）の導入については、平成 27 年度改正によるものである。
 - 3 平成 28 年度欄において、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車、平成 30 年度欄については、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車。
 - 4 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

令和4年度	
令和3年度・4年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税種別割を軽減。	
電気軽自動車 天然ガス軽自動車	} 標準税率より概ね75%軽減
★★★★かつ2030年度燃費基準 90%達成(営業用乗用車)	} " 概ね50%軽減
★★★★かつ2030年度燃費基準 70%達成(営業用乗用車)	} " 概ね25%軽減

- (注) 5 令和4年度欄について、自家用乗用車の電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に係る軽減措置は、令和元年度改正によるもの、それ以外は、令和3年度改正によるものである。
- 6 令和4年度欄については、★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車。

4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38	39	42	60
税 率		(創設) 税率 115分の10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%	税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円

年度 項目	平成9年度	11	15	18
税 率	平成9年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,155円	平成11年5月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円

年度 項目	平成30年度	令和元年度	2	3
税 率	平成30年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円 ----- 平成30年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円	令和元年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき5,692円	令和2年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき6,122円	令和3年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき6,552円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
 2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。
 3 平成30年度欄（下段）については、平成30年度改正によるものである。
 4 令和元年度欄については、平成30年度改正によるものである。
 5 令和2年度欄については、平成30年度改正によるものである。
 6 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成30年度改正）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されていたところであるが、平成30年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成30年10月1日から令和4年10月1日までに段階的に移行することとされた。

※軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年度改正）について

軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこをいう。）について、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されていたところであるが、令和2年度改正において、当該軽量な葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する方法に、令和2年10月1日から令和3年10月1日までに段階的に移行することとされた。

61	62	63	平成元年度
税率 従価割 14.3% 従量割 1,000 本につき 350 円 [ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000 本につき 290 円を加算。]	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和 62 年 12 月 31 日まで延長された。 ----- 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,997 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 948 円

22	25	28	29
平成 22 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 4,618 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,190 円	平成 25 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,495 円	平成 28 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,925 円	平成 29 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 3,355 円

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税率等	税率 10%	免税点制度が 創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円	免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税率等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200円 2,000円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4%	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2%	電気税 免税点 2,400円 (6月以降)
	ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700円 4,000円 (1月以降)	ガス税 税率 3%	ガス税 税率 2% (昭和52年1月以降)	ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

6. 木材引取税（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税率等	税率 価格 5%	課税標準を容積とすることが できることとされた。	税率 価格 4%	税率 価格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800 円	免税点 電気 月 500 円 ガス 月 1,000 円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600 円 ガス 月 1,200 円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月 700 円 ガス 月 1,400 円	免税点 電気 月 800 円 ガス 月 1,600 円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000 円 ガス 月 2,000 円

53	54	55	57	平成元年度
		電気税 免税点 3,600 円 (5 月以降)		電気税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止
ガス税 免税点 6,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 7,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 10,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 12,000 円 (6 月以降)	ガス税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止

7. 入湯税

年度 項目	昭和 25 年度	28	32	46	50	52
税率	税率 1 人 1 日 10 円	税率 1 人 1 日 20 円	目的税と された。	税率 1 人 1 日 40 円	税率 1 人 1 日 100 円	税率 1 人 1 日 150 円 (53 年 1 月以降)

8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45	47	48
税 率 等		都市計画税が創設された。 税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和45年度及び昭和46年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和47年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和48年度から、B農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。

年度 項目	昭和 63 年度	平成 3 年度	4	6
税 率 等	(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注 1)	(1) 小規模住宅用地（200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地）の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。 (2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。 (3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた（一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた）。 (4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。 (注 2)

年度 項目	平成 13 年度	15	16	17
税 率 等	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額でできる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。	固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が 70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60% から 70% の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。
2 平成 6 年度欄 ((3) の () 内を除く) については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

51	53	54	57	60
昭和 51 年度から昭和 53 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が 0.3% に引き上げられた。	昭和 54 年度から昭和 56 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 57 年度から昭和 59 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上の C 農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B 農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 60 年度から昭和 62 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

7	8	9	10
地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (3) 農地（特例市街化区域農地を除く。） 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。

18	21	24	27	30	令和 3 年度
固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。

年度 項目	令和4年度(改正案による)
税率等	<p>固定資産税と同様に、令和4年度限りの措置として、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る。）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額（ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。）とすることとされた。</p>

9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	31	34	37	38
課税標準 総額等		国民健康保険税 が創設された。	課税限度額が 1万5千円から 3万円に引き上 げられた。	課税限度額が 5万円に引き上 げられた。	標準課税総額が療養給付 費の見込額から一部負担 金の総額の見込額を控除 した額の90%とされた。	標準課税総額が 80%とされた。	標準課税総額が 75%とされた。 低所得者に対し て課する国民健 康保険税を減額 することとされ た。

年度 項目	昭和 57 年度	58	59	60
課税標準 総額等	課税限度額が 27万円に引き 上げられた。	課税限度額が28万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の 総額の見込額から療養の給付についての一部負 担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要す る費用の額から当該費用に係る国の負担金の見 込額を控除した額	課税限度額が 35万円に引き 上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療 養費及び療養費の支給に要する費用の総額 の見込額から療養の給付についての一部負担金 の総額の見込額を控除した額の75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要 する費用の額から当該費用に係る国の負担金 の見込額を控除した額

年度 項目	平成 7 年度	9	12	15	18	19	20
課税標準 総額等	課税限度額が 52万円に引き 上げられた。	課税限度額が 53万円に引き 上げられた。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額及び介 護納付金課税額の合算 額とされ、課税限度額 がそれぞれ53万円、7 万円とされた。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が8万円に 引き上げられ た。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が9万円に 引き上げられ た。	基礎課税額に 係る課税限度 額が56万円に 引き上げられ た。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額、後期 高齢者支援金等課税額 及び介護納付金課税額 の合算額とされ、基礎 課税額に係る課税限度 額が47万円、後期高 齢者支援金等課税額に 係る課税限度額が12 万円とされた。

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第77号による改正に係るものである。
2 平成12年度欄の前段の改正については、平成9年法律第124号による改正に係るものである。
3 平成20年度欄の前段の改正については、平成18年法律第83号による改正に係るものである。

43	46	49	51	52	53	54	55	56
標準課税総額が65%とされた。	課税限度額が8万円に引き上げられた。	課税限度額が12万円に引き上げられた。	課税限度額が15万円に引き上げられた。	課税限度額が17万円に引き上げられた。	課税限度額が19万円に引き上げられた。	課税限度額が22万円に引き上げられた。	課税限度額が24万円に引き上げられた。	課税限度額が26万円に引き上げられた。

61	62	63	平成元年度	3	4	5	6
課税限度額が37万円に引き上げられた。	課税限度額が39万円に引き上げられた。	課税限度額が40万円に引き上げられた。	課税限度額が42万円に引き上げられた。	課税限度額が44万円に引き上げられた。	課税限度額が46万円に引き上げられた。	課税限度額が50万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

21	22	23	26	27	28	30
介護納付金課税額に係る課税限度額が10万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が50万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が51万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が12万円に引き上げられた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が52万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が17万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が54万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が19万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が58万円に引き上げられた。

年度 項目	平成 30 年度
課税標準 総額等	<p>1 標準基礎課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。</p> <p>① 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 国民健康保険法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 保険事業に要する費用の額 その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額 <p>② 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第七十四条の規定による補助金の額 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 国民健康保険法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金の額 その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額 <p>2 標準後期高齢者支援金等課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。</p> <p>① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額</p> <p>② 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額 <p>3 標準介護納付金課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。</p> <p>① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額</p> <p>② 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

年度 項目	令和元年度	2	4 (改正案による)
課税標準 総額等	基礎課税額に係る課税限度額が 61 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 63 万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が 17 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 65 万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 20 万円に引き上げられた。

(注) 1 平成 30 年度欄については、平成 29 年法律第 2 号による改正に係るものである。
2 令和 4 年度欄については、令和 4 年度改正案によるものである。

10. その他の税目

年度 項目	昭和 25 年度	27	37	44	48
税 率 等	<p>鉱 産 税 税率 1%</p> <p>水利地益税 共同施設税 広 告 税 税率 10%</p> <p>10~50 円</p> <p>接 客 人 税 1 人 月 額 100 円</p>	<p>広告税及び接客人税は 廃止された。</p>	<p>鉱産税 軽減税率の創設 月 200 万円以下 0.7%</p>	<p>宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。</p>	<p>特別土地保有税が創設された。 税率 保有分 1.4%</p> <p>取得分 3%</p>

年度 項目	昭和 60 年度	61	63	平成 2 年度
税 率 等	<p>特別土地保有税 (1) 昭和 44 年 1 月 1 日から昭和 57 年 3 月 31 日までの間に取得 された市街化区域内の土地を 除き、保有期間 10 年を超える 土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、昭和 63 年 3 月 31 日まで 3 年間に限り延長された。</p>	<p>事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 600 円</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成 2 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長されるととも に、昭和 63 年 4 月 1 日以後に 取得される土地について免税 点が 330 ㎡（特別区及び指定 都市の区の区域にあっては 200 ㎡）に引き下げられた。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成 4 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長された。</p>

年度 項目	平成 4 年度	5	6	9
税 率 等	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成 5 年 3 月 31 日まで 1 年間に 限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成 6 年 3 月 31 日まで 1 年間に 限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例の対象となる 土地の取得期限が、平成 5 年 12 月 31 日とされた。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市において、 恒久的な建物、構築物等の用に供 する土地その他の施設用地に係る 免除制度の対象から、青空駐車 場、資材置場等の用に供する土地 を時限的に除外する措置につい ては、当該市の条例によりこれを適 用しないこととすることができる こととされた。</p>

(その他の税目つづき)

年度 項目	平成13年度	14
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を2年延長することとされた。</p> <p>(2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2年間の時限措置)。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成13年4月1日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。</p> <p>(2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。</p>

15	17
<p>特別土地保有税 平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。</p> <p>事業所税 新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。</p> <p>(2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に見直された。</p> <p>(3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回可能とされた。</p>

18 都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（令和2年度）

都道府県	歳入総額		税収入			地方譲与税		地方交付税	
	金額 A (百万円)	金額 B (百万円)	B/A (%)	金額 C (百万円)	C/A (%)	金額 D (百万円)	D/A (%)		
北海道	3,136,839	688,657	22.0	89,136	2.8	615,432	19.6		
青森県	765,698	172,606	22.5	21,322	2.8	223,763	29.2		
岩手県	1,098,711	160,294	14.6	21,727	2.0	282,983	25.8		
宮城県	1,247,672	320,244	25.7	35,669	2.9	196,550	15.8		
秋田県	686,216	119,240	17.4	17,289	2.5	196,982	28.7		
山形県	695,943	136,461	19.6	18,842	2.7	180,031	25.9		
福島県	1,509,038	284,433	18.8	31,514	2.1	290,860	19.3		
茨城県	1,344,916	429,513	31.9	45,429	3.4	190,961	14.2		
栃木県	988,790	291,503	29.5	31,175	3.2	131,214	13.3		
群馬県	1,024,831	285,246	27.8	30,878	3.0	131,080	12.8		
埼玉県	2,134,834	932,703	43.7	107,486	5.0	217,895	10.2		
千葉県	2,235,742	835,193	37.4	92,364	4.1	189,788	8.5		
東京都	9,054,650	5,293,013	58.5	47,301	0.5	-	-		
神奈川県	2,554,234	1,182,720	46.3	132,264	5.2	120,996	4.7		
新潟県	1,191,199	293,712	24.7	36,976	3.1	244,771	20.5		
富山県	616,911	156,210	25.3	17,254	2.8	133,878	21.7		
石川県	623,972	169,068	27.1	18,520	3.0	125,944	20.2		
福井県	521,519	128,218	24.6	12,894	2.5	129,650	24.9		
山梨県	592,744	115,071	19.4	13,355	2.3	138,046	23.3		
長野県	1,066,852	283,369	26.6	33,746	3.2	206,796	19.4		
岐阜県	994,338	277,563	27.9	32,392	3.3	177,882	17.9		
静岡県	1,295,645	525,887	40.6	55,429	4.3	156,943	12.1		
愛知県	2,619,969	1,216,710	46.4	111,669	4.3	97,711	3.7		
三重県	804,732	268,278	33.3	28,744	3.6	143,082	17.8		
滋賀県	655,103	199,570	30.5	22,015	3.4	118,811	18.1		
京都府	1,177,196	326,774	27.8	38,954	3.3	168,425	14.3		
大阪府	3,789,364	1,274,820	33.6	129,287	3.4	259,382	6.8		
兵庫県	2,623,291	725,170	27.6	82,971	3.2	302,625	11.5		
奈良県	621,940	155,400	25.0	21,108	3.4	159,594	25.7		
和歌山県	648,362	113,461	17.5	15,906	2.5	175,153	27.0		
鳥取県	389,022	67,669	17.4	9,870	2.5	138,882	35.7		
島根県	549,680	84,462	15.4	12,264	2.2	186,347	33.9		
岡山県	801,618	244,116	30.5	30,098	3.8	162,540	20.3		
広島県	1,138,899	371,874	32.7	43,796	3.8	177,414	15.6		
山口県	744,943	178,781	24.0	22,775	3.1	175,707	23.6		
徳島県	556,213	94,867	17.1	12,523	2.3	153,839	27.7		
香川県	492,818	137,696	27.9	15,400	3.1	116,150	23.6		
愛媛県	731,257	172,230	23.6	22,432	3.1	170,401	23.3		
高知県	507,676	82,496	16.2	12,615	2.5	176,809	34.8		
福岡県	2,136,593	649,092	30.4	76,237	3.6	262,944	12.3		
佐賀県	592,123	107,201	18.1	13,324	2.3	148,702	25.1		
長崎県	803,714	150,910	18.8	21,495	2.7	224,911	28.0		
熊本県	944,603	202,116	21.4	28,167	3.0	220,277	23.3		
大分県	708,871	139,014	19.6	19,241	2.7	175,242	24.7		
宮崎県	688,510	129,313	18.8	18,137	2.6	186,821	27.1		
鹿児島県	906,839	185,972	20.5	26,880	3.0	279,643	30.8		
沖縄県	879,469	165,662	18.8	21,125	2.4	214,200	24.4		
合計	61,894,101	20,524,577	33.2	1,799,994	2.9	8,878,057	14.3		

- (注) 1 人口は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
3 この調は決算額による。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
4 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

国庫支出金		地方債		その他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金額 E (百万円)	E/A (%)	金額 F (百万円)	F/A (%)	金額 G (百万円)	G/A (%)	歳入 総 額	人 口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
664,997	21.2	393,386	12.5	685,231	21.8	51	41	1,142,089	51	北海道
162,621	21.2	63,418	8.3	121,968	15.9	12	10	336,472	15	青森県
217,924	19.8	98,608	9.0	317,175	28.9	18	10	342,535	15	岩手県
266,382	21.4	110,692	8.9	318,135	25.5	20	18	372,876	17	宮城県
131,946	19.2	92,564	13.5	128,195	18.7	11	8	286,405	13	秋田県
132,854	19.1	88,633	12.7	139,122	20.0	11	8	283,582	13	山形県
354,552	23.5	128,863	8.5	418,816	27.8	24	15	404,028	18	福島県
276,998	20.6	149,889	11.1	252,126	18.7	22	23	512,912	23	茨城県
198,954	20.1	120,171	12.2	215,773	21.8	16	15	354,958	16	栃木県
195,294	19.1	125,953	12.3	256,380	25.0	17	15	353,157	16	群馬県
471,202	22.1	263,894	12.4	141,654	6.6	34	58	947,281	43	埼玉県
426,920	19.1	206,006	9.2	485,471	21.7	36	50	837,008	38	千葉県
1,220,893	13.5	491,651	5.4	2,001,792	22.1	146	109	2,044,037	92	東京都
694,328	27.2	250,506	9.8	173,420	6.8	41	73	990,449	45	神奈川県
216,564	18.2	163,668	13.7	235,508	19.8	19	17	460,359	21	新潟県
114,055	18.5	82,412	13.4	113,102	18.3	10	8	252,353	11	富山県
144,381	23.1	87,414	14.0	78,645	12.6	10	9	255,663	11	石川県
107,976	20.7	79,971	15.3	62,810	12.0	8	6	219,357	10	福井県
109,722	18.5	70,261	11.9	146,289	24.7	10	6	227,039	10	山梨県
232,682	21.8	156,972	14.7	153,287	14.4	17	16	423,607	19	長野県
216,030	21.7	140,582	14.1	149,889	15.1	16	16	395,884	18	岐阜県
247,988	19.1	217,619	16.8	91,779	7.1	21	29	552,005	25	静岡県
493,423	18.8	350,651	13.4	349,805	13.4	42	60	1,030,773	46	愛知県
148,967	18.5	135,644	16.9	80,017	9.9	13	14	354,573	16	三重県
142,366	21.7	83,683	12.8	88,658	13.5	11	11	276,346	12	滋賀県
233,948	19.9	131,344	11.2	277,751	23.6	19	20	412,749	19	京都府
712,689	18.8	322,137	8.5	1,091,049	28.8	61	70	1,213,089	55	大阪府
416,372	15.9	281,972	10.7	814,181	31.0	42	44	853,063	38	兵庫県
131,530	21.1	68,516	11.0	85,792	13.8	10	11	281,209	13	奈良県
144,255	22.2	87,547	13.5	112,040	17.3	10	7	262,759	12	和歌山県
95,078	24.4	50,311	12.9	27,212	7.0	6	4	190,765	9	鳥取県
114,440	20.8	62,954	11.5	89,213	16.2	9	5	250,542	11	島根県
169,985	21.2	112,615	14.0	82,264	10.3	13	15	346,159	16	岡山県
228,814	20.1	147,531	13.0	169,470	14.9	18	22	453,056	20	広島県
139,066	18.7	76,862	10.3	151,752	20.4	12	11	315,838	14	山口県
110,567	19.9	63,904	11.5	120,513	21.7	9	6	224,230	10	徳島県
92,148	18.7	50,788	10.3	80,636	16.4	8	8	219,555	10	香川県
150,225	20.5	80,343	11.0	135,626	18.5	12	11	303,213	14	愛媛県
129,281	25.5	76,097	15.0	30,378	6.0	8	6	239,542	11	高知県
548,538	25.7	281,678	13.2	318,104	14.9	35	40	748,375	34	福岡県
112,949	19.1	81,165	13.7	128,782	21.7	10	6	228,527	10	佐賀県
190,525	23.7	102,349	12.7	113,524	14.1	13	11	340,907	15	長崎県
215,634	22.8	128,819	13.6	149,590	15.8	15	14	362,720	16	熊本県
157,073	22.2	92,343	13.0	125,958	17.8	11	9	282,900	13	大分県
150,143	21.8	79,903	11.6	124,193	18.0	11	9	286,608	13	宮崎県
219,969	24.3	118,011	13.0	76,364	8.4	15	13	422,231	19	鹿児島県
296,057	33.7	56,029	6.4	126,396	14.4	14	12	339,257	15	沖縄県
12,349,303	20.0	6,706,327	10.8	11,635,843	18.8	1,000	1,000	22,233,043	1,000	合 計

19 道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（令和2年度）

都道府県			道府県税 (百万円)	市町村税 (百万円)	地方税 (百万円)
北	海	道	688,657	759,093	1,447,750
青	森	県	172,606	149,644	322,249
岩	手	県	160,294	153,365	313,659
宮	城	県	320,244	374,221	694,464
秋	田	県	119,240	112,088	231,328
山	形	県	136,461	137,445	273,905
福	島	県	284,433	270,370	554,803
茨	城	県	429,513	444,074	873,587
栃	木	県	291,503	314,826	606,329
群	馬	県	285,246	307,122	592,368
埼	玉	県	932,703	1,182,515	2,115,218
千	葉	県	835,193	1,045,017	1,880,210
東	京	都	3,137,100	4,043,013	7,180,114
神	奈	川	1,182,720	1,888,200	3,070,920
新	潟	県	293,712	335,876	629,588
富	山	県	156,210	169,918	326,127
石	川	県	169,068	179,996	349,064
福	井	県	128,218	126,901	255,118
山	梨	県	115,071	121,471	236,542
長	野	県	283,369	297,741	581,109
岐	阜	県	277,563	302,628	580,191
静	岡	県	525,887	661,487	1,187,374
愛	知	県	1,216,710	1,557,016	2,773,726
三	重	県	268,278	294,842	563,120
滋	賀	県	199,570	220,921	420,492
京	都	府	326,774	450,814	777,588
大	阪	府	1,274,820	1,683,990	2,958,810
兵	庫	県	725,170	942,016	1,667,186
奈	良	県	155,400	171,634	327,034
和	歌	山	113,461	126,654	240,116
鳥	取	県	67,669	66,492	134,161
島	根	県	84,462	86,649	171,111
岡	山	県	244,116	304,650	548,766
広	島	県	371,874	481,011	852,885
山	口	県	178,781	193,609	372,390
徳	島	県	94,867	100,527	195,393
香	川	県	137,696	135,593	273,289
愛	媛	県	172,230	182,728	354,957
高	知	県	82,496	84,310	166,806
福	岡	県	649,092	826,354	1,475,446
佐	賀	県	107,201	104,120	211,321
長	崎	県	150,910	159,312	310,222
熊	本	県	202,116	232,695	434,811
大	分	県	139,014	155,224	294,239
宮	崎	県	129,313	133,490	262,803
鹿	児	島	185,972	200,505	386,477
沖	縄	県	165,662	184,791	350,453
合		計	18,368,664	22,456,957	40,825,620

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除して市町村税とした。

3 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

4 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ

人口1人当たりの税額						都道府県
道府県税		市町村税		地方税		
税額(円)	指数	税額(円)	指数	税額(円)	指数	
131,706	90.8	145,177	81.9	276,884	85.9	北海道
136,981	94.5	118,758	67.0	255,740	79.3	青森県
131,259	90.5	125,585	70.8	256,844	79.7	岩手県
140,328	96.8	163,980	92.5	304,309	94.4	宮城県
122,725	84.6	115,364	65.1	238,089	73.9	秋田県
127,531	87.9	128,451	72.4	255,982	79.4	山形県
152,693	105.3	145,143	81.9	297,836	92.4	福島県
147,717	101.9	152,724	86.1	300,441	93.2	茨城県
149,076	102.8	161,003	90.8	310,079	96.2	栃木県
145,668	100.4	156,840	88.5	302,509	93.8	群馬県
126,146	87.0	159,932	90.2	286,078	88.8	埼玉県
132,090	91.1	165,275	93.2	297,365	92.3	千葉県
226,611	156.3	292,051	164.7	518,662	160.9	東京都
128,274	88.4	204,788	115.5	333,063	103.3	神奈川県
132,700	91.5	151,750	85.6	284,450	88.2	新潟県
149,096	102.8	162,180	91.5	311,275	96.6	富山県
149,267	102.9	158,915	89.6	308,182	95.6	石川県
165,529	114.1	163,828	92.4	329,357	102.2	福井県
140,144	96.6	147,938	83.4	288,082	89.4	山梨県
136,747	94.3	143,682	81.0	280,429	87.0	長野県
137,621	94.9	150,049	84.6	287,669	89.2	岐阜県
142,659	98.4	179,443	101.2	322,101	99.9	静岡県
160,964	111.0	205,985	116.2	366,950	113.8	愛知県
148,981	102.7	163,732	92.3	312,713	97.0	三重県
140,653	97.0	155,701	87.8	296,353	91.9	滋賀県
129,129	89.0	178,144	100.5	307,273	95.3	京都府
144,218	99.4	190,507	107.4	334,725	103.8	大阪府
131,285	90.5	170,543	96.2	301,828	93.6	兵庫県
115,543	79.7	127,614	72.0	243,157	75.4	奈良県
120,097	82.8	134,061	75.6	254,158	78.8	和歌山県
121,497	83.8	119,384	67.3	240,881	74.7	鳥取県
125,505	86.5	128,754	72.6	254,259	78.9	島根県
128,898	88.9	160,861	90.7	289,759	89.9	岡山県
132,223	91.2	171,027	96.5	303,251	94.1	広島県
131,830	90.9	142,764	80.5	274,595	85.2	山口県
129,058	89.0	136,758	77.1	265,816	82.5	徳島県
141,383	97.5	139,223	78.5	280,607	87.1	香川県
126,981	87.6	134,721	76.0	261,702	81.2	愛媛県
117,594	81.1	120,179	67.8	237,774	73.8	高知県
126,670	87.3	161,263	91.0	287,934	89.3	福岡県
131,012	90.3	127,247	71.8	258,259	80.1	佐賀県
112,954	77.9	119,243	67.3	232,198	72.0	長崎県
114,916	79.2	132,302	74.6	247,218	76.7	熊本県
121,752	83.9	135,949	76.7	257,701	79.9	大分県
118,922	82.0	122,764	69.2	241,686	75.0	宮崎県
114,950	79.3	123,933	69.9	238,883	74.1	鹿児島県
111,520	76.9	124,398	70.2	235,918	73.2	沖縄県
145,030	100.0	177,309	100.0	322,339	100.0	合計

ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

20 道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）（令和2年度）

都道府県	道府県民税								
	個人			法人			計		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	143,309	27,408	70.1	15,146	2,897	67.0	158,456	30,305	69.8
青森県	34,842	27,651	70.7	2,860	2,270	52.5	37,701	29,920	68.9
岩手県	37,639	30,821	78.8	3,654	2,992	69.1	41,293	33,814	77.8
宮城県	63,076	27,639	70.7	10,156	4,450	102.8	73,231	32,089	73.9
秋田県	26,978	27,767	71.0	2,467	2,539	58.7	29,445	30,306	69.8
山形県	33,453	31,264	79.9	2,902	2,713	62.7	36,356	33,977	78.2
福島県	63,248	33,954	86.8	6,432	3,453	79.8	69,681	37,407	86.1
茨城県	114,289	39,306	100.5	9,456	3,252	75.2	123,745	42,558	98.0
栃木県	76,263	39,001	99.7	6,498	3,323	76.8	82,761	42,324	97.4
群馬県	73,986	37,783	96.6	7,169	3,661	84.6	81,155	41,444	95.4
埼玉県	298,756	40,406	103.3	18,373	2,485	57.4	317,129	42,891	98.7
千葉県	273,857	43,312	110.7	16,315	2,580	59.6	290,172	45,892	105.6
東京都	998,143	72,102	184.3	161,861	11,692	270.2	1,160,003	83,794	192.9
神奈川県	345,261	37,446	95.7	29,242	3,172	73.3	374,503	40,618	93.5
新潟県	59,892	27,059	69.2	6,806	3,075	71.1	66,697	30,134	69.4
富山県	40,867	39,006	99.7	3,635	3,469	80.2	44,502	42,475	97.8
石川県	44,197	39,021	99.8	4,663	4,117	95.1	48,860	43,138	99.3
福井県	30,033	38,773	99.1	3,043	3,928	90.8	33,076	42,701	98.3
山梨県	30,502	37,148	95.0	2,895	3,526	81.5	33,397	40,674	93.6
長野県	74,818	36,105	92.3	6,299	3,040	70.3	81,117	39,145	90.1
岐阜県	77,461	38,407	98.2	5,921	2,936	67.9	83,382	41,342	95.2
静岡県	124,086	33,661	86.0	10,858	2,946	68.1	134,944	36,607	84.3
愛知県	320,488	42,399	108.4	37,356	4,942	114.2	357,843	47,341	109.0
三重県	72,834	40,446	103.4	5,814	3,229	74.6	78,648	43,675	100.5
滋賀県	57,091	40,236	102.9	4,782	3,370	77.9	61,873	43,607	100.4
京都府	77,753	30,725	78.5	10,513	4,154	96.0	88,266	34,879	80.3
大阪府	306,860	34,715	88.7	52,938	5,989	138.4	359,798	40,703	93.7
兵庫県	212,897	38,543	98.5	15,579	2,820	65.2	228,476	41,363	95.2
奈良県	54,488	40,513	103.6	2,696	2,004	46.3	57,183	42,517	97.9
和歌山県	31,230	33,057	84.5	2,482	2,627	60.7	33,712	35,683	82.1
鳥取県	16,999	30,520	78.0	1,548	2,779	64.2	18,546	33,299	76.6
島根県	21,316	31,674	81.0	2,011	2,988	69.1	23,326	34,661	79.8
岡山県	55,347	29,224	74.7	6,289	3,321	76.8	61,636	32,545	74.9
広島県	88,770	31,563	80.7	10,284	3,657	84.5	99,054	35,220	81.1
山口県	47,582	35,086	89.7	4,192	3,091	71.4	51,775	38,178	87.9
徳島県	25,114	34,166	87.3	2,361	3,212	74.2	27,475	37,378	86.0
香川県	35,441	36,390	93.0	3,950	4,056	93.7	39,391	40,446	93.1
愛媛県	43,735	32,245	82.4	4,352	3,208	74.1	48,086	35,453	81.6
高知県	21,826	31,112	79.5	1,722	2,454	56.7	23,548	33,567	77.3
福岡県	140,310	27,382	70.0	18,268	3,565	82.4	158,578	30,947	71.2
佐賀県	24,990	30,541	78.1	2,311	2,825	65.3	27,302	33,366	76.8
長崎県	39,590	29,633	75.8	3,103	2,322	53.7	42,693	31,955	73.6
熊本県	41,051	23,340	59.7	5,027	2,858	66.1	46,078	26,198	60.3
大分県	34,949	30,609	78.2	3,249	2,845	65.7	38,198	33,454	77.0
宮崎県	30,512	28,060	71.7	2,660	2,446	56.5	33,171	30,506	70.2
鹿児島県	45,333	28,021	71.6	3,885	2,401	55.5	49,219	30,422	70.0
沖縄県	43,049	28,979	74.1	3,995	2,689	62.1	47,043	31,669	72.9
合 計	4,954,511	39,118	100.0	548,017	4,327	100.0	5,502,528	43,445	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除した。
 3 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。
 4 道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡

事業税									都道府県
個人			法人			計			
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
5,012	959	56.2	117,854	22,540	69.9	122,866	23,498	69.2	北海道
961	763	44.8	22,696	18,012	55.9	23,657	18,774	55.3	青森県
1,151	942	55.2	24,390	19,972	62.0	25,540	20,914	61.6	岩手県
3,111	1,363	79.9	71,934	31,521	97.8	75,044	32,884	96.9	宮城県
812	836	49.0	17,522	18,034	56.0	18,334	18,870	55.6	秋田県
1,099	1,027	60.2	20,189	18,868	58.5	21,288	19,895	58.6	山形県
1,995	1,071	62.8	53,076	28,493	88.4	55,072	29,564	87.1	福島県
3,249	1,117	65.5	82,243	28,285	87.8	85,491	29,402	86.6	茨城県
2,182	1,116	65.5	51,501	26,338	81.7	53,683	27,454	80.9	栃木県
2,104	1,074	63.0	51,781	26,443	82.0	53,884	27,517	81.1	群馬県
13,966	1,889	110.8	138,082	18,675	57.9	152,048	20,564	60.6	埼玉県
8,465	1,339	78.5	130,721	20,674	64.1	139,186	22,013	64.9	千葉県
54,629	3,946	231.4	1,100,209	79,475	246.6	1,154,838	83,421	245.8	東京都
19,393	2,103	123.3	249,563	27,067	84.0	268,956	29,170	86.0	神奈川県
2,266	1,024	60.1	55,505	25,077	77.8	57,771	26,101	76.9	新潟県
1,273	1,215	71.3	29,889	28,528	88.5	31,162	29,743	87.6	富山県
1,698	1,499	87.9	32,657	28,832	89.5	34,355	30,331	89.4	石川県
1,096	1,416	83.0	27,240	35,166	109.1	28,336	36,582	107.8	福井県
1,121	1,365	80.1	19,520	23,773	73.8	20,641	25,138	74.1	山梨県
2,091	1,009	59.2	47,089	22,724	70.5	49,180	23,733	69.9	長野県
2,929	1,452	85.2	45,024	22,324	69.3	47,953	23,776	70.1	岐阜県
6,131	1,663	97.5	110,826	30,064	93.3	116,957	31,727	93.5	静岡県
14,641	1,937	113.6	302,251	39,986	124.1	316,892	41,923	123.5	愛知県
2,529	1,405	82.4	51,539	28,621	88.8	54,068	30,025	88.5	三重県
1,686	1,189	69.7	39,561	27,882	86.5	41,247	29,070	85.7	滋賀県
4,256	1,682	98.7	74,747	29,537	91.6	79,003	31,219	92.0	京都府
16,152	1,827	107.2	357,355	40,427	125.4	373,506	42,254	124.5	大阪府
7,502	1,358	79.6	137,085	24,818	77.0	144,587	26,176	77.1	兵庫県
1,418	1,054	61.8	18,470	13,733	42.6	19,888	14,787	43.6	奈良県
1,201	1,271	74.5	17,796	18,837	58.4	18,997	20,108	59.3	和歌山県
518	930	54.5	10,719	19,246	59.7	11,237	20,176	59.5	鳥取県
692	1,029	60.4	14,819	22,020	68.3	15,511	23,049	67.9	島根県
2,046	1,080	63.3	45,700	24,130	74.9	47,746	25,211	74.3	岡山県
4,135	1,470	86.2	78,148	27,786	86.2	82,283	29,256	86.2	広島県
1,587	1,170	68.6	33,546	24,736	76.7	35,133	25,907	76.3	山口県
559	761	44.6	17,983	24,465	75.9	18,543	25,226	74.3	徳島県
911	935	54.8	27,971	28,720	89.1	28,882	29,656	87.4	香川県
1,344	991	58.1	32,780	24,168	75.0	34,124	25,159	74.1	愛媛県
833	1,187	69.6	11,702	16,680	51.7	12,534	17,867	52.6	高知県
7,362	1,437	84.3	138,888	27,104	84.1	146,250	28,541	84.1	福岡県
966	1,181	69.3	18,020	22,023	68.3	18,986	23,203	68.4	佐賀県
1,385	1,036	60.8	23,461	17,560	54.5	24,846	18,597	54.8	長崎県
1,886	1,072	62.9	33,480	19,035	59.1	35,365	20,107	59.2	熊本県
1,073	939	55.1	22,484	19,692	61.1	23,556	20,631	60.8	大分県
1,180	1,086	63.7	19,355	17,800	55.2	20,536	18,886	55.7	宮崎県
1,387	857	50.3	26,664	16,481	51.1	28,051	17,338	51.1	鹿児島県
1,989	1,339	78.5	28,252	19,019	59.0	30,240	20,357	60.0	沖縄県
215,970	1,705	100.0	4,082,286	32,232	100.0	4,298,256	33,937	100.0	合計

所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

- 5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
- 6 軽油引取税については、旧法による税（目的税分）を含む。
- 7 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）（令和2年度）

都道府県	地方消費税			不動産取得税			道府県たばこ税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	246,610	47,164	110.1	15,882	3,037	102.7	6,767	1,294	122.8
青森県	56,703	45,000	105.1	2,045	1,623	54.9	1,557	1,236	117.3
岩手県	55,539	45,479	106.2	2,596	2,126	71.9	1,350	1,106	104.9
宮城県	102,493	44,911	104.9	5,800	2,541	86.0	2,643	1,158	109.9
秋田県	45,191	46,512	108.6	1,578	1,624	54.9	1,045	1,076	102.1
山形県	49,498	46,259	108.0	2,116	1,978	66.9	1,047	979	92.9
福島県	88,755	47,647	111.3	4,071	2,185	73.9	2,338	1,255	119.1
茨城県	123,040	42,315	98.8	6,013	2,068	70.0	3,334	1,147	108.8
栃木県	88,618	45,319	105.8	4,710	2,409	81.5	2,176	1,113	105.6
群馬県	89,652	45,783	106.9	4,836	2,470	83.6	2,098	1,071	101.6
埼玉県	296,325	40,077	93.6	18,426	2,492	84.3	7,400	1,001	95.0
千葉県	261,854	41,414	96.7	16,612	2,627	88.9	6,434	1,018	96.6
東京都	587,644	42,449	99.1	72,895	5,266	178.1	14,923	1,078	102.3
神奈川県	369,527	40,078	93.6	25,128	2,725	92.2	8,710	945	89.7
新潟県	101,446	45,834	107.0	4,749	2,145	72.6	2,225	1,005	95.4
富山県	48,593	46,380	108.3	2,595	2,477	83.8	1,042	994	94.3
石川県	52,692	46,521	108.6	2,767	2,443	82.6	1,166	1,030	97.7
福井県	34,484	44,519	104.0	1,595	2,060	69.7	811	1,047	99.3
山梨県	37,063	45,138	105.4	2,017	2,456	83.1	906	1,104	104.7
長野県	95,609	46,138	107.7	4,303	2,077	70.3	1,958	945	89.7
岐阜県	88,856	44,057	102.9	4,860	2,410	81.5	1,885	934	88.6
静岡県	163,220	44,277	103.4	10,712	2,906	98.3	3,698	1,003	95.2
愛知県	323,749	42,830	100.0	26,104	3,453	116.8	7,537	997	94.6
三重県	77,523	43,050	100.5	4,652	2,584	87.4	1,846	1,025	97.2
滋賀県	58,487	41,220	96.3	3,843	2,708	91.6	1,383	975	92.5
京都府	107,467	42,467	99.2	8,595	3,396	114.9	2,393	946	89.8
大阪府	368,491	41,687	97.3	32,703	3,700	125.2	10,434	1,180	112.0
兵庫県	224,733	40,686	95.0	15,072	2,729	92.3	5,109	925	87.8
奈良県	51,805	38,518	89.9	2,114	1,572	53.2	1,127	838	79.5
和歌山県	39,899	42,232	98.6	1,861	1,970	66.6	1,029	1,089	103.3
鳥取県	24,394	43,798	102.3	859	1,543	52.2	555	996	94.5
島根県	29,298	43,534	101.7	1,043	1,551	52.5	613	911	86.4
岡山県	80,763	42,644	99.6	4,851	2,562	86.7	1,924	1,016	96.4
広島県	120,412	42,813	100.0	8,150	2,898	98.0	2,780	988	93.7
山口県	55,468	40,901	95.5	2,438	1,798	60.8	1,368	1,009	95.7
徳島県	30,155	41,024	95.8	1,666	2,267	76.7	760	1,034	98.1
香川県	42,685	43,828	102.3	2,731	2,804	94.9	1,004	1,031	97.8
愛媛県	57,478	42,377	99.0	2,866	2,113	71.5	1,360	1,003	95.2
高知県	31,669	45,142	105.4	1,126	1,605	54.3	775	1,105	104.8
福岡県	218,213	42,584	99.4	17,712	3,456	116.9	5,818	1,135	107.7
佐賀県	35,373	43,230	101.0	1,806	2,208	74.7	953	1,164	110.4
長崎県	59,078	44,219	103.3	2,211	1,655	56.0	1,445	1,082	102.7
熊本県	76,896	43,720	102.1	3,572	2,031	68.7	1,891	1,075	102.0
大分県	49,554	43,400	101.3	2,212	1,937	65.5	1,223	1,072	101.7
宮崎県	48,792	44,872	104.8	2,188	2,012	68.1	1,206	1,109	105.2
鹿児島県	69,866	43,184	100.8	3,617	2,236	75.6	1,682	1,040	98.7
沖縄県	58,093	39,107	91.3	4,030	2,713	91.8	1,728	1,163	110.3
合計	5,423,752	42,823	100.0	374,327	2,956	100.0	133,459	1,054	100.0

ゴルフ場利用税			軽油引取税			鉱区税			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
1,313	251	80.7	54,556	10,434	145.2	37	7	233.3	北海道
132	105	33.8	13,262	10,524	146.5	2	2	66.7	青森県
244	200	64.3	15,191	12,439	173.1	19	15	500.0	岩手県
638	280	90.0	25,317	11,094	154.4	2	1	33.3	宮城県
145	150	48.2	9,246	9,516	132.4	9	9	300.0	秋田県
108	101	32.5	9,234	8,630	120.1	2	2	66.7	山形県
514	276	88.7	26,515	14,234	198.1	10	6	200.0	福島県
2,307	794	255.3	32,039	11,019	153.3	4	1	33.3	茨城県
1,987	1,016	326.7	21,274	10,880	151.4	8	4	133.3	栃木県
997	509	163.7	16,962	8,662	120.5	2	1	33.3	群馬県
1,849	250	80.4	49,689	6,720	93.5	5	1	33.3	埼玉県
3,850	609	195.8	38,654	6,113	85.1	41	6	200.0	千葉県
550	40	12.9	35,378	2,556	35.6	2	0	0.0	東京都
1,353	147	47.3	38,478	4,173	58.1	0	0	0.0	神奈川県
460	208	66.9	22,750	10,278	143.0	33	15	500.0	新潟県
249	238	76.5	10,503	10,025	139.5	1	1	33.3	富山県
468	413	132.8	9,421	8,318	115.8	0	0	0.0	石川県
214	277	89.1	7,793	10,060	140.0	2	3	100.0	福井県
690	840	270.1	6,852	8,345	116.1	0	0	0.0	山梨県
674	325	104.5	17,399	8,396	116.8	3	1	33.3	長野県
1,464	726	233.4	15,891	7,879	109.6	17	8	266.7	岐阜県
2,159	586	188.4	36,608	9,931	138.2	4	1	33.3	静岡県
1,327	176	56.6	56,602	7,488	104.2	2	0	0.0	愛知県
1,574	874	281.0	20,421	11,340	157.8	3	2	66.7	三重県
949	669	215.1	12,526	8,828	122.8	7	5	166.7	滋賀県
708	280	90.0	13,494	5,332	74.2	1	0	0.0	京都府
1,254	142	45.7	44,356	5,018	69.8	0	0	0.0	大阪府
3,260	590	189.7	39,048	7,069	98.4	10	2	66.7	兵庫県
820	609	195.8	6,472	4,812	67.0	1	1	33.3	奈良県
303	320	102.9	5,951	6,299	87.7	0	0	0.0	和歌山県
88	159	51.1	4,646	8,341	116.1	1	1	33.3	鳥取県
89	132	42.4	5,178	7,694	107.1	1	2	66.7	島根県
627	331	106.4	19,051	10,059	140.0	11	6	200.0	岡山県
662	235	75.6	22,510	8,004	111.4	4	2	66.7	広島県
424	312	100.3	13,209	9,740	135.5	10	7	233.3	山口県
234	318	102.3	5,509	7,495	104.3	1	2	66.7	徳島県
328	337	108.4	9,084	9,327	129.8	0	0	0.0	香川県
333	245	78.8	10,113	7,456	103.8	3	2	66.7	愛媛県
211	301	96.8	4,527	6,453	89.8	7	11	366.7	高知県
954	186	59.8	37,080	7,236	100.7	4	1	33.3	福岡県
280	342	110.0	8,949	10,937	152.2	0	0	0.0	佐賀県
269	201	64.6	6,836	5,117	71.2	4	3	100.0	長崎県
521	296	95.2	14,605	8,304	115.6	10	5	166.7	熊本県
325	285	91.6	8,703	7,622	106.1	12	10	333.3	大分県
348	320	102.9	8,843	8,133	113.2	7	7	233.3	宮崎県
371	230	74.0	12,158	7,515	104.6	9	6	200.0	鹿児島県
738	497	159.8	7,267	4,892	68.1	7	5	166.7	沖縄県
39,361	311	100.0	910,147	7,186	100.0	319	3	100.0	合計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）（令和2年度）

都道府県	自動車税								
	環境性能割			種別割			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	4,253	813	110.5	75,735	14,484	119.9	79,988	15,298	119.3
青森県	875	695	94.4	16,394	13,010	107.7	17,269	13,705	106.9
岩手県	838	686	93.2	17,578	14,394	119.1	18,416	15,080	117.6
宮城県	1,651	723	98.2	32,833	14,387	119.1	34,484	15,110	117.9
秋田県	683	703	95.5	13,332	13,722	113.6	14,015	14,425	112.5
山形県	757	707	96.1	15,901	14,861	123.0	16,658	15,568	121.5
福島県	1,362	731	99.3	30,259	16,244	134.5	31,621	16,975	132.4
茨城県	2,319	797	108.3	49,953	17,180	142.2	52,272	17,977	140.2
栃木県	1,585	810	110.1	34,678	17,734	146.8	36,263	18,545	144.7
群馬県	1,788	913	124.0	33,854	17,288	143.1	35,642	18,202	142.0
埼玉県	5,252	710	96.5	84,558	11,436	94.7	89,810	12,147	94.8
千葉県	4,298	680	92.4	74,062	11,713	97.0	78,360	12,393	96.7
東京都	9,109	658	89.4	101,663	7,344	60.8	110,773	8,002	62.4
神奈川県	6,306	684	92.9	89,743	9,733	80.6	96,049	10,417	81.3
新潟県	1,473	665	90.4	31,222	14,106	116.8	32,695	14,772	115.2
富山県	780	744	101.1	16,778	16,013	132.5	17,557	16,758	130.7
石川県	955	843	114.5	17,602	15,541	128.6	18,557	16,384	127.8
福井県	680	877	119.2	12,055	15,562	128.8	12,734	16,440	128.3
山梨県	649	791	107.5	12,845	15,643	129.5	13,494	16,434	128.2
長野県	1,591	768	104.3	31,242	15,077	124.8	32,833	15,844	123.6
岐阜県	1,811	898	122.0	31,430	15,583	129.0	33,241	16,481	128.6
静岡県	2,929	795	108.0	53,379	14,480	119.9	56,309	15,275	119.2
愛知県	8,495	1,124	152.7	115,449	15,273	126.4	123,944	16,397	127.9
三重県	1,704	946	128.5	27,261	15,138	125.3	28,964	16,085	125.5
滋賀県	1,142	805	109.4	18,069	12,734	105.4	19,211	13,539	105.6
京都府	1,857	734	99.7	24,817	9,807	81.2	26,674	10,540	82.2
大阪府	6,244	706	95.9	77,627	8,782	72.7	83,871	9,488	74.0
兵庫県	3,954	716	97.3	60,886	11,023	91.2	64,840	11,739	91.6
奈良県	883	656	89.1	14,969	11,129	92.1	15,851	11,786	91.9
和歌山県	655	694	94.3	11,040	11,685	96.7	11,695	12,379	96.6
鳥取県	372	668	90.8	6,956	12,489	103.4	7,328	13,157	102.6
島根県	429	638	86.7	8,052	11,965	99.0	8,481	12,603	98.3
岡山県	1,373	725	98.5	25,584	13,509	111.8	26,957	14,234	111.0
広島県	2,242	797	108.3	33,151	11,787	97.6	35,393	12,584	98.2
山口県	1,062	783	106.4	17,675	13,034	107.9	18,737	13,817	107.8
徳島県	479	652	88.6	10,030	13,646	113.0	10,510	14,297	111.5
香川県	620	636	86.4	12,967	13,314	110.2	13,587	13,950	108.8
愛媛県	802	591	80.3	15,559	11,471	95.0	16,361	12,063	94.1
高知県	383	546	74.2	7,695	10,969	90.8	8,078	11,515	89.8
福岡県	3,816	745	101.2	59,847	11,679	96.7	63,663	12,424	96.9
佐賀県	458	560	76.1	10,315	12,606	104.3	10,772	13,165	102.7
長崎県	590	441	59.9	12,839	9,610	79.5	13,429	10,052	78.4
熊本県	1,112	632	85.9	21,949	12,479	103.3	23,061	13,112	102.3
大分県	680	595	80.8	14,122	12,369	102.4	14,802	12,964	101.1
宮崎県	635	584	79.3	13,316	12,246	101.4	13,951	12,830	100.1
鹿児島県	808	499	67.8	17,825	11,018	91.2	18,633	11,517	89.9
沖縄県	491	331	45.0	15,079	10,151	84.0	15,570	10,482	81.8
合計	93,230	736	100.0	1,530,173	12,081	100.0	1,623,403	12,818	100.0

道府県固定資産税			狩猟税			その他の道府県税			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
400	77	104.1	41	8	133.3	1,741	333	79.7	北海道
925	734	991.9	5	4	66.7	19,347	15,354	3,673.2	青森県
-	-	-	13	11	183.3	92	75	17.9	岩手県
-	-	-	12	5	83.3	580	254	60.8	宮城県
-	-	-	1	1	16.7	230	236	56.5	秋田県
-	-	-	5	4	66.7	148	139	33.3	山形県
5,403	2,901	3,920.3	14	8	133.3	438	235	56.2	福島県
-	-	-	38	13	216.7	1,230	423	101.2	茨城県
-	-	-	23	12	200.0	0	0	0.0	栃木県
-	-	-	18	9	150.0	-	-	-	群馬県
-	-	-	20	3	50.0	-	-	-	埼玉県
-	-	-	30	5	83.3	0	0	0.0	千葉県
-	-	-	4	0	0.0	90	6	1.4	東京都
-	-	-	15	2	33.3	-	-	-	神奈川県
-	-	-	12	5	83.3	4,875	2,203	527.0	新潟県
-	-	-	6	6	100.0	-	-	-	富山県
-	-	-	11	10	166.7	770	680	162.7	石川県
-	-	-	9	12	200.0	9,162	11,829	2,829.9	福井県
-	-	-	12	15	250.0	-	-	-	山梨県
279	135	182.4	14	7	116.7	-	-	-	長野県
-	-	-	13	6	100.0	3	1	0.2	岐阜県
-	-	-	36	10	166.7	1,241	337	80.6	静岡県
2,250	298	402.7	10	1	16.7	449	59	14.1	愛知県
-	-	-	21	12	200.0	558	310	74.2	三重県
-	-	-	13	9	150.0	32	22	5.3	滋賀県
-	-	-	19	7	116.7	156	62	14.8	京都府
125	14	18.9	8	1	16.7	273	31	7.4	大阪府
-	-	-	35	6	100.0	-	-	-	兵庫県
-	-	-	12	9	150.0	127	94	22.5	奈良県
-	-	-	15	16	266.7	-	-	-	和歌山県
-	-	-	6	12	200.0	8	15	3.6	鳥取県
-	-	-	12	18	300.0	908	1,350	323.0	島根県
-	-	-	17	9	150.0	534	282	67.5	岡山県
-	-	-	24	9	150.0	602	214	51.2	広島県
-	-	-	12	9	150.0	207	153	36.6	山口県
-	-	-	13	18	300.0	0	0	0.0	徳島県
-	-	-	4	4	66.7	-	-	-	香川県
-	-	-	24	18	300.0	1,482	1,092	261.2	愛媛県
-	-	-	21	29	483.3	-	-	-	高知県
-	-	-	18	4	66.7	803	157	37.6	福岡県
-	-	-	9	11	183.3	2,770	3,385	809.8	佐賀県
-	-	-	9	7	116.7	90	67	16.0	長崎県
-	-	-	19	11	183.3	99	56	13.4	熊本県
-	-	-	23	20	333.3	407	356	85.2	大分県
-	-	-	23	21	350.0	246	226	54.1	宮崎県
-	-	-	25	16	266.7	2,340	1,446	345.9	鹿児島県
-	-	-	3	2	33.3	942	634	151.7	沖縄県
9,383	74	100.0	748	6	100.0	52,982	418	100.0	合計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）（令和2年度）

都道府県	道府県税			地方交付税		
	A			B		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指 数	税額(円)		指 数	
北海道	688,657	131,706	90.8	615,432	117,702	167.9
青森県	172,606	136,981	94.5	223,763	177,580	253.3
岩手県	160,294	131,259	90.5	282,983	231,724	330.6
宮城県	320,244	140,328	96.8	196,550	86,127	122.9
秋田県	119,240	122,725	84.6	196,982	202,739	289.2
山形県	136,461	127,531	87.9	180,031	168,250	240.0
福島県	284,433	152,693	105.3	290,860	156,143	222.8
茨城県	429,513	147,717	101.9	190,961	65,675	93.7
栃木県	291,503	149,076	102.8	131,214	67,104	95.7
群馬県	285,246	145,668	100.4	131,080	66,939	95.5
埼玉県	932,703	126,146	87.0	217,895	29,470	42
千葉県	835,193	132,090	91.1	189,788	30,016	42.8
東京都	3,137,100	226,611	156.3	-	-	-
神奈川県	1,182,720	128,274	88.4	120,996	13,123	18.7
新潟県	293,712	132,700	91.5	244,771	110,588	157.8
富山県	156,210	149,096	102.8	133,878	127,781	182.3
石川県	169,068	149,267	102.9	125,944	111,194	158.6
福井県	128,218	165,529	114.1	129,650	167,377	238.8
山梨県	115,071	140,144	96.6	138,046	168,124	239.8
長野県	283,369	136,747	94.3	206,796	99,795	142.4
岐阜県	277,563	137,621	94.9	177,882	88,197	125.8
静岡県	525,887	142,659	98.4	156,943	42,574	60.7
愛知県	1,216,710	160,964	111.0	97,711	12,927	18.4
三重県	268,278	148,981	102.7	143,082	79,457	113.4
滋賀県	199,570	140,653	97.0	118,811	83,736	119.5
京都府	326,774	129,129	89.0	168,425	66,555	94.9
大阪府	1,274,820	144,218	99.4	259,382	29,343	41.9
兵庫県	725,170	131,285	90.5	302,625	54,787	78
奈良県	155,400	115,543	79.7	159,594	118,662	169.3
和歌山県	113,461	120,097	82.8	175,153	185,396	264.5
鳥取県	67,669	121,497	83.8	138,882	249,357	355.7
島根県	84,462	125,505	86.5	186,347	276,899	395.0
岡山県	244,116	128,898	88.9	162,540	85,824	122.4
広島県	371,874	132,223	91.2	177,414	63,081	90.0
山口県	178,781	131,830	90.9	175,707	129,563	184.8
徳島県	94,867	129,058	89.0	153,839	209,285	298.6
香川県	137,696	141,383	97.5	116,150	119,260	170.1
愛媛県	172,230	126,981	87.6	170,401	125,632	179.2
高知県	82,496	117,594	81.1	176,809	252,033	359.5
福岡県	649,092	126,670	87.3	262,944	51,314	73.2
佐賀県	107,201	131,012	90.3	148,702	181,732	259.3
長崎県	150,910	112,954	77.9	224,911	168,344	240.2
熊本県	202,116	114,916	79.2	220,277	125,242	178.7
大分県	139,014	121,752	83.9	175,242	153,481	219.0
宮崎県	129,313	118,922	82.0	186,821	171,809	245.1
鹿児島県	185,972	114,950	79.3	279,643	172,848	246.6
沖縄県	165,662	111,520	76.9	214,200	144,195	205.7
合 計	18,368,664	145,030	100.0	8,878,057	70,097	100.0

地方譲与税 C			合 計 A+B+C			都道府県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
89,136	17,047	119.9	1,393,226	266,456	116.2	北海道
21,322	16,921	119.1	417,690	331,483	144.5	青森県
21,727	17,792	125.2	465,004	380,774	166.0	岩手県
35,669	15,630	110.0	552,463	242,085	105.6	宮城県
17,289	17,794	125.2	333,511	343,258	149.7	秋田県
18,842	17,610	123.9	335,334	313,391	136.6	山形県
31,514	16,918	119.0	606,807	325,754	142.0	福島県
45,429	15,624	109.9	665,903	229,015	99.9	茨城県
31,175	15,943	112.2	453,892	232,122	101.2	栃木県
30,878	15,769	111.0	447,204	228,377	99.6	群馬県
107,486	14,537	102.3	1,258,084	170,153	74.2	埼玉県
92,364	14,608	102.8	1,117,344	176,714	77.1	千葉県
47,301	3,417	24.0	3,184,401	230,028	100.3	東京都
132,264	14,345	100.9	1,435,980	155,742	67.9	神奈川県
36,976	16,706	117.5	575,459	259,994	113.4	新潟県
17,254	16,469	115.9	307,342	293,345	127.9	富山県
18,520	16,351	115.1	313,533	276,812	120.7	石川県
12,894	16,646	117.1	270,761	349,552	152.4	福井県
13,355	16,265	114.4	266,472	324,533	141.5	山梨県
33,746	16,285	114.6	523,911	252,826	110.2	長野県
32,392	16,060	113.0	487,837	241,878	105.5	岐阜県
55,429	15,036	105.8	738,260	200,269	87.3	静岡県
111,669	14,773	103.9	1,426,090	188,664	82.3	愛知県
28,744	15,962	112.3	440,104	244,400	106.6	三重県
22,015	15,515	109.2	340,396	239,904	104.6	滋賀県
38,954	15,393	108.3	534,153	211,077	92.0	京都府
129,287	14,626	102.9	1,663,489	188,187	82.1	大阪府
82,971	15,021	105.7	1,110,766	201,094	87.7	兵庫県
21,108	15,694	110.4	336,102	249,899	109.0	奈良県
15,906	16,836	118.5	304,520	322,329	140.5	和歌山県
9,870	17,722	124.7	216,421	388,576	169.4	鳥取県
12,264	18,223	128.2	283,073	420,627	183.4	島根県
30,098	15,892	111.8	436,754	230,614	100.6	岡山県
43,796	15,572	109.6	593,084	210,876	91.9	広島県
22,775	16,794	118.2	377,262	278,187	121.3	山口県
12,523	17,036	119.9	261,229	355,380	155.0	徳島県
15,400	15,812	111.3	269,246	276,456	120.5	香川県
22,432	16,539	116.4	365,063	269,152	117.4	愛媛県
12,615	17,982	126.5	271,920	387,609	169.0	高知県
76,237	14,878	104.7	988,273	192,862	84.1	福岡県
13,324	16,284	114.6	269,227	329,028	143.5	佐賀県
21,495	16,089	113.2	397,316	297,387	129.7	長崎県
28,167	16,015	112.7	450,560	256,173	111.7	熊本県
19,241	16,852	118.6	333,498	292,085	127.4	大分県
18,137	16,679	117.4	334,270	307,411	134.0	宮崎県
26,880	16,614	116.9	492,495	304,413	132.7	鹿児島県
21,125	14,221	100.1	400,987	269,937	117.7	沖縄県
1,799,994	14,212	100.0	29,046,715	229,339	100.0	合 計

21 市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）（令和2年度）

都道府県	市 町 村 民 税					
	個 人			法 人		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指 数	税額(円)		指 数	
北海道	295,857	56,583	85.0	55,233	10,563	73.8
青森県	51,534	40,898	61.5	9,251	7,342	51.3
岩手県	54,762	44,842	67.4	11,107	9,095	63.6
宮城県	145,113	63,587	95.6	30,537	13,381	93.5
秋田県	39,111	40,254	60.5	7,532	7,752	54.2
山形県	48,113	44,964	67.6	9,256	8,650	60.4
福島県	90,785	48,737	73.3	18,883	10,137	70.8
茨城県	161,344	55,489	83.4	31,825	10,945	76.5
栃木県	108,759	55,620	83.6	22,712	11,615	81.2
群馬県	104,869	53,554	80.5	24,827	12,678	88.6
埼玉県	507,516	68,640	103.2	66,649	9,014	63.0
千葉県	444,866	70,358	105.7	56,627	8,956	62.6
東京都	1,387,288	100,212	150.6	528,572	38,182	266.8
神奈川県	867,537	94,090	141.4	102,951	11,166	78.0
新潟県	118,899	53,719	80.7	23,321	10,536	73.6
富山県	57,685	55,058	82.8	11,887	11,346	79.3
石川県	63,114	55,722	83.8	14,709	12,986	90.7
福井県	42,633	55,039	82.7	10,488	13,540	94.6
山梨県	43,524	53,007	79.7	8,353	10,173	71.1
長野県	106,635	51,459	77.3	19,859	9,584	67.0
岐阜県	108,961	54,025	81.2	17,770	8,811	61.6
静岡県	247,518	67,145	100.9	38,820	10,531	73.6
愛知県	580,626	76,814	115.5	123,693	16,364	114.3
三重県	101,397	56,308	84.6	17,135	9,516	66.5
滋賀県	80,270	56,572	85.0	15,858	11,176	78.1
京都府	175,382	69,304	104.2	36,100	14,265	99.7
大阪府	589,758	66,718	100.3	165,596	18,734	130.9
兵庫県	365,019	66,083	99.3	56,654	10,257	71.7
奈良県	73,103	54,354	81.7	8,504	6,323	44.2
和歌山県	43,330	45,865	68.9	7,618	8,064	56.3
鳥取県	24,179	43,413	65.3	4,666	8,377	58.5
島根県	30,645	45,537	68.4	6,609	9,821	68.6
岡山県	109,757	57,954	87.1	20,407	10,775	75.3
広島県	186,044	66,150	99.4	34,347	12,212	85.3
山口県	67,326	49,645	74.6	14,031	10,346	72.3
徳島県	34,355	46,736	70.2	8,152	11,090	77.5
香川県	49,558	50,885	76.5	12,505	12,839	89.7
愛媛県	61,547	45,377	68.2	14,256	10,511	73.4
高知県	30,931	44,091	66.3	5,455	7,776	54.3
福岡県	317,852	62,029	93.2	65,849	12,850	89.8
佐賀県	36,194	44,234	66.5	7,489	9,153	64.0
長崎県	57,450	43,001	64.6	9,621	7,201	50.3
熊本県	90,347	51,368	77.2	16,087	9,146	63.9
大分県	50,639	44,351	66.7	9,945	8,710	60.9
宮崎県	44,582	40,999	61.6	8,084	7,435	52.0
鹿児島県	66,106	40,860	61.4	11,777	7,279	50.9
沖縄県	63,862	42,991	64.6	10,988	7,397	51.7
合 計	8,426,682	66,533	100.0	1,812,592	14,311	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
計			土 地			
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
351,090	67,146	83.1	67,525	12,914	47.0	北 海 道
60,785	48,239	59.7	17,978	14,268	51.9	青 森 県
65,869	53,938	66.7	20,332	16,649	60.6	岩 手 県
175,650	76,968	95.2	46,604	20,422	74.3	宮 城 県
46,643	48,007	59.4	13,312	13,701	49.9	秋 田 県
57,368	53,615	66.3	18,057	16,875	61.4	山 形 県
109,669	58,874	72.8	35,684	19,157	69.7	福 島 県
193,168	66,434	82.2	58,656	20,173	73.4	茨 城 県
131,471	67,235	83.2	44,793	22,907	83.4	栃 木 県
129,696	66,233	81.9	43,849	22,393	81.5	群 馬 県
574,165	77,654	96.1	197,564	26,720	97.3	埼 玉 県
501,493	79,314	98.1	144,942	22,923	83.4	千 葉 県
1,915,860	138,394	171.2	821,552	59,346	216.0	東 京 都
970,488	105,256	130.2	283,408	30,738	111.9	神 奈 川 県
142,220	64,255	79.5	43,766	19,773	72.0	新 潟 県
69,572	66,404	82.1	22,831	21,792	79.3	富 山 県
77,823	68,708	85.0	24,155	21,326	77.6	石 川 県
53,121	68,579	84.8	16,437	21,220	77.2	福 井 県
51,877	63,180	78.2	17,156	20,894	76.1	山 梨 県
126,494	61,043	75.5	41,503	20,028	72.9	長 野 県
126,731	62,835	77.7	46,375	22,994	83.7	岐 阜 県
286,337	77,675	96.1	102,348	27,764	101.1	静 岡 県
704,319	93,178	115.3	258,963	34,259	124.7	愛 知 県
118,533	65,824	81.4	37,196	20,656	75.2	三 重 県
96,127	67,748	83.8	30,142	21,243	77.3	滋 賀 県
211,481	83,569	103.4	74,296	29,359	106.9	京 都 府
755,354	85,452	105.7	267,081	30,214	110.0	大 阪 府
421,673	76,340	94.4	136,488	24,710	89.9	兵 庫 県
81,607	60,677	75.1	28,252	21,006	76.5	奈 良 県
50,949	53,928	66.7	18,210	19,275	70.2	和 歌 山 県
28,845	51,790	64.1	9,380	16,841	61.3	鳥 取 県
37,254	55,357	68.5	11,771	17,491	63.7	鳥 根 県
130,164	68,729	85.0	41,984	22,168	80.7	岡 山 県
220,391	78,362	96.9	66,090	23,499	85.5	広 島 県
81,357	59,992	74.2	24,515	18,077	65.8	山 口 県
42,506	57,826	71.5	15,001	20,407	74.3	徳 島 県
62,063	63,724	78.8	18,309	18,799	68.4	香 川 県
75,804	55,888	69.1	30,242	22,297	81.2	愛 媛 県
36,386	51,867	64.2	13,260	18,901	68.8	高 知 県
383,700	74,879	92.6	111,429	21,745	79.2	福 岡 県
43,684	53,387	66.0	13,657	16,691	60.8	佐 賀 県
67,071	50,202	62.1	17,545	13,132	47.8	長 崎 県
106,434	60,515	74.9	29,638	16,851	61.3	熊 本 県
60,584	53,061	65.6	19,545	17,118	62.3	大 分 県
52,666	48,434	59.9	17,942	16,500	60.1	宮 崎 県
77,882	48,139	59.5	26,469	16,360	59.6	鹿 児 島 県
74,850	50,387	62.3	33,082	22,270	81.1	沖 縄 県
10,239,274	80,844	100.0	3,479,313	27,471	100.0	合 計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）（令和2年度）

都道府県	固定資産税					
	家屋			償却資産		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指数	税額(円)		指数	
北海道	165,150	31,585	99.0	62,048	11,867	84.7
青森県	35,573	28,231	88.5	19,289	15,308	109.3
岩手県	32,169	26,342	82.6	18,496	15,146	108.1
宮城県	68,954	30,215	94.7	32,410	14,202	101.4
秋田県	25,850	26,606	83.4	12,974	13,354	95.3
山形県	29,044	27,143	85.1	14,068	13,147	93.9
福島県	50,544	27,134	85.1	38,103	20,455	146.0
茨城県	91,088	31,327	98.2	53,771	18,493	132.0
栃木県	63,130	32,285	101.2	36,372	18,601	132.8
群馬県	59,933	30,606	95.9	36,199	18,486	132.0
埼玉県	202,518	27,390	85.9	65,816	8,901	63.6
千葉県	186,358	29,474	92.4	87,734	13,876	99.1
東京都	583,992	42,185	132.2	178,935	12,926	92.3
神奈川県	294,762	31,969	100.2	104,424	11,326	80.9
新潟県	68,522	30,958	97.0	39,660	17,918	127.9
富山県	36,475	34,814	109.1	23,012	21,964	156.8
石川県	36,237	31,993	100.3	16,589	14,647	104.6
福井県	25,801	33,309	104.4	17,913	23,126	165.1
山梨県	25,517	31,077	97.4	14,722	17,930	128.0
長野県	62,305	30,067	94.3	30,883	14,903	106.4
岐阜県	59,883	29,691	93.1	33,260	16,491	117.7
静岡県	122,262	33,166	104.0	63,780	17,302	123.5
愛知県	266,695	35,282	110.6	123,685	16,363	116.8
三重県	54,561	30,299	95.0	52,342	29,066	207.5
滋賀県	45,708	32,214	101.0	24,449	17,231	123.0
京都府	76,648	30,288	94.9	27,604	10,908	77.9
大阪府	310,413	35,116	110.1	92,645	10,481	74.8
兵庫県	176,605	31,973	100.2	74,540	13,495	96.4
奈良県	30,300	22,528	70.6	10,960	8,149	58.2
和歌山県	24,412	25,840	81.0	14,202	15,032	107.3
鳥取県	15,263	27,405	85.9	6,582	11,818	84.4
島根県	18,284	27,169	85.2	11,074	16,456	117.5
岡山県	53,312	28,150	88.2	34,302	18,112	129.3
広島県	83,176	29,574	92.7	45,393	16,140	115.2
山口県	37,345	27,538	86.3	26,501	19,541	139.5
徳島県	21,801	29,658	93.0	10,686	14,538	103.8
香川県	30,680	31,502	98.8	11,940	12,260	87.5
愛媛県	39,062	28,800	90.3	19,317	14,242	101.7
高知県	18,152	25,876	81.1	7,245	10,327	73.7
福岡県	159,367	31,100	97.5	57,686	11,257	80.4
佐賀県	22,045	26,942	84.5	13,054	15,953	113.9
長崎県	34,495	25,819	80.9	15,053	11,267	80.4
熊本県	46,802	26,610	83.4	22,789	12,957	92.5
大分県	32,121	28,133	88.2	20,196	17,688	126.3
宮崎県	28,629	26,328	82.5	16,482	15,158	108.2
鹿児島県	43,332	26,783	84.0	23,218	14,351	102.5
沖縄県	45,028	30,312	95.0	11,538	7,767	55.5
合計	4,040,303	31,900	100.0	1,773,944	14,006	100.0

固 定 資 産 税						都 道 府 県
交 付 金			計			
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
3,004	575	84.2	297,727	56,941	76.9	北 海 道
894	709	103.8	73,735	58,517	79.0	青 森 県
1,569	1,285	188.1	72,567	59,422	80.2	岩 手 県
1,225	537	78.6	149,193	65,375	88.3	宮 城 県
1,617	1,664	243.6	53,754	55,325	74.7	秋 田 県
985	921	134.8	62,154	58,087	78.4	山 形 県
1,341	720	105.4	125,673	67,465	91.1	福 島 県
1,078	371	54.3	204,593	70,363	95.0	茨 城 県
1,337	684	100.1	145,631	74,476	100.6	栃 木 県
1,070	546	79.9	141,051	72,032	97.3	群 馬 県
3,118	422	61.8	469,017	63,433	85.7	埼 玉 県
1,897	300	43.9	420,931	66,573	89.9	千 葉 県
19,181	1,386	202.9	1,603,661	115,842	156.4	東 京 都
4,690	509	74.5	687,285	74,541	100.6	神 奈 川 県
1,047	473	69.3	152,994	69,123	93.3	新 潟 県
590	563	82.4	82,908	79,133	106.8	富 山 県
559	494	72.3	77,541	68,459	92.4	石 川 県
473	611	89.5	60,624	78,266	105.7	福 井 県
538	656	96.0	57,933	70,556	95.3	山 梨 県
1,368	660	96.6	136,059	65,659	88.7	長 野 県
333	165	24.2	139,852	69,341	93.6	岐 阜 県
1,392	378	55.3	289,782	78,610	106.1	静 岡 県
3,999	529	77.5	653,342	86,434	116.7	愛 知 県
308	171	25.0	144,407	80,192	108.3	三 重 県
276	194	28.4	100,575	70,883	95.7	滋 賀 県
680	269	39.4	179,228	70,824	95.6	京 都 府
6,502	736	107.8	676,641	76,547	103.4	大 阪 府
3,347	606	88.7	390,980	70,783	95.6	兵 庫 県
578	430	63.0	70,090	52,114	70.4	奈 良 県
323	341	49.9	57,146	60,488	81.7	和 歌 山 県
361	648	94.9	31,586	56,712	76.6	鳥 取 県
499	741	108.5	41,629	61,857	83.5	島 根 県
2,310	1,220	178.6	131,908	69,650	94.0	岡 山 県
1,350	480	70.3	196,008	69,692	94.1	広 島 県
943	695	101.8	89,305	65,852	88.9	山 口 県
450	612	89.6	47,938	65,216	88.1	徳 島 県
324	332	48.6	61,253	62,893	84.9	香 川 県
1,590	1,173	171.7	90,212	66,511	89.8	愛 媛 県
574	818	119.8	39,231	55,922	75.5	高 知 県
3,714	725	106.1	332,195	64,828	87.5	福 岡 県
322	393	57.5	49,079	59,980	81.0	佐 賀 県
1,309	980	143.5	68,403	51,199	69.1	長 崎 県
737	419	61.3	99,965	56,837	76.7	熊 本 県
471	412	60.3	72,333	63,351	85.5	大 分 県
1,044	960	140.6	64,097	58,946	79.6	宮 崎 県
1,948	1,204	176.3	94,967	58,699	79.3	鹿 児 島 県
3,242	2,183	319.6	92,890	62,532	84.4	沖 縄 県
86,512	683	100.0	9,380,072	74,060	100.0	合 計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その3）（令和2年度）

都道府県	軽自動車税								
	種別割			環境性能割			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指数	税額(円)		指数	税額(円)		指数	
北海道	10,725	81	98.8	425	2,051	94.4	11,150	2,132	94.6
青森県	3,970	144	175.6	181	3,151	145.1	4,151	3,294	146.1
岩手県	4,014	157	191.5	192	3,287	151.3	4,206	3,444	152.8
宮城県	5,526	84	102.4	191	2,421	111.5	5,717	2,505	111.1
秋田県	3,099	173	211.0	168	3,189	146.8	3,267	3,362	149.2
山形県	3,553	146	178.0	156	3,321	152.9	3,709	3,467	153.8
福島県	5,701	121	147.6	226	3,061	140.9	5,927	3,182	141.2
茨城県	8,189	84	102.4	243	2,816	129.7	8,432	2,900	128.7
栃木県	5,521	89	108.5	175	2,824	130.0	5,696	2,913	129.2
群馬県	6,110	110	134.1	215	3,120	143.6	6,325	3,230	143.3
埼玉県	12,408	63	76.8	466	1,678	77.3	12,874	1,741	77.2
千葉県	10,498	61	74.4	384	1,660	76.4	10,882	1,721	76.4
東京都	8,548	32	39.0	448	617	28.4	8,996	650	28.8
神奈川県	9,993	48	58.5	445	1,084	49.9	10,438	1,132	50.2
新潟県	7,189	121	147.6	267	3,248	149.5	7,457	3,369	149.5
富山県	3,172	99	120.7	104	3,027	139.4	3,276	3,127	139
石川県	3,035	105	128.0	119	2,679	123.3	3,153	2,784	123.5
福井県	2,382	123	150.0	95	3,075	141.6	2,477	3,198	141.9
山梨県	2,976	142	173.2	117	3,624	166.9	3,093	3,767	167.1
長野県	7,375	190	231.7	393	3,559	163.9	7,768	3,748	166.3
岐阜県	5,750	120	146.3	243	2,851	131.3	5,993	2,971	131.8
静岡県	10,613	110	134.1	404	2,879	132.6	11,017	2,989	132.6
愛知県	14,790	72	87.8	543	1,957	90.1	15,333	2,028	90.0
三重県	5,601	119	145.1	214	3,110	143.2	5,815	3,229	143.3
滋賀県	4,025	111	135.4	158	2,837	130.6	4,182	2,948	130.8
京都府	4,756	82	100.0	207	1,879	86.5	4,963	1,961	87.0
大阪府	10,886	50	61.0	440	1,232	56.7	11,327	1,281	56.8
兵庫県	9,810	67	81.7	369	1,776	81.8	10,180	1,843	81.8
奈良県	3,147	72	87.8	97	2,340	107.7	3,243	2,411	107.0
和歌山県	3,424	138	168.3	131	3,625	166.9	3,555	3,763	166.9
鳥取県	1,945	167	203.7	93	3,492	160.8	2,038	3,660	162.4
島根県	2,425	172	209.8	116	3,604	165.9	2,541	3,776	167.5
岡山県	6,254	121	147.6	230	3,302	152.0	6,484	3,424	151.9
広島県	7,243	96	117.1	269	2,575	118.6	7,512	2,671	118.5
山口県	4,110	110	134.1	149	3,031	139.5	4,259	3,141	139.4
徳島県	2,589	114	139.0	84	3,522	162.2	2,673	3,637	161.4
香川県	3,297	100	122.0	97	3,385	155.8	3,395	3,486	154.7
愛媛県	4,585	110	134.1	149	3,381	155.7	4,734	3,490	154.8
高知県	2,648	147	179.3	103	3,774	173.8	2,751	3,921	174.0
福岡県	11,503	67	81.7	343	2,245	103.4	11,846	2,312	102.6
佐賀県	2,883	108	131.7	89	3,524	162.2	2,972	3,632	161.1
長崎県	4,341	101	123.2	135	3,249	149.6	4,477	3,351	148.7
熊本県	5,746	114	139.0	201	3,267	150.4	5,947	3,381	150.0
大分県	3,767	105	128.0	120	3,299	151.9	3,886	3,404	151.0
宮崎県	3,903	109	132.9	118	3,590	165.3	4,022	3,698	164.1
鹿児島県	5,808	106	129.3	171	3,590	165.3	5,979	3,696	164.0
沖縄県	5,197	75	91.5	111	3,498	161.0	5,308	3,573	158.5
合計	275,032	82	100.0	10,393	2,172	100.0	285,425	2,254	100.0

市町村たばこ税			鉱産税			特別土地保有税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数			
41,426	7,923	122.8	105	20	142.9	20	4	400.0	北	海	道
9,533	7,566	117.3	14	11	78.6	-	-	-	青	森	県
8,264	6,767	104.9	11	9	64.3	0	0	0.0	岩	手	県
16,177	7,089	109.9	3	1	7.1	7	3	300.0	宮	城	県
6,397	6,584	102.1	49	51	364.3	-	-	-	秋	田	県
6,410	5,990	92.9	4	4	28.6	2	2	200.0	山	形	県
14,313	7,684	119.1	1	0	0.0	-	-	-	福	島	県
20,406	7,018	108.8	0	0	0.0	-	-	-	茨	城	県
13,307	6,805	105.5	22	11	78.6	0	0	0.0	栃	木	県
12,841	6,558	101.7	3	2	14.3	0	0	0.0	群	馬	県
45,298	6,126	95.0	29	4	28.6	-	-	-	埼	玉	県
39,383	6,229	96.6	62	10	71.4	3	0	0.0	千	葉	県
91,524	6,611	102.5	3	0	0.0	-	-	-	東	京	都
53,317	5,783	89.6	-	-	-	5	1	100.0	神	奈	川
13,617	6,152	95.4	848	383	2,735.7	0	0	0.0	新	潟	県
6,375	6,085	94.3	0	0	0.0	-	-	-	富	山	県
7,141	6,305	97.7	0	0	0.0	-	-	-	石	川	県
4,965	6,410	99.4	1	1	7.1	2	3	300.0	福	井	県
5,547	6,756	104.7	-	-	-	-	-	-	山	梨	県
11,986	5,784	89.7	0	0	0.0	-	-	-	長	野	県
11,535	5,719	88.7	8	4	28.6	-	-	-	岐	阜	県
22,636	6,141	95.2	0	0	0.0	0	0	0.0	静	岡	県
46,133	6,103	94.6	4	1	7.1	10	1	100.0	愛	知	県
11,302	6,276	97.3	9	5	35.7	0	0	0.0	三	重	県
8,464	5,965	92.5	7	5	35.7	-	-	-	滋	賀	県
14,649	5,789	89.7	0	0	0.0	-	-	-	京	都	府
63,861	7,225	112.0	-	-	-	-	-	-	大	阪	府
31,272	5,661	87.8	3	0	0.0	30	5	500.0	兵	庫	県
6,899	5,130	79.5	-	-	-	-	-	-	奈	良	県
6,300	6,668	103.4	-	-	-	-	-	-	和	歌	山
3,397	6,099	94.5	-	-	-	-	-	-	鳥	取	県
3,752	5,576	86.4	0	1	7.1	-	-	-	島	根	県
11,782	6,221	96.4	6	3	21.4	-	-	-	岡	山	県
17,015	6,050	93.8	0	0	0.0	-	-	-	広	島	県
8,373	6,174	95.7	57	42	300.0	2	1	100.0	山	口	県
4,645	6,319	98.0	2	3	21.4	-	-	-	徳	島	県
6,147	6,312	97.8	-	-	-	-	-	-	香	川	県
8,325	6,138	95.1	0	0	0.0	-	-	-	愛	媛	県
4,746	6,765	104.9	27	39	278.6	-	-	-	高	知	県
35,614	6,950	107.7	35	7	50.0	0	0	0.0	福	岡	県
5,831	7,126	110.5	-	-	-	-	-	-	佐	賀	県
8,847	6,622	102.7	2	1	7.1	-	-	-	長	崎	県
11,576	6,582	102.0	0	0	0.0	-	-	-	熊	本	県
7,489	6,559	101.7	47	41	292.9	-	-	-	大	分	県
7,385	6,791	105.3	-	-	-	-	-	-	宮	崎	県
10,297	6,365	98.7	376	233	1,664.3	-	-	-	鹿	児	島
10,567	7,113	110.3	58	39	278.6	-	-	-	沖	縄	県
817,068	6,451	100.0	1,802	14	100.0	82	1	100.0	合	計	

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その4）（令和2年度）

都道府県	入湯税			事業所税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	1,350	258	263.3	10,090	1,930	63.6
青森県	83	66	67.3	0	0	0.0
岩手県	290	238	242.9	-	-	-
宮城県	274	120	122.4	5,622	2,464	81.2
秋田県	354	364	371.4	1,513	1,558	51.3
山形県	320	299	305.1	-	-	-
福島県	393	211	215.3	4,346	2,333	76.8
茨城県	200	69	70.4	-	-	-
栃木県	467	239	243.9	3,554	1,817	59.8
群馬県	526	269	274.5	4,580	2,339	77.0
埼玉県	37	5	5.1	9,213	1,246	41.0
千葉県	215	34	34.7	11,377	1,799	59.3
東京都	179	13	13.3	114,430	8,266	272.3
神奈川県	544	59	60.2	34,235	3,713	122.3
新潟県	444	201	205.1	4,660	2,106	69.4
富山県	156	149	152.0	3,575	3,412	112.4
石川県	251	221	225.5	2,573	2,272	74.8
福井県	216	279	284.7	-	-	-
山梨県	368	448	457.1	-	-	-
長野県	710	343	350.0	2,054	991	32.6
岐阜県	356	177	180.6	1,586	787	25.9
静岡県	886	240	244.9	9,428	2,558	84.3
愛知県	145	19	19.4	32,540	4,305	141.8
三重県	325	180	183.7	3,703	2,056	67.7
滋賀県	128	91	92.9	1,453	1,024	33.7
京都府	141	56	57.1	7,260	2,869	94.5
大阪府	197	22	22.4	40,679	4,602	151.6
兵庫県	483	87	88.8	20,325	3,680	121.2
奈良県	41	31	31.6	988	735	24.2
和歌山県	242	256	261.2	2,248	2,379	78.4
鳥取県	96	173	176.5	-	-	-
島根県	113	168	171.4	-	-	-
岡山県	110	58	59.2	8,519	4,498	148.2
広島県	121	43	43.9	10,376	3,689	121.5
山口県	146	108	110.2	-	-	-
徳島県	27	37	37.8	-	-	-
香川県	71	73	74.5	2,241	2,301	75.8
愛媛県	93	69	70.4	1,927	1,421	46.8
高知県	35	50	51.0	1,133	1,615	53.2
福岡県	140	27	27.6	16,392	3,199	105.4
佐賀県	102	125	127.6	-	-	-
長崎県	134	100	102.0	1,775	1,328	43.7
熊本県	194	110	112.2	2,361	1,342	44.2
大分県	360	316	322.4	3,046	2,668	87.9
宮崎県	93	86	87.8	1,590	1,462	48.2
鹿児島県	145	90	91.8	2,016	1,246	41.0
沖縄県	54	36	36.7	1,051	708	23.3
合計	12,357	98	100.0	384,463	3,036	100.0

都市計画税			その他の市町村税			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
46,084	8,814	84.0	52	10	18.5	北海道
1,341	1,065	10.1	-	-	-	青森県
2,159	1,768	16.8	-	-	-	岩手県
21,576	9,454	90.1	1	0	0.0	宮城県
111	114	1.1	-	-	-	秋田県
7,477	6,988	66.6	-	-	-	山形県
10,048	5,394	51.4	-	-	-	福島県
17,274	5,941	56.6	-	-	-	茨城県
14,679	7,507	71.5	-	-	-	栃木県
12,100	6,179	58.9	-	-	-	群馬県
71,883	9,722	92.6	-	-	-	埼玉県
60,670	9,595	91.4	-	-	-	千葉県
307,794	22,234	211.8	567	41	75.9	東京都
131,882	14,304	136.3	5	1	1.9	神奈川県
12,975	5,862	55.8	661	299	553.7	新潟県
4,056	3,871	36.9	0	0	0.0	富山県
11,091	9,792	93.3	424	374	692.6	石川県
5,493	7,092	67.6	-	-	-	福井県
2,645	3,221	30.7	8	10	18.5	山梨県
12,669	6,114	58.2	-	-	-	長野県
16,543	8,202	78.1	24	12	22.2	岐阜県
40,873	11,088	105.6	527	143	264.8	静岡県
105,189	13,916	132.6	-	-	-	愛知県
10,749	5,969	56.9	-	-	-	三重県
9,984	7,036	67.0	-	-	-	滋賀県
31,800	12,566	119.7	1,290	510	944.4	京都府
135,609	15,341	146.1	322	36	66.7	大阪府
67,071	12,143	115.7	-	-	-	兵庫県
8,765	6,517	62.1	-	-	-	奈良県
6,214	6,578	62.7	-	-	-	和歌山県
529	950	9.0	-	-	-	鳥取県
1,359	2,019	19.2	-	-	-	島根県
15,676	8,277	78.8	-	-	-	岡山県
29,587	10,520	100.2	-	-	-	広島県
10,110	7,455	71.0	-	-	-	山口県
2,735	3,720	35.4	-	-	-	徳島県
423	435	4.1	-	-	-	香川県
1,302	960	9.1	331	244	451.9	愛媛県
-	-	-	0	0	0.0	高知県
44,807	8,744	83.3	1,625	317	587.0	福岡県
2,013	2,461	23.4	439	537	994.4	佐賀県
8,604	6,440	61.3	-	-	-	長崎県
6,218	3,535	33.7	-	-	-	熊本県
7,478	6,549	62.4	-	-	-	大分県
3,638	3,346	31.9	-	-	-	宮崎県
8,344	5,158	49.1	498	308	570.4	鹿児島県
-	-	-	13	9	16.7	沖縄県
1,329,627	10,498	100.0	6,787	54	100.0	合計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その5）（令和2年度）

都道府県	市町村税			地方交付税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	759,093	145,177	81.9	821,084	157,033	245.2
青森県	149,644	118,758	67.0	203,167	161,235	251.8
岩手県	153,365	125,585	70.8	211,202	172,946	270.1
宮城県	374,221	163,980	92.5	236,941	103,826	162.1
秋田県	112,088	115,364	65.1	188,054	193,550	302.2
山形県	137,445	128,451	72.4	157,774	147,450	230.2
福島県	270,370	145,143	81.9	226,187	121,425	189.6
茨城県	444,074	152,724	86.1	188,245	64,741	101.1
栃木県	314,826	161,003	90.8	88,341	45,178	70.5
群馬県	307,122	156,840	88.5	112,348	57,373	89.6
埼玉県	1,182,515	159,932	90.2	152,310	20,600	32.2
千葉県	1,045,017	165,275	93.2	165,798	26,222	40.9
東京都	4,043,013	292,051	164.7	58,492	4,225	6.6
神奈川県	1,888,200	204,788	115.5	82,205	8,916	13.9
新潟県	335,876	151,750	85.6	282,568	127,665	199.4
富山県	169,918	162,180	91.5	89,174	85,113	132.9
石川県	179,996	158,915	89.6	101,628	89,725	140.1
福井県	126,901	163,828	92.4	71,481	92,281	144.1
山梨県	121,471	147,938	83.4	96,062	116,992	182.7
長野県	297,741	143,682	81.0	260,424	125,674	196.2
岐阜県	302,628	150,049	84.6	158,191	78,434	122.5
静岡県	661,487	179,443	101.2	111,590	30,271	47.3
愛知県	1,557,016	205,985	116.2	82,337	10,893	17.0
三重県	294,842	163,732	92.3	129,159	71,725	112.0
滋賀県	220,921	155,701	87.8	86,575	61,016	95.3
京都府	450,814	178,144	100.5	161,864	63,962	99.9
大阪府	1,683,990	190,507	107.4	277,852	31,433	49.1
兵庫県	942,016	170,543	96.2	307,687	55,704	87.0
奈良県	171,634	127,614	72.0	129,743	96,467	150.6
和歌山県	126,654	134,061	75.6	125,990	133,358	208.2
鳥取県	66,492	119,384	67.3	90,092	161,758	252.6
島根県	86,649	128,754	72.6	142,594	211,885	330.9
岡山県	304,650	160,861	90.7	183,020	96,638	150.9
広島県	481,011	171,027	96.5	205,646	73,119	114.2
山口県	193,609	142,764	80.5	135,313	99,778	155.8
徳島県	100,527	136,758	77.1	94,615	128,715	201.0
香川県	135,593	139,223	78.5	84,984	87,259	136.3
愛媛県	182,728	134,721	76.0	149,738	110,398	172.4
高知県	84,310	120,179	67.8	134,570	191,824	299.5
福岡県	826,354	161,263	91.0	344,153	67,162	104.9
佐賀県	104,120	127,247	71.8	95,614	116,852	182.5
長崎県	159,312	119,243	67.3	191,449	143,298	223.8
熊本県	232,695	132,302	74.6	243,741	138,582	216.4
大分県	155,224	135,949	76.7	130,247	114,073	178.1
宮崎県	133,490	122,764	69.2	132,757	122,090	190.6
鹿児島県	200,505	123,933	69.9	249,929	154,482	241.2
沖縄県	184,791	124,398	70.2	137,964	92,875	145.0
合 計	22,456,957	177,309	100.0	8,110,895	64,040	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
30,726	5,876	172.1	1,610,903	308,087	125.9	北海道
5,919	4,697	137.6	358,729	284,690	116.3	青森県
8,672	7,101	208.0	373,239	305,631	124.9	岩手県
9,283	4,068	119.2	620,445	271,874	111.1	宮城県
6,519	6,710	196.5	306,661	315,624	129.0	秋田県
4,917	4,595	134.6	300,136	280,496	114.6	山形県
10,162	5,455	159.8	506,719	272,023	111.1	福島県
13,407	4,611	135.1	645,726	222,076	90.7	茨城県
7,709	3,942	115.5	410,876	210,124	85.8	栃木県
8,646	4,415	129.3	428,116	218,629	89.3	群馬県
17,606	2,381	69.7	1,352,431	182,913	74.7	埼玉県
17,168	2,715	79.5	1,227,983	194,212	79.3	千葉県
21,475	1,551	45.4	4,122,980	297,827	121.7	東京都
19,568	2,122	62.2	1,989,973	215,826	88.2	神奈川県
10,967	4,955	145.1	629,412	284,370	116.2	新潟県
4,389	4,189	122.7	263,480	251,481	102.7	富山県
4,436	3,916	114.7	286,060	252,557	103.2	石川県
3,457	4,463	130.7	201,838	260,572	106.5	福井県
3,123	3,804	111.4	220,656	268,734	109.8	山梨県
11,312	5,459	159.9	569,476	274,814	112.3	長野県
9,309	4,615	135.2	470,128	233,098	95.2	岐阜県
13,902	3,771	110.5	786,978	213,485	87.2	静岡県
22,421	2,966	86.9	1,661,774	219,844	89.8	愛知県
7,494	4,162	121.9	431,494	239,618	97.9	三重県
4,246	2,993	87.7	311,743	219,710	89.8	滋賀県
7,080	2,798	82.0	619,757	244,904	100.1	京都府
17,540	1,984	58.1	1,979,382	223,924	91.5	大阪府
16,224	2,937	86.0	1,265,927	229,184	93.6	兵庫県
4,246	3,157	92.5	305,623	227,237	92.8	奈良県
4,163	4,406	129.1	256,807	271,825	111.1	和歌山県
2,494	4,478	131.2	159,078	285,620	116.7	鳥取県
4,394	6,530	191.3	233,637	347,169	141.8	島根県
8,989	4,746	139.0	496,659	262,245	107.1	岡山県
10,237	3,640	106.6	696,893	247,786	101.2	広島県
5,380	3,967	116.2	334,302	246,509	100.7	山口県
3,849	5,236	153.4	198,990	270,709	110.6	徳島県
3,048	3,130	91.7	223,625	229,613	93.8	香川県
5,448	4,016	117.6	337,913	249,135	101.8	愛媛県
4,257	6,068	177.7	223,137	318,071	130.0	高知県
16,542	3,228	94.6	1,187,049	231,653	94.6	福岡県
3,393	4,147	121.5	203,127	248,246	101.4	佐賀県
5,207	3,897	114.1	355,968	266,438	108.9	長崎県
8,627	4,905	143.7	485,063	275,789	112.7	熊本県
5,992	5,248	153.7	291,463	255,270	104.3	大分県
6,307	5,800	169.9	272,554	250,654	102.4	宮崎県
8,522	5,268	154.3	458,956	283,683	115.9	鹿児島県
3,571	2,404	70.4	326,326	219,676	89.8	沖縄県
432,341	3,414	100.0	31,000,192	244,762	100.0	合計

(参考) 超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況 (令和2年度)

都道府県	地方税収計			個人住民税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	1,429,343	273,363	86.6	433,263	82,862	80.8
青森県	295,132	234,219	74.2	85,367	67,748	66.1
岩手県	307,891	252,121	79.8	90,738	74,302	72.4
宮城県	679,886	297,920	94.3	203,671	89,247	87.0
秋田県	226,122	232,730	73.7	64,782	66,675	65.0
山形県	269,751	252,100	79.8	79,723	74,506	72.6
福島県	548,619	294,517	93.3	150,524	80,806	78.8
茨城県	861,391	296,247	93.8	267,594	92,030	89.7
栃木県	597,658	305,644	96.8	180,385	92,250	89.9
群馬県	582,633	297,537	94.2	173,906	88,810	86.6
埼玉県	2,097,990	283,748	89.8	787,664	106,530	103.9
千葉県	1,866,206	295,150	93.5	699,623	110,649	107.9
東京都	6,925,865	500,296	158.4	2,305,964	166,573	162.4
神奈川県	3,024,213	327,997	103.9	1,174,348	127,366	124.2
新潟県	617,723	279,089	88.4	174,813	78,981	77.0
富山県	316,813	302,386	95.8	95,653	91,297	89.0
石川県	341,991	301,937	95.6	104,692	92,431	90.1
福井県	242,093	312,542	99.0	70,689	91,259	89.0
山梨県	234,424	285,503	90.4	72,157	87,879	85.7
長野県	574,683	277,327	87.8	176,745	85,293	83.2
岐阜県	573,644	284,423	90.1	180,692	89,590	87.4
静岡県	1,171,897	317,903	100.7	361,262	98,000	95.6
愛知県	2,730,440	361,223	114.4	871,668	115,317	112.4
三重県	556,472	309,021	97.9	168,256	93,436	91.1
滋賀県	414,586	292,191	92.5	133,154	93,844	91.5
京都府	758,398	299,690	94.9	243,642	96,278	93.9
大阪府	2,872,349	324,944	102.9	865,286	97,888	95.4
兵庫県	1,637,509	296,455	93.9	553,694	100,241	97.7
奈良県	324,156	241,017	76.3	121,287	90,179	87.9
和歌山県	237,374	251,256	79.6	71,851	76,052	74.2
鳥取県	130,869	234,971	74.4	40,059	71,924	70.1
島根県	165,550	245,995	77.9	50,784	75,461	73.6
岡山県	539,984	285,121	90.3	160,019	84,493	82.4
広島県	841,312	299,136	94.7	267,541	95,126	92.7
山口県	367,239	270,796	85.7	111,659	82,335	80.3
徳島県	192,986	262,541	83.1	56,964	77,494	75.6
香川県	269,082	276,287	87.5	82,180	84,380	82.3
愛媛県	347,510	256,211	81.1	102,013	75,212	73.3
高知県	163,320	232,805	73.7	51,264	73,074	71.2
福岡県	1,447,123	282,406	89.4	447,230	87,277	85.1
佐賀県	205,523	251,173	79.5	59,995	73,321	71.5
長崎県	306,820	229,651	72.7	95,224	71,274	69.5
熊本県	427,990	243,340	77.1	128,829	73,248	71.4
大分県	290,495	254,422	80.6	83,940	73,516	71.7
宮崎県	256,979	236,330	74.8	73,866	67,931	66.2
鹿児島県	379,950	234,849	74.4	109,540	67,707	66.0
沖縄県	347,835	234,156	74.1	105,911	71,297	69.5
合 計	39,997,821	315,803	100.0	12,990,107	102,564	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 地方税収計の税額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税等を除いた額である。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
3 個人住民税の税額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計から超過課税

地 方 法 人 二 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り		税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り				
	税 額 (円)	指 数		税 額 (円)	指 数			
172,288	32,950	72.7	297,537	56,904	77.0	北 海 道		
32,362	25,682	56.7	69,335	55,025	74.5	青 森 県		
35,491	29,063	64.1	71,159	58,269	78.9	岩 手 県		
99,990	43,815	96.7	149,193	65,375	88.5	宮 城 県		
25,298	26,038	57.4	51,387	52,889	71.6	秋 田 県		
29,303	27,386	60.4	61,742	57,702	78.1	山 形 県		
74,633	40,065	88.4	130,031	69,805	94.5	福 島 県		
114,070	39,231	86.6	204,593	70,363	95.3	茨 城 県		
72,752	37,206	82.1	145,631	74,476	100.8	栃 木 県		
74,747	38,172	84.2	141,051	72,032	97.5	群 馬 県		
205,881	27,845	61.4	469,017	63,433	85.9	埼 玉 県		
189,659	29,996	66.2	420,931	66,573	90.1	千 葉 県		
1,537,049	111,030	245.0	1,603,661	115,842	156.8	東 京 都		
341,629	37,052	81.7	686,797	74,488	100.9	神 奈 川 県		
79,302	35,829	79.0	152,994	69,123	93.6	新 潟 県		
41,134	39,261	86.6	78,158	74,599	101.0	富 山 県		
47,193	41,666	91.9	76,798	67,803	91.8	石 川 県		
37,285	48,135	106.2	60,247	77,779	105.3	福 井 県		
28,914	35,214	77.7	57,903	70,519	95.5	山 梨 県		
67,701	32,671	72.1	136,018	65,639	88.9	長 野 県		
64,200	31,832	70.2	138,863	68,851	93.2	岐 阜 県		
147,611	40,043	88.3	289,782	78,610	106.4	静 岡 県		
422,520	55,897	123.3	655,535	86,724	117.4	愛 知 県		
70,187	38,976	86.0	143,545	79,714	107.9	三 重 県		
54,903	38,694	85.4	100,575	70,883	96.0	滋 賀 県		
106,219	41,974	92.6	177,331	70,074	94.9	京 都 府		
491,354	55,586	122.6	676,695	76,553	103.7	大 阪 府		
182,442	33,029	72.9	390,654	70,724	95.8	兵 庫 県		
27,453	20,412	45.0	69,880	51,957	70.3	奈 良 県		
25,677	27,179	60.0	56,847	60,171	81.5	和 歌 山 県		
15,538	27,898	61.6	29,834	53,566	72.5	鳥 取 県		
21,325	31,687	69.9	39,391	58,532	79.3	島 根 県		
64,644	34,133	75.3	131,887	69,639	94.3	岡 山 県		
112,508	40,003	88.3	196,008	69,692	94.4	広 島 県		
47,180	34,790	76.8	89,305	65,852	89.2	山 口 県		
26,155	35,581	78.5	47,938	65,216	88.3	徳 島 県		
40,219	41,296	91.1	61,253	62,893	85.2	香 川 県		
46,203	34,065	75.2	90,212	66,511	90.1	愛 媛 県		
17,143	24,437	53.9	37,708	53,751	72.8	高 知 県		
200,976	39,221	86.5	329,546	64,311	87.1	福 岡 県		
25,681	31,386	69.2	48,832	59,679	80.8	佐 賀 県		
33,196	24,847	54.8	68,403	51,199	69.3	長 崎 県		
49,828	28,331	62.5	98,438	55,968	75.8	熊 本 県		
32,690	28,631	63.2	72,333	63,351	85.8	大 分 県		
27,544	25,331	55.9	61,333	56,404	76.4	宮 崎 県		
39,011	24,113	53.2	94,967	58,699	79.5	鹿 児 島 県		
41,572	27,986	61.7	92,890	62,532	84.7	沖 縄 県		
5,740,665	45,325	100.0	9,354,169	73,856	100.0	合 計		

を除いた額である。

4 地方法人二税の税額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計から超過課税等を除いた額である。

5 固定資産税の税収額は、市町村分（土地、家屋、償却資産及び交付金）及び道府県分の合計から超過課税を除いた額である。

6 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得(分配)				県内総生産	
	実数(10億円)		増加率(%)		実数(10億円)		増加率(%)		実数(10億円)	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
北海道	14,127.2	14,220.6	2.3	0.7	14,334.8	14,494.7	2.4	1.1	19,468.9	19,652.8
青森県	3,187.9	3,139.3	-3.8	-1.5	3,208.1	3,166.5	-3.5	-1.3	4,432.4	4,374.4
岩手県	3,459.0	3,501.5	2.4	1.2	3,483.7	3,525.0	2.4	1.2	4,666.7	4,739.6
宮城県	6,808.3	6,802.3	0.7	-0.1	6,820.5	6,819.1	1.3	-0.0	9,452.7	9,512.3
秋田県	2,623.5	2,572.3	4.5	-2.0	2,691.3	2,646.0	4.1	-1.7	3,568.3	3,520.6
山形県	3,076.8	3,062.3	5.9	-0.5	3,167.0	3,158.0	5.4	-0.3	4,278.2	4,275.9
福島県	5,396.0	5,367.3	0.5	-0.5	5,544.6	5,484.5	0.5	-1.1	7,872.9	7,905.4
茨城県	9,259.5	9,368.6	6.7	1.2	9,532.6	9,573.3	5.9	0.4	13,802.0	14,035.5
栃木県	6,666.5	6,676.1	3.2	0.1	6,806.3	6,770.4	2.7	-0.5	9,349.3	9,374.8
群馬県	6,278.5	6,302.6	3.0	0.4	6,420.1	6,408.6	3.3	-0.2	8,920.5	8,989.8
埼玉県	16,103.7	16,061.2	3.3	-0.3	22,303.5	22,332.7	3.3	0.1	23,140.7	23,254.1
千葉県	14,153.0	14,270.7	3.6	0.8	19,313.5	19,488.2	3.5	0.9	20,810.1	21,074.7
東京都	82,823.5	83,636.7	0.9	1.0	73,894.5	74,844.5	0.4	1.3	105,964.7	107,041.8
神奈川県	23,271.5	23,387.9	2.4	0.5	29,370.8	29,987.5	1.2	2.1	35,361.8	35,717.1
新潟県	6,321.4	6,381.6	1.7	1.0	6,518.0	6,548.1	1.2	0.5	9,012.7	9,122.2
富山県	3,320.2	3,474.7	2.3	4.7	3,434.3	3,569.7	2.4	3.9	4,636.0	4,824.7
石川県	3,235.1	3,306.4	1.2	2.2	3,387.1	3,456.1	1.8	2.0	4,663.4	4,768.7
福井県	2,395.9	2,456.6	3.9	2.5	2,553.2	2,538.5	3.6	-0.6	3,351.7	3,459.5
山梨県	2,395.0	2,504.9	4.4	4.6	2,505.9	2,583.0	5.4	3.1	3,456.3	3,576.1
長野県	5,962.3	6,074.0	2.5	1.9	6,098.5	6,210.0	2.5	1.8	8,425.5	8,597.6
岐阜県	5,317.1	5,442.9	2.2	2.4	5,711.8	5,828.4	1.8	2.0	7,721.1	7,920.8
静岡県	11,746.4	11,899.4	1.0	1.3	12,422.7	12,556.9	1.4	1.1	17,150.8	17,462.1
愛知県	28,127.4	28,533.1	2.3	1.4	27,801.1	28,095.7	2.0	1.1	40,275.5	40,937.2
三重県	5,333.5	5,395.7	1.2	1.2	5,572.1	5,590.7	1.2	0.3	8,280.2	8,411.4
滋賀県	4,519.0	4,529.0	5.4	0.2	4,730.0	4,687.1	4.6	-0.9	6,709.5	6,767.9
京都府	7,629.3	7,601.6	1.6	-0.4	7,779.5	7,727.8	1.6	-0.7	10,703.8	10,665.5
大阪府	28,661.6	28,776.4	3.5	0.4	27,993.1	28,108.9	4.2	0.4	39,952.6	40,195.6
兵庫県	14,590.1	14,501.3	1.4	-0.6	16,264.0	16,276.3	2.2	0.1	21,268.0	21,177.8
奈良県	2,610.8	2,647.1	1.8	1.4	3,486.5	3,523.6	2.8	1.1	3,660.9	3,722.8
和歌山県	2,454.5	2,569.9	-5.9	4.7	2,644.4	2,722.6	-5.2	3.0	3,476.4	3,604.4
鳥取県	1,375.0	1,375.4	3.4	0.0	1,401.7	1,409.6	3.8	0.6	1,897.0	1,908.0
島根県	1,775.6	1,804.0	-0.5	1.6	1,808.0	1,813.8	0.6	0.3	2,482.3	2,531.8
岡山県	5,209.0	5,120.7	3.0	-1.7	5,386.5	5,256.3	3.3	-2.4	7,810.0	7,805.7
広島県	8,503.2	8,394.4	1.7	-1.3	8,903.9	8,758.9	2.4	-1.6	11,798.8	11,713.7
山口県	4,453.6	4,416.5	3.4	-0.8	4,452.2	4,383.4	3.1	-1.5	6,348.3	6,374.6
徳島県	2,233.6	2,244.5	3.0	0.5	2,279.1	2,275.9	3.0	-0.1	3,135.0	3,173.3
香川県	2,902.1	2,909.7	1.7	0.3	2,911.6	2,899.1	2.0	-0.4	3,838.9	3,855.1
愛媛県	3,572.1	3,482.1	3.0	-2.5	3,696.0	3,593.1	3.5	-2.8	5,092.9	4,988.3
高知県	1,781.1	1,776.4	0.6	-0.3	1,875.0	1,866.9	1.1	-0.4	2,413.7	2,419.0
福岡県	13,950.1	14,037.7	2.2	0.6	14,698.9	14,735.9	3.1	0.3	19,599.4	19,808.0
佐賀県	2,075.6	2,189.9	2.4	5.5	2,145.4	2,255.0	2.4	5.1	2,934.8	3,118.4
長崎県	3,368.3	3,421.9	0.4	1.6	3,489.8	3,524.7	1.2	1.0	4,597.1	4,676.6
熊本県	4,479.3	4,457.8	3.8	-0.5	4,677.4	4,686.4	4.1	0.2	6,132.2	6,122.4
大分県	3,025.2	3,019.0	4.0	-0.2	3,095.0	3,103.3	3.2	0.3	4,493.7	4,614.3
宮崎県	2,576.5	2,599.2	1.4	0.9	2,662.8	2,666.8	1.7	0.2	3,703.3	3,740.2
鹿児島県	4,000.7	3,989.2	4.1	-0.3	4,082.8	4,049.4	4.0	-0.8	5,551.8	5,548.7
沖縄県	3,137.9	3,200.5	1.8	2.0	3,386.7	3,461.1	1.7	2.2	4,415.7	4,505.6
合計	400,273.3	402,903.0	2.1	0.7	416,746.2	419,461.8	2.2	0.7	560,078.6	565,586.5

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の令和3年版「県民経済計算年報」によるものである。

2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名 目)		県 内 総 生 産 (実 質)				1 人 当 た り 県 民 所 得				項 目
増加率 (%)		実数 (10億円)		増加率 (%)		実数 (1,000円)		増加率 (%)		県 別
29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	
1.7	0.9	18,680.7	18,786.7	1.5	0.6	2,694	2,742	3.0	1.8	北海道
-1.9	-1.3	4,300.8	4,237.4	-2.7	-1.5	2,509	2,507	-2.4	-0.1	青森県
2.2	1.6	4,477.4	4,548.2	2.3	1.6	2,776	2,841	3.4	2.3	岩手県
0.8	0.6	9,216.0	9,256.0	0.6	0.4	2,936	2,945	1.6	0.3	宮城県
4.0	-1.3	3,449.8	3,404.6	3.8	-1.3	2,703	2,697	5.6	-0.2	秋田県
5.5	-0.1	4,192.8	4,200.0	5.8	0.2	2,875	2,897	6.5	0.8	山形県
0.6	0.4	7,569.2	7,594.9	0.8	0.3	2,946	2,943	1.5	-0.1	福島県
5.7	1.7	13,202.6	13,436.9	6.3	1.8	3,296	3,327	6.3	1.0	茨城県
2.5	0.3	9,042.3	9,081.9	3.2	0.4	3,478	3,479	3.2	0.0	栃木県
2.8	0.8	8,564.9	8,659.8	3.5	1.1	3,276	3,283	3.7	0.2	群馬県
3.0	0.5	22,624.2	22,739.4	3.2	0.5	3,051	3,047	3.1	-0.1	埼玉県
3.2	1.3	19,869.3	20,097.0	2.9	1.1	3,092	3,116	3.3	0.8	千葉県
0.8	1.0	105,370.5	105,846.4	0.8	0.5	5,384	5,415	-0.3	0.6	東京都
2.3	1.0	34,440.2	34,681.5	2.1	0.7	3,207	3,268	1.1	1.9	神奈川県
1.7	1.2	8,653.0	8,755.3	2.0	1.2	2,876	2,916	2.1	1.4	新潟県
2.3	4.1	4,484.1	4,671.2	2.4	4.2	3,252	3,398	2.9	4.5	富山県
1.3	2.3	4,532.2	4,639.8	1.6	2.4	2,952	3,023	2.1	2.4	石川県
4.3	3.2	3,258.0	3,371.4	4.7	3.5	3,279	3,280	4.1	0.0	福井県
3.8	3.5	3,373.6	3,494.0	4.5	3.6	3,044	3,160	6.2	3.8	山梨県
2.1	2.0	8,219.8	8,396.2	2.4	2.1	2,938	3,010	3.1	2.4	長野県
2.1	2.6	7,495.2	7,686.8	2.7	2.6	2,844	2,919	2.5	2.6	岐阜県
1.0	1.8	16,685.2	17,050.9	1.8	2.2	3,380	3,432	1.7	1.5	静岡県
2.3	1.6	38,660.1	39,399.9	3.0	1.9	3,695	3,728	1.8	0.9	愛知県
1.5	1.6	8,033.9	8,262.0	2.1	2.8	3,096	3,121	1.6	0.8	三重県
4.7	0.9	6,532.0	6,612.2	5.5	1.2	3,349	3,318	4.6	-0.9	滋賀県
1.7	-0.4	10,422.2	10,356.4	1.7	-0.6	2,993	2,983	1.9	-0.3	京都府
3.1	0.6	38,935.1	38,983.1	2.8	0.1	3,173	3,190	4.3	0.5	大阪府
1.8	-0.4	20,703.8	20,612.6	2.2	-0.4	2,955	2,968	2.5	0.4	兵庫県
1.4	1.7	3,579.8	3,638.5	1.6	1.6	2,587	2,632	3.4	1.7	奈良県
-4.5	3.7	3,323.8	3,439.7	-4.7	3.5	2,799	2,913	-4.3	4.1	和歌山県
3.0	0.6	1,858.3	1,867.9	2.9	0.5	2,480	2,515	4.6	1.4	鳥取県
-0.2	2.0	2,402.2	2,448.3	-0.6	1.9	2,640	2,667	1.3	1.0	島根県
2.5	-0.1	7,517.0	7,546.2	2.5	0.4	2,824	2,769	3.7	-2.0	岡山県
0.4	-0.7	11,429.8	11,352.0	0.7	-0.7	3,148	3,109	2.7	-1.2	広島県
3.0	0.4	6,116.0	6,158.8	2.5	0.7	3,219	3,199	4.0	-0.6	山口県
2.6	1.2	3,057.5	3,098.5	2.2	1.3	3,066	3,092	3.9	0.9	徳島県
1.2	0.4	3,749.3	3,763.0	1.5	0.4	3,010	3,013	2.5	0.1	香川県
2.6	-2.1	4,895.9	4,801.1	2.6	-1.9	2,710	2,658	4.3	-1.9	愛媛県
0.5	0.2	2,310.6	2,309.5	0.2	-0.0	2,627	2,644	2.1	0.6	高知県
2.1	1.1	18,939.5	19,101.7	2.3	0.9	2,878	2,885	3.1	0.2	福岡県
2.1	6.3	2,852.6	3,032.0	2.2	6.3	2,604	2,753	3.0	5.7	佐賀県
0.4	1.7	4,425.0	4,505.5	0.2	1.8	2,577	2,629	2.2	2.0	長崎県
3.2	-0.2	5,926.9	5,912.7	3.2	-0.2	2,650	2,667	4.6	0.7	熊本県
3.5	2.7	4,290.5	4,408.8	3.4	2.8	2,686	2,714	3.9	1.0	大分県
1.5	1.0	3,573.2	3,609.6	1.5	1.0	2,446	2,468	2.4	0.9	宮崎県
3.6	-0.1	5,340.9	5,326.0	3.3	-0.3	2,511	2,509	4.7	-0.1	鹿児島県
1.7	2.0	4,268.7	4,334.4	1.6	1.5	2,347	2,391	1.5	1.9	沖縄県
2.0	1.0	544,898.0	549,588.1	2.1	0.9	3,289	3,317	2.3	0.9	合 計

23 主要経済指標の推移

区分	国内総生産		国内民間総資本形成		民間企業設備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,483,759	109.0	568,400	108.5	396,807	113.3
60	3,303,968	107.2	716,074	113.8	545,560	114.3
平成2年度	4,516,830	108.6	1,191,147	111.7	920,967	114.1
7	5,253,045	102.6	1,162,953	105.2	858,975	106.7
12	5,376,162	101.4	1,137,779	107.1	879,662	104.5
13	5,274,084	98.1	1,050,912	92.4	824,994	93.8
14	5,234,660	99.3	1,003,209	95.5	782,219	94.8
15	5,262,226	100.5	1,027,247	102.4	787,963	100.7
16	5,296,336	100.6	1,062,513	103.4	810,379	102.8
17	5,341,097	100.8	1,114,165	104.9	870,093	107.4
18	5,372,610	100.6	1,142,296	102.5	890,822	102.4
19	5,384,840	100.2	1,117,235	97.8	885,179	99.4
20	5,161,740	95.9	1,063,154	95.2	834,953	94.3
21	4,973,668	96.4	837,335	78.8	718,132	86.0
22	5,048,721	101.5	908,853	108.5	725,398	101.0
23	5,000,405	99.0	945,073	104.0	749,201	103.3
24	4,994,239	99.9	947,827	100.3	757,948	101.2
25	5,126,856	102.7	998,934	105.4	805,473	106.3
26	5,234,183	102.1	1,037,786	103.9	837,926	104.0
27	5,407,394	103.3	1,087,614	104.8	869,624	103.8
28	5,448,272	100.8	1,084,619	99.7	870,006	100.0
29	5,557,219	102.0	1,131,867	104.4	901,834	103.7
30	5,563,037	100.1	1,147,799	101.4	920,318	102.0
令和元年度	5,573,065	100.2	1,145,023	99.8	917,900	99.7
2	5,355,099	96.1	1,043,988	91.2	844,982	92.1
3	5,449,000	101.7	1,097,000	105.1	883,000	104.5
4	5,646,000	103.6	1,155,000	105.3	934,000	105.8

区分	民間在庫品増加		民間住宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	20,110	-	151,483	97.2	1,345,063	108.0
60	23,200	-	147,314	103.8	1,789,097	105.7
平成2年度	19,511	-	250,669	108.6	2,385,178	108.1
7	12,649	-	291,329	94.5	2,763,298	102.0
12	5,371	-	252,746	100.6	2,879,861	100.5
13	-10,133	-	236,051	93.4	2,888,995	100.3
14	-9,557	-	230,547	97.7	2,888,399	100.0
15	7,726	-	231,558	100.4	2,880,638	99.7
16	14,404	-	237,730	102.7	2,898,508	100.6
17	5,114	-	238,958	100.5	2,930,951	101.1
18	9,258	-	242,216	101.4	2,946,373	100.5
19	18,135	-	213,921	88.3	2,964,309	100.6
20	14,876	-	213,325	99.7	2,906,949	98.1
21	-45,809	-	165,012	77.4	2,857,821	98.3
22	11,058	-	172,397	104.5	2,861,086	100.1
23	16,005	-	179,867	104.3	2,869,401	100.3
24	3,072	-	186,807	103.9	2,894,804	100.9
25	-14,314	-	207,775	111.2	2,987,803	103.2
26	2,177	-	197,683	95.1	2,975,181	99.6
27	14,027	-	203,963	103.2	2,998,392	100.8
28	2,102	-	212,511	104.2	2,983,335	99.5
29	17,482	-	212,551	100.0	3,030,077	101.6
30	22,202	-	205,279	96.6	3,048,607	100.6
令和元年度	13,152	-	213,971	104.2	3,036,096	99.6
2	690	-	198,316	92.7	2,869,404	94.5
3	4,000	-	210,000	105.6	2,932,000	102.2
4	6,000	-	215,000	102.8	3,073,000	104.8

区分	鉱工業生産指数		企業物価指数		消費者物価指数	
	指数27年=100	前年度比(%)	指数27年=100	前年度比(%)	指数27年=100	前年度比(%)
昭和45年度	49.5	110.8	54.8	102.1	32.0	-
50	53.9	95.6	84.6	102.3	55.2	110.4
55	72.7	102.2	111.4	112.5	75.7	107.7
60	86.5	102.5	109.5	98.3	85.7	101.9
平成2年度	109.0	105.0	105.3	101.2	92.1	103.1
7	103.3	102.1	100.4	98.9	97.5	99.8
11	103.3	102.6	97.0	99.3	99.6	99.5
12	107.7	104.3	96.5	99.4	99.0	99.4
13	97.8	90.9	94.1	97.5	98.0	99.0
14	100.7	102.8	92.5	98.3	97.4	99.4
15	103.6	103.5	92.0	99.4	97.2	99.8
16	107.6	103.9	93.5	101.7	97.1	99.9
17	109.3	101.6	95.1	101.7	96.9	99.8
18	114.3	104.6	97.1	102.0	97.1	100.2
19	117.5	102.7	99.3	102.3	97.5	100.4
20	102.8	87.3	102.4	103.2	98.6	101.1
21	93.0	90.5	97.2	94.9	96.9	98.3
22	101.2	108.8	97.6	100.4	96.4	99.5
23	100.5	99.3	98.9	101.3	96.3	99.9
24	97.5	97.1	97.9	99.0	96.1	99.8
25	101.1	102.6	99.7	101.8	96.9	100.8
26	100.5	99.4	102.5	102.8	99.8	103.0
27	99.8	99.3	99.1	96.7	100.0	100.2
28	100.6	100.8	96.7	97.6	100.0	100.0
29	103.5	102.9	99.3	102.7	100.7	100.7
30	103.8	100.3	101.5	102.2	101.4	100.7
令和元年度	99.9	96.2	101.6	100.1	102.0	100.6
2	90.4	90.5	100.2	98.6	101.7	99.8
3	-	105.7	-	106.5	-	99.9
4	-	105.0	-	102.0	-	100.9

(注) 令和2年度までは実績、令和3年度及び令和4年度は「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和4年1月17日閣議決定)による。

なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実績については、昭和54年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和55年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成23年基準(2008SNA)によるものであり、前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和56年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成27年基準(2008SNA)によるものである。

参 考

- I 地方財政計画(令和4年度)
- II 租税及び印紙収入予算額(令和4年度)
- III 税制改正(内国税関係)による増減収見込額
(令和4年度)
- IV 主要経済指標(令和4年度)

I 地方財政計画（令和4年度）

【通常収支分】

（単位：億円）

区 分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	412,305	382,704	29,601	7.7
II 地 方 譲 与 税	25,978	18,462	7,516	40.7
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,291	2,292	△ 1	△ 0.0
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	48	45	3	6.7
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,891	2,806	85	3.0
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	149	178	△ 29	△ 16.3
5 特 別 と ん 譲 与 税	113	114	△ 1	△ 0.9
6 森 林 環 境 譲 与 税	500	400	100	25.0
7 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	19,986	12,627	7,359	58.3
III 地 方 特 例 交 付 金 等	2,267	3,577	△ 1,310	△ 36.6
IV 地 方 交 付 税	180,538	174,385	6,153	3.5
V 国 庫 支 出 金	148,826	147,631	1,195	0.8
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,015	15,164	△ 149	△ 1.0
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	104,917	103,371	1,546	1.5
(7) 生 活 扶 助 費 等 負 担 金	13,402	13,308	94	0.7
(イ) 医 療 扶 助 費 等 負 担 金	14,203	14,533	△ 330	△ 2.3
(ウ) 介 護 扶 助 費 等 負 担 金	810	792	18	2.3
(エ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	1,363	1,360	3	0.2
(オ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	16,394	15,643	751	4.8
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	12,588	12,949	△ 361	△ 2.8
(キ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	4,067	4,093	△ 26	△ 0.6
(ク) 子 ど も の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	14,918	13,932	986	7.1
(ケ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	27,172	26,761	411	1.5
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	26,532	26,711	△ 179	△ 0.7
(7) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	26,228	26,439	△ 211	△ 0.8
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	304	272	32	11.8
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	299	291	8	2.7
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	76	74	2	2.7
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	535	526	9	1.7
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,023	1,079	△ 56	△ 5.2
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	376	361	15	4.2
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	53	54	△ 1	△ 1.9
VI 地 方 債	76,077	112,407	△ 36,331	△ 32.3
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	15,729	15,487	242	1.6
VIII 雑 収 入	44,456	43,754	702	1.6
IX 復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 4	△ 2	△ 2	100.0
X 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 254	△ 345	91	△ 26.4
歳 入 合 計	905,918	898,060	7,858	0.9

(単位：億円)

区 分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	199,644	201,540	△ 1,896	△ 0.9
1 給 与 費 (退 職 手 当 を 除 く)	185,239	186,763	△ 1,524	△ 0.8
(ア) 義 務 教 育 教 職 員	55,421	55,611	△ 190	△ 0.3
(イ) 警 察 関 係 職 員	23,462	23,650	△ 188	△ 0.8
(ウ) 消 防 職 員	12,379	12,505	△ 126	△ 1.0
(エ) 一 般 職 員 及 び 義 務 制 以 外 の 教 員 並 び に 特 別 職 等	93,977	94,997	△ 1,020	△ 1.1
2 退 職 手 当	14,361	14,724	△ 363	△ 2.5
3 恩 給 費	44	53	△ 9	△ 17.0
II 一 般 行 政 経 費	414,433	408,824	5,609	1.4
1 国 庫 補 助 負 担 金 等 を 伴 う も の	234,578	229,416	5,162	2.3
(ア) 生 活 保 護 費	37,886	38,176	△ 290	△ 0.8
(イ) 児 童 保 護 費	11,344	10,499	845	8.0
(ウ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	32,788	31,286	1,502	4.8
(エ) 後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費	27,887	27,186	701	2.6
(オ) 介 護 給 付 費	33,587	32,490	1,097	3.4
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	18,063	18,579	△ 516	△ 2.8
(キ) 子 ども の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	27,219	25,557	1,662	6.5
(ク) そ の 他 の 一 般 行 政 経 費	45,804	45,643	161	0.4
2 国 庫 補 助 負 担 金 を 伴 わ ない も の	148,667	148,296	371	0.3
3 国 民 健 康 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 関 係 事 業 費	14,988	14,912	76	0.5
4 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	10,000	10,000	0	0.0
5 地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	4,200	0	0.0
6 地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	2,000	2,000	0	0.0
III 公 債 費	114,259	117,799	△ 3,540	△ 3.0
IV 維 持 補 修 費	14,948	14,694	254	1.7
V 投 資 的 経 費	119,785	119,273	512	0.4
1 直 轄 事 業 負 担 金	5,594	5,725	△ 131	△ 2.3
2 公 共 事 業 費	51,054	51,411	△ 357	△ 0.7
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	50,658	51,053	△ 395	△ 0.8
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	396	358	38	10.6
(直轄、補助事業計)	56,648	57,136	△ 488	△ 0.9
3 一 般 事 業 費	28,167	27,633	534	1.9
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	27,776	27,247	529	1.9
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	391	386	5	1.3
4 特 別 事 業 費	34,970	34,504	466	1.4
(ア) 過 疎 対 策 事 業 費	11,612	11,400	212	1.9
(イ) 地 域 活 性 化 事 業 費	820	820	0	0.0
(ウ) 旧 合 併 特 例 事 業 費	5,856	6,602	△ 746	△ 11.3
(エ) 防 災 対 策 事 業 費	948	948	0	0.0
(オ) 施 設 整 備 事 業 費 (一 般 財 源 化 分)	934	934	0	0.0
(カ) 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	5,800	4,800	1,000	20.8
(ク) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	4,000	4,000	0	0.0
(地方単独事業計)	63,137	62,137	1,000	1.6
VI 公 営 企 業 繰 出 金	24,349	24,430	△ 81	△ 0.3
1 収 益 勘 定 繰 出 金	10,818	10,843	△ 25	△ 0.2
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,531	13,587	△ 56	△ 0.4
VII 地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	18,500	11,500	7,000	60.9
歳 出 合 計	905,918	898,060	7,858	0.9

(参考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳入

区 分	令和4年度		令和3年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
地 方 税	412,305	45.5	382,704	42.6
地 方 譲 与 税	25,978	2.9	18,462	2.1
地 方 特 例 交 付 金 等	2,267	0.3	3,577	0.4
地 方 交 付 税	180,538	19.9	174,385	19.4
国 庫 支 出 金	148,826	16.4	147,631	16.4
地 方 債	76,077	8.4	112,407	12.5
使 用 料 及 び 手 数 料	15,729	1.7	15,487	1.7
雑 収 入	44,456	4.9	43,754	4.9
歳 入 合 計	906,176	100.0	898,407	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まない。

(2) 歳出

区 分	令和4年度		令和3年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	199,644	22.0	201,540	22.5
一 般 行 政 経 費	414,433	45.8	408,824	45.5
公 債 費	114,259	12.6	117,799	13.1
維 持 補 修 費	14,948	1.7	14,694	1.6
投 資 的 経 費	119,785	13.2	119,273	13.3
公 営 企 業 繰 出 金	24,349	2.7	24,430	2.7
地方交付税の不交付団体における 平均水準を超える必要経費	18,500	2.0	11,500	1.3
歳 出 合 計	905,918	100.0	898,060	100.0

【東日本大震災分】

(復旧・復興事業)

(単位：億円)

区 分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 震災復興特別交付税	1,069	1,326	△ 257	△ 19.4
II 一般財源充当分	4	2	2	100.0
III 国庫支出金	1,822	1,913	△ 91	△ 4.8
IV 地方債	9	8	1	12.5
V 雑収入	83	79	4	5.1
歳 入 合 計	2,987	3,328	△ 341	△ 10.2
B 歳 出				
I 給与関係経費	58	65	△ 7	△ 10.8
II 一般行政経費	1,418	1,686	△ 268	△ 15.9
1 国庫補助負担金等を伴うもの	921	1,003	△ 82	△ 8.2
2 国庫補助負担金を伴わないもの	497	683	△ 186	△ 27.2
III 公債費	83	79	4	5.1
IV 投資的経費	1,428	1,497	△ 69	△ 4.6
1 直轄事業負担金	0	0	△ 0	△ 0.0
2 公共事業費	1,426	1,410	16	1.1
3 一般事業費	2	87	△ 85	△ 97.7
V 公営企業繰出金	0	1	△ 1	△ 100.0
歳 出 合 計	2,987	3,328	△ 341	△ 10.2

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	令和4年度		令和3年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 震災復興特別交付税	1,069	35.8	1,326	39.8
II 一般財源充当分	4	0.1	2	0.1
III 国庫支出金	1,822	61.0	1,913	57.5
IV 地方債	9	0.3	8	0.2
V 雑収入	83	2.8	79	2.4
歳 入 合 計	2,987	100.0	3,328	100.0
B 歳 出				
I 給与関係経費	58	1.9	65	2.0
II 一般行政経費	1,418	47.5	1,686	50.6
III 公債費	83	2.8	79	2.4
IV 投資的経費	1,428	47.8	1,497	45.0
V 公営企業繰出金	0	0.0	1	0.0
歳 出 合 計	2,987	100.0	3,328	100.0

(全国防災事業)

(単位：億円)

区 分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	768	744	24	3.2
II 一 般 財 源 充 当 分	254	345	△ 91	△ 26.4
III 雑 収 入	1	1	0	0.0
歳 入 合 計	1,023	1,090	△ 67	△ 6.1
B 歳 出				
I 公 債 費	1,023	1,090	△ 67	△ 6.1
歳 出 合 計	1,023	1,090	△ 67	△ 6.1

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	令和4年度		令和3年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 地 方 税	768	75.1	744	68.3
II 一 般 財 源 充 当 分	254	24.8	345	31.6
III 雑 収 入	1	0.1	1	0.1
歳 入 合 計	1,023	100.0	1,090	100.0
B 歳 出				
I 公 債 費	1,023	100.0	1,090	100.0
歳 出 合 計	1,023	100.0	1,090	100.0

Ⅱ 租税及び印紙収入予算額（令和4年度）

（単位 億円）

税 目	令和3年度		令和4年度						
	当 予 算	初 額 補 正 後 額	前年度予算額に対する 現行法による増減 (△)収見込額		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減(△)収 見込額	改正法に よる収入見 込額(予算額)	前年度当初予算額に対する 増減(△)収見込額	
			対 当 初	対 補 正 後				対 当 初	対 補 正 後
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5) = (1) + (3) (2) + (4)	(6)	(7) = (5) + (6)	(8) = (7) - (1)	(9) = (7) - (2)
（一般会計）									
所得税	157,440	167,390	13,360	3,410	170,800	40	170,840	13,400	3,450
源泉分	29,230	32,880	3,740	90	32,970	10	32,980	3,750	100
申告分	186,670	200,270	17,100	3,500	203,770	50	203,820	17,150	3,550
法人税	89,970	128,870	44,330	5,430	134,300	△ 940	133,360	43,390	4,490
相続税	22,290	25,550	3,900	640	26,190	-	26,190	3,900	640
消費税	202,840	211,080	12,890	4,650	215,730	-	215,730	12,890	4,650
酒税	11,760	11,760	△ 480	△ 480	11,280	-	11,280	△ 480	△ 480
たばこ税	9,120	9,120	220	220	9,340	-	9,340	220	220
揮発油税	20,700	21,280	90	△ 490	20,790	-	20,790	90	△ 490
石油ガス税	40	40	10	10	50	-	50	10	10
航空機燃料税	370	370	△ 180	△ 180	190	150	340	△ 30	△ 30
石油石炭税	6,060	6,060	540	540	6,600	-	6,600	540	540
電源開発促進税	3,050	3,050	80	80	3,130	-	3,130	80	80
自動車重量税	3,820	3,820	30	30	3,850	-	3,850	30	30
国際観光旅客税	300	40	△ 210	50	90	-	90	△ 210	50
関税	8,460	8,460	△ 200	△ 200	8,260	△ 10	8,250	△ 210	△ 210
とん税	90	90	0	0	90	-	90	0	0
印紙収入	5,350	5,350	30	30	5,380	-	5,380	30	30
現金収入	3,590	3,590	470	470	4,060	-	4,060	470	470
計	8,940	8,940	500	500	9,440	-	9,440	500	500
合計	574,480	638,800	78,620	14,300	653,100	△ 750	652,350	77,870	13,550
（交付税及び譲与税配付金特別会計）									
地方法人税	13,232	17,037	3,895	90	17,127	-	17,127	3,895	90
地方揮発油税	2,214	2,277	11	△ 52	2,225	-	2,225	11	△ 52
石油ガス税（譲与分）	40	40	10	10	50	-	50	10	10
航空機燃料税（譲与分）	191	191	△ 39	△ 39	152	-	152	△ 39	△ 39
自動車重量税（譲与分）	2,789	2,789	127	127	2,916	-	2,916	127	127
特別とん税	113	113	0	0	113	-	113	0	0
特別法人事業税	12,556	18,340	7,488	1,704	20,044	-	20,044	7,488	1,704
合計	31,135	40,787	11,492	1,840	42,627	-	42,627	11,492	1,840
（国債整理基金特別会計）									
たばこ特別税	1,132	1,132	△ 6	△ 6	1,126	-	1,126	△ 6	△ 6
（東日本大震災復興特別会計）									
復興特別所得税	3,920	4,206	360	74	4,280	-	4,280	360	74
総計	610,667	684,925	90,466	16,208	701,133	△ 750	700,383	89,716	15,458

Ⅲ 税制改正（内国税関係）による増減収見込額（令和4年度）

（単位：億円）

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
住宅ローン控除の見直し	▲ 20	50
2. 法人課税		
(1)積極的な賃上げ等を促すための措置	▲ 1,640	▲ 870
(2)5G導入促進税制の見直し	10	▲ 20
(3)保険会社等の異常危険準備金制度の見直し	▲ 50	▲ 50
法人課税 計	▲ 1,680	▲ 940
3. 消費課税		
(1)航空機燃料税の税率の見直し	150	150
(2)沖縄県産酒類の軽減措置の段階的廃止	20	-
消費課税 計	170	150
合 計	▲ 1,530	▲ 740

(注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(注2) 住宅ローン控除の見直しによる平年度減収見込額は、令和4年から令和7年までの居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額(1年当たり)の平均額を計上している。

(注3) 完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直しにより、所得税及び法人税あわせて、令和5年度に▲0.8兆円の減収が生じ、令和7年度に+0.8兆円の増収が生じることとなる。

IV 主要経済指標(令和4年度)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度比増減率											
	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	令和2年度		令和3年度		令和4年度							
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	(2020年度)		(2021年度)		(2022年度)							
	兆円	兆円	兆円	%	%	%	%	%	%						
	(名目)	(名目)	(名目)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)						
国内総生産	535.5	544.9	564.6	▲ 3.9	▲ 4.5	1.7	2.6	3.6	3.2						
民間最終消費支出	286.9	293.2	307.3	▲ 5.5	▲ 5.5	2.2	2.5	4.8	4.0						
民間住宅	19.8	21.0	21.5	▲ 7.3	▲ 7.8	5.6	▲ 0.5	2.8	0.9						
民間企業設備	84.5	88.3	93.4	▲ 7.9	▲ 7.5	4.5	2.5	5.8	5.1						
民間在庫変動()内は寄与度	0.1	0.4	0.6	(▲ 0.2)	(▲ 0.2)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)						
政府支出	144.6	147.9	148.6	2.4	3.0	2.3	0.9	0.5	0.1						
政府最終消費支出	113.7	117.4	118.0	1.7	2.5	3.2	2.1	0.5	0.2						
公的固定資本形成	30.9	30.5	30.6	5.5	5.1	▲ 1.3	▲ 3.6	0.2	▲ 0.3						
財貨・サービスの輸出	84.1	101.6	109.6	▲ 12.1	▲ 10.5	20.8	11.4	7.9	5.5						
(控除)財貨・サービスの輸入	84.5	107.5	116.5	▲ 13.4	▲ 6.6	27.2	7.4	8.4	4.1						
内需寄与度	/			▲ 4.2	▲ 3.9	2.8	2.0	3.8	3.0						
民間寄与度				▲ 4.8	▲ 4.7	2.2	1.7	3.7	3.0						
公需寄与度				0.6	0.8	0.6	0.2	0.1	0.0						
外需寄与度				0.3	▲ 0.7	▲ 1.0	0.6	▲ 0.2	0.2						
国民所得	375.7	383.5	403.8	▲ 6.2	/	2.1	/	5.3	/						
雇業者報酬	283.7	288.3	293.7	▲ 1.5	/	1.6	/	1.9	/						
財産所得	26.4	26.8	27.4	3.0	/	1.5	/	2.1	/						
企業所得	65.6	68.4	82.7	▲ 24.6	/	4.3	/	20.9	/						
国民総所得	554.7	566.9	589.0	▲ 4.2	▲ 3.9	2.2	1.4	3.9	3.1						
労働・雇用	万人	万人	万人	%程度		%程度		%程度							
労働力人口	6,863	6,871	6,873	▲ 0.5		0.1		0.0							
就業者数	6,664	6,681	6,705	▲ 1.0		0.3		0.4							
雇業者数	5,962	5,981	6,004	▲ 1.0		0.3		0.4							
完全失業率	%	%程度	%程度	2.9		2.8		2.4							
生産	%	%程度	%程度	/											
鉱工業生産指数・増減率	▲ 9.5	5.7	5.0												
物価	%	%程度	%程度												
国内企業物価指数・変化率	▲ 1.4	6.5	2.0												
消費者物価指数・変化率	▲ 0.2	▲ 0.1	0.9												
GDPデフレーター・変化率	0.7	▲ 0.8	0.4												
国際収支	兆円	兆円	兆円	%程度		%程度		%程度							
貿易・サービス収支	0.2	▲ 5.3	▲ 5.8	/											
貿易収支	3.9	▲ 1.4	▲ 3.7												
輸出	68.4	83.8	88.7							▲ 8.4		22.5		5.9	
輸入	64.4	85.2	92.4							▲ 13.3		32.3		8.5	
経常収支	16.3	13.6	15.2	/											
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度							3.0		2.5		2.8	

- (注1) 消費者物価指数は総合である。
(注2) Go To キャンペーン事業による消費者物価(総合)上昇率への影響を機械的に試算すると、2020年度に▲0.1%ポイント程度、2021年度に0.1%ポイント程度、2022年度に▲0.0%ポイント程度と見込まれる。また、携帯電話通信料引下げによる消費者物価(総合)上昇率への影響を機械的に試算すると、2021年度に▲1.3%ポイント程度と見込まれる。
(注3) 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	令和2年度 (実績)	令和3年度	令和4年度
世界GDP(日本を除く。)の 実質成長率(%)	▲ 1.6	6.4	4.0
円相場(円/ドル)	106.0	111.8	114.1
原油輸入価格(ドル/バレル)	42.9	76.0	83.0

(備考)

- 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
- 円相場は、令和3年11月1日～11月30日の期間の平均値(114.1円/ドル)で同年12月以降一定と想定。
- 原油輸入価格は、令和3年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(83.0ドル/バレル)で同年12月以降一定と想定。